

目 次

第1号（6月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸報告	8
諮問第3号	15
承認第2号	15
承認第3号	20
承認第4号	22
承認第5号	24
承認第6号	28
議案第22号	30
議案第23号	32
議案第24号	34
議案第25号	36
議案第26号	37
議案第27号	41
議案第28号	45
散 会	47

第2号（6月12日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	50

出席議員	5 1
欠席議員	5 1
事務局職員出席者	5 1
説明のため出席した者の職氏名	5 1
開 議	5 2
一般質問	5 2
3 番 平田 康雄君	5 2
8 番 東 義一君	6 8
4 番 野瀬 繁隆君	7 9
1 1 番 高橋 直也君	9 3
2 番 隠塚 春子君	1 0 8
7 番 平山 賢治君	1 1 8
散 会	1 3 5

第3号（6月16日）

議事日程	1 3 7
本日の会議に付した事件	1 3 8
出席議員	1 3 9
欠席議員	1 3 9
事務局職員出席者	1 3 9
説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
開 議	1 4 0
諮問第3号	1 4 0
承認第2号	1 4 0
承認第3号	1 4 3
承認第4号	1 4 5
承認第5号	1 5 4
承認第6号	1 5 4
議案第22号	1 5 8
議案第23号	1 5 8
議案第24号	1 5 9
議案第25号	1 6 0

議案第26号	161
議案第28号	161
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	163
閉 会	163
署 名	164

大刀洗町告示第32号

令和5年第25回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年5月25日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

令和5年 第25回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和5年6月9日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年6月9日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③令和5年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第1号 令和4年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥報告第2号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑦報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑧報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑨報告第5号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 承認第2号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第11号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第3号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算 (第1号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第4号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第9 承認第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

を求めることについて

- 日程第10 議案第22号 健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第23号 下高橋地区中島ため池浚渫工事 2 工区の請負契約の締結について
- 日程第12 議案第24号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事 1 工区の請負契約の締結について
- 日程第13 議案第25号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事 2 工区の請負契約の締結について
- 日程第14 議案第26号 甲条地区屋敷付ため池浚渫工事 1 工区の請負契約の締結について
- 日程第15 議案第27号 大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェアの取得について
- 日程第16 議案第28号 令和 5 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 3 号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③令和5年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第1号 令和4年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥報告第2号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑦報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑧報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑨報告第5号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 承認第2号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第3号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第4号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第9 承認第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 議案第22号 健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について

日程第11 議案第23号 下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

日程第12 議案第24号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第13 議案第25号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

- 日程第14 議案第26号 甲条地区屋敷付ため池浚渫工事 1 工区の請負契約の締結について
- 日程第15 議案第27号 大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェアの取得について
- 日程第16 議案第28号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
農政商工係長 ……………	宮原 英壽	監査委員 ……………	渡邊 康弘

開会 開議午前9時30分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和5年第25回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、平山賢治議員、8番、東義一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

6月議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和5年6月2日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は4名で、1名欠席でした。安丸議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て、協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、6月9日から16日までの8日間と決定いたしました。

会期8日間の内容ですが、まず本日は議事日程に従って順次、議案を上程し、議案審議を進めていただき、議案第27号につきましては本日採決をお願いいたします。

なお、本議会散会后、全員協議会を開催いたします。

10日、11日は休会といたします。

12日月曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。

13日は休会といたします。

14日は全員協議会を開催し、自由討議を行います。

15日は休会といたします。

16日は本会議を開催し、議案審議をいたします。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月16日までの8日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに2件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和5年1月末日分、2月末日分、3月末日分、4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、令和5年度町村議会議長・正副議長研修会の報告を行います。高橋直也副議長、登壇して報告願います。高橋副議長。

○副議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。副議長の高橋直也です。

報告をさせていただきます。

先月の5月23日、令和5年度町村議会・正副議長研修会が、東京赤坂にある東京国際フォーラムでありました。

当町議会からは、安丸議長と私の2名で参加いたしました。

今回の講演講師の方々には、大正大学共生学部江藤俊昭氏、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事の若宮正子氏、朝日新聞社コンテンツ編成本部次長の三島あずさ氏の3名の方より、講演を行っていただきました。

まず、大正大学共生学部教授、江藤俊昭氏の講演内容は、「町村議会の課題と今後の展望につ

いて」というテーマで行われ、議員の成り手不足や町村会議員の報酬、政務活動費の在り方などについてのお話でした。

次に、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事、若宮正子氏の内容は、「町村こそデジタルを一住民のためのデジタル活用法」というテーマで行われ、岸田首相主催のデジタル田園都市国家構想実現会議などのお話がありました。

最後に、朝日新聞社コンテンツ編成本部長の三島あずさ氏からは、「地方議会とハラスメント」のテーマのお話があり、地方議会の中で女性議員が直面したハラスメントの実例などが挙げられ、これまでの常識の捉え方やコミュニケーションの取り方など、今後ますますの多様化に対応していくためにも、議員個人のスキルアップの必要性などのお話がありました。

結びに、今回の講演会での内容を議会全体でも共有していき、今後の議会活動の活性化に役立っていきたいと思いました。

以上で報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告願います。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） 改めて、おはようございます。総務文教厚生委員長の東義一です。

閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

当委員会は、去る5月19日に、全委員及び安丸議長出席の下、所管する事業を定期的に調査研究に取り組む年間活動計画に沿って、今回は、教育委員会、平田子ども課長及び高井子育て支援係長の出席を得て、議会報告会でも意見が寄せられている不登校への対応、支援策の状況、また、保育園の待機児童、保育料及び第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、説明、報告を求めました。

まず、不登校への対応、支援策の状況であります。令和4年度の不登校数は小学生児童数943名のうち21名、約2%、うち解消1名。中学生にあつては414名のうち32名、約7%、うち解消24名で、小中学生総数53名、解消25名という報告を受けました。

こうした中での不登校の主たる要因の内訳として、無気力、不安がトップを占め、続いて生活リズムの乱れ、遊び、非行、親子の関わり方等が要因ということも併せて報告がありました。

このようなことから不登校の原因については大変難しい部分があるが、支援策としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが家庭の中に入って相対して話し合うことなどの支援を行っているのが現状であるということでもございました。

また、現在スクールソーシャルワーカーの配置が小中学校合わせて1名であり、この不登校の約30名を1名で担うのは大変なことであり、こうした事情からして、委員からも、担当課とし

て人員配置数の問題は予算的な部分も含めて近隣状況を調査検討課題として捉える必要があるのではないかという御意見もありました。

次に、保育園の待機児童、保育料、給食等についてでございますが、待機児童にあつては令和3年4月1日現在で21人であったが、令和4年、5年度はゼロ人であり、昨年はおおぞら保育園の開園の影響があると考えられるということでございました。

また、保育料については、見直し等を行っていないが、北筑後管内では、当町は若干低いというような状況であり、給食費補助についても500円で例年どおりの補助を行っているということでもございました。

また、以前、保育料決定時は総務文教厚生委員会に報告があつていたが、いつの間にか報告がなくなっているが、大刀洗町は近隣と比べて非常に安く設定され、子育て支援に力を入れていることを前向きに捉えることができるので、ぜひ報告をしてほしいという委員からの要望がありました。

次に、第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてでございますが、令和2年度から令和6年度の5年間の支援事業の計画であり、4年度が3年目であり、教育・保育の認定区分、地域子ども・子育て支援事業、その他の子育て支援施策等の中間見直しを行ったということでもございます。

次に、先進地の研修といたしまして、5月19日に宗像市を訪問し、子ども基本条例の取組について調査研究、意見交換を実施いたしました。当市の子ども基本条例は、平成24年度に施行された子ども基本条例の目的や効果について説明を受け、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」宗像を3つの柱として、「子どもの権利」と「大人の責務」を明記し、子どもにやさしいまちづくりを目指しておられました。

最後になりますが、先月4校区において第13回議会報告会を実施し、当委員会に寄せられた62件の御意見・御提案につきましては、後日、これらに対する回答をいたしたいというふうに考えております。

今後も委員会として、行政の所管事務の調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上で閉会中の総務文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告願います。野瀬繁隆委員長。

○建設経済委員長（野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の野瀬でございます。

私からは、閉会中の所管事務に関する調査等について報告をいたします。

建設経済委員会を令和5年5月11日の9時半から協議会室で開催をいたしました。

出席委員は全委員と議長及び関係課長の出席により開催をいたしまして、ため池浚渫工事について及び防災についてを議題として審議を行いました。

まず、ため池浚渫工事についてでございますが、4年度浚渫工事の工事完了の報告及び5年度の工事予定について説明を受け審議をいたしました。浚渫残土処理の考え方ですとか、適正工期の設定などに関する意見が多く出されたところでございます。

5年度工事につきましても工期や残土処理及び入札制度に関する意見などが出され、これらの意見を踏まえた円滑な事業推進が求められるところでございます。

次に、防災についてでございますが、令和5年度の水防計画については、指定避難所に関する見直しあるいは防災行政無線の整備及び防災ラジオの活用などの情報伝達の強化・充実、また、実情に応じた水防計画の見直しなどの意見が出されたところでございます。

その後、4月より運用開始されています防災行政無線の親局の機器等の説明を受け、その後、河床の洗掘により橋脚の保護工事が進められている小石原川にかかっている目北橋の現地視察を行いました。

なお、工事は5月末に完了しております、工事のため、橋の通行止めは6月1日に解除されているところでございます。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

第178号の作成については、2月27日に広報委員会、また、3月24日以降に編集会議を4回開催し、4月28日に発行しております。行政各位にはお忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき感謝申し上げます。毎号何かしら新しいことに挑戦しておりますため、なかなか計画どおりには編集作業が進まず御迷惑をおかけしております。今後も作業工程の改善に努めます。

次号179号の発行につきましては、会期中に広報委員会を開き、企画や日程を協議する予定でございます。7月28日の発行を予定しております。

今任期中の議会だよりの編集も残り1回となりました。この4年間試行錯誤の連続で他方面に多大な御協力をいただきました。次号も時期に鑑み適切な特集などを企画できればと思っております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは閉会中18件の記事を更新しております。内容は、本会議に関すること、委員会活動に関すること、議会報告会や議会モニター制度に関すること、その他であります。

ホームページにつきましては、この間、議会関係法令や要綱、議会改革のあゆみ、視察受入れ実績などのデータを整備していただき新たに公開をしております。今後も情報公開の推進と分かりやすいウェブ作りに取り組んでまいります。

3、その他議会の広報に関する活動。

6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。視察の受入れにつきましては、3月定例会閉会以降2件の議会にお越しいただいております。福岡県小郡市議会、岩手県雫石町議会。広報や広聴の活動について他議会の経験や課題もお聞きできることは、私たちにとりましても貴重な経験と感謝しております。6月以降も多くのお申込みを頂いており、全国の志を同じくする皆様とお会いできることを委員一同楽しみにしております。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。

閉会中の委員会報告を行います。

モニターさんとの意見交換会を令和5年3月28日午後7時より協議会室において開催いたしました。出席者は全議員の10名とモニターさんの5名でした。

意見交換会の議題といたしましては、議会運営について、一般質問について、議会広報について、その他というようなことで、主な意見が出されたところです。

それでは、主な意見の議題を申し上げます。

人権擁護委員さんの推薦と個人情報の保護の件、一般質問のときの温度管理の問題点、一般会計予算の反対賛成意見等について、ドライブレコーダー、防犯カメラの設置について、カーブミラーの件、就学支援金と所得制限についての意見交換会を行いまして終わりました。

次に、第13回議会報告会を開催いたしました。5月12日南部コミュニティーセンター、15日就業改善センター、18日憩いの園大堰交流センター、19日ふれあいセンター、各会場で午後7時から午後9時までの開会でした。議員は全員出席でした。

次に、参加者の内容につきまして、大堰が43名、本郷が17名、大刀洗が21名、菊池が11名、合計92名の参加でした。

アンケートも含めて179件の御意見等をお聞きいたしましたので、6月中に各担当常任委員会で整理いたしまして、後日、報告を申し上げます。

以上をもって、閉会中の委員会報告といたします。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会改革特別委員会、松熊武比古副委員長、登壇して報告願います。

○議会改革特別副委員長（松熊武比古） おはようございます。

4月の24から25、26と沖縄県の嘉手納町それから南風原町という両議会のほうに訪問いたしましたして、政務活動費をどうやってあるのかというようなことをいろいろとお伺いしました。

嘉手納基地というのは、皆さん御存じと思いますが、米軍基地がありまして、土地の82%が米軍基地と。町民が持っている、住んである地域は18%ということで、1万3,000人の人口で、議員は16名で回してあります。

それから、大体報酬については、嘉手納地区は大刀洗とほとんど変わらない。ただ、政務活動費が1万5,000円出ると。南風原町も一緒なんですけど、また後で言いますが、非常に活気のある町でございました。

それから町議会のほうも、大刀洗の議会だよりあたり常に上位に入賞しておるといことも御存じでして、お伺いもしたいなという声も出ておりました。出席、出たのは議員が8名で、この特別委員会委員は行っております。

それから、翌日が南風原町。これは人口が3万2,000ぐらいだったのが18歳まで医療費ただとか、非常に子供を育てやすい環境ということで、1年後には約4万人ほどに人口が増えております。約4万人の中で、議員数は16名ということでございます。

それから去年ですか、報酬のほうも3万値上げして26万3,000円と我々よりもちょっと二、三万ほど高い報酬になっております。

それから、ここも1万5,000円の政務活動費を出しております。ただし、この政務活動費の中でもガソリン代は払わないということで、講演会とか、議員のスキルを上げるための費用に使ってほしい、それから書籍等についても活用して議員のスキルを上げてほしいということで使っておると。ただし、職を持ってある方がやはり自分の仕事が忙しいとなかなかそういう講習会あたりも受けられないということで、年間18万ですけど、返される方が四、五人はおられるということでございました。大刀洗町もこの政務活動費というのは一考すべきではないかというようなことに結論を出しました。

それから、嘉手納町に行った帰りに嘉手納基地を見に行きましたが、爆撃機の騒音というのは100デシベルぐらいしまして、住民も困るだろうなというような感じを持って帰ってきた次第でございます。

これで報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、報告第1号令和4年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第

2号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号株式会社たちあらいの経営状況の報告について、報告第4号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について、報告第5号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について、以上5件につきましては、それぞれの報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本日の本会議散会后、全員協議会を開き、説明を求めることにいたします。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長(中山 哲志) 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和5年第25回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にも関わりませず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、先月4校区において13回目となる議会報告会を開催され92名の住民の皆様が参加されたと伺っております。住民との対話を大切にする議会の取組に対し改めて敬意を表します。

さて、先月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され一月が経過いたしました。間もなく、乾いていた田に水が入り、田が美しく輝く風景が広がる田植の季節となります。少しずつ以前の日常に戻っていくことを期待をしているところでございます。

さて、気象庁は、先月23日、3か月予報を発表し、九州北部地方の降水量はほぼ平年並みの見込みと発表をいたしております。しかしながら、近年は地球温暖化の影響で、局地的な集中豪雨等による災害が日本各地を襲っており、大刀洗町でも一昨年まで5年連続で大雨被害が生じてございます。このため、大刀洗町では、本年4月から防災行政無線の運用を開始するとともに4月23日には三井消防署指導の下、大刀洗町消防団と町職員合同で大雨に備えた水防訓練を実施したほか、先月31日には小石原川左岸の7行政区に対し水害に対する避難指示等の説明会を開催をしたところでございます。また避難所機能や学習・研修機能を強化した生涯学習の拠点としての中央公民館の大規模改修工事が竣工し、来月にはリニューアルオープンをいたします。

今後とも住民の皆様の安全・安心の確保のため、より一層の防災力向上に努めてまいります。

さて、今議会には、昨今の物価高騰を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した非課税世帯への3万円を給付する価格高騰重点支援金事業やプレミアム・クーポン事業などに必要な経費を計上した一般会計補正予算1件、一般会計繰越明許費繰越計算書など報告が5件、人権擁護委員候補者の推薦1件、専決処分事項の承認5件、重要な契約等の締結

5件、財産の取得1件を提案をいたしております。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元です。

それでは、提案理由及び内容を御説明いたします。

諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字栄田、氏名、川野静子。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

人権擁護委員につきましても、町が法務局に推薦し、国、法務大臣が委嘱することとなっております。期間は3年となっております。

次のページをご覧ください。

履歴書のほうをおつけしておりますので、お読み取りください。

以上で終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。

本日は、質疑、討論を省略いたします。

日程第5. 承認第2号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、承認第2号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、提案理由及び内容を御説明いたします。

承認第2号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、中央公民館大規模改修工事に関し、繰越明許費の限度額を事業費から工事前払金を差し引いた額としておりましたが、令和4年度中の前払金の支払いはなく、令和5年度に工事費の全額を支払うこととなったため、繰越明許費の補正が必要となりました。特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしました。これが提案理由でございます。

1枚おめくりください。

専決処分書でございます。

もう1枚おめくりください。

専決第4号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7億6,185万5,000円とする。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日専決。大刀洗町長、中山哲志。

もう1枚おめくりください。

第1表の繰越明許費補正でございます。

9款5項の社会教育費事業名といたしまして、中央公民館大規模改修事業です。変更前の金額が2億2,436万4,000円、変更後3億6,517万9,000円と変更しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆です。

提案理由、今説明をいただきました。4年度中に前払金の支払いなどがなくて5年度に支払うこととなったためというふうに説明がございました。このことについて、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思うんです。例えば、その前払金というのは、業者より、そういう前払金の請求があるんだろうと思うんですが、前払金請求があっていたのか、それとも前払金の請求があっていたんだけど、何かの理由でちょっと払えなくなったというのか、そこをちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

前払金について、もう少し詳しく、請求があったのか、なかったのか、そういった点についての御質問でございます。

まず、前払金の請求についてはございませんでした。業者に確認しておりますけれども、最後まで前払いの請求はないということでした。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 何でそういうことを聞いたのかということ、3月議会で繰越明許費計上されていますよね。その時点で繰越しがあるのかないか再度チェックしてあったんだろうと思うんです。そこは予算の執行管理がどうしてあったのか。なぜ3月31日に専決して繰り越さないかんと。この件は、4月に、4月かな、当初予算が成立してすぐ繰り越してあるんです。それも専決で繰り越してあるんですよ。今回も年度末で3月31日で専決で繰り越してある。先ほど繰越しの調書を添付というか、配付されましたけど、全体の繰越額の約78%、8割近くが専決でやられているんです。この1件だけ。だから、専決処分は自治法で179条を適用されたんだと思うんですけど、できないことはないんですけど、あまりにも専決だけで、我々議員、議会の議案として中身を議論することがないんです。そういうことで、私は、いつ、そういう事態が分かったのかということをもう1回詳しく説明をお願いしたいと思います。3月3日上程の繰越調書のときには多分チェックしてあるから全部財政のほうに上がっていったんだろうと思うんですけど、その時点で、なぜ、チェックされてなかったのか。出ていませんということをおっしゃいましたけど、それなら、なおさら、その時点で補正すべきじゃないかなと思うんです。そこはどうされていたんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えします。繰越し、専決についての経緯についての御質問でございます。

まず、野瀬議員から御指摘がありましたとおり、本予算については、令和4年の4月5日に全協において説明をさせていただき、専決についての説明をさせていただいているところです。この理由につきましては、工期が年度をまたぐことが判明したため、あの時点で専決をさせていただいて、その時点で全体予算3億6,500万余りのうち、1億4,080万余りを前払金の請求があるため、令和4年度内に支出することを予想して、それを除いた額を専決とさせていただいたところでございます。当然業者のほうから前払金の請求があるものと想定しておりましたが、ありませんでした。先ほど説明したとおりありませんでした。本来であれば、御指摘のとおり、

その時点で業者に最終的に確認をし、前払金がないということを確定させて、繰越予算を補正をかけて議会に諮るべきだったというふうに認識しております。これについては、まず、前払金の請求がなかったことを私どもが失念しておったこと、さらに、ないのであれば、補正をかけて議会に諮るべきことを失念しておったこと、この点がございます。その点については重々反省をしておるところであります。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いわゆる予算の執行管理をどうしてあるのかというのが非常に疑問なんですよね。当然年度末になれば、今説明がありましたが、年度当初にすぐ繰り越したということも、私ども議員がですね、最初から分かっとったちゃろうもんというような話をされました。いわゆる当初予算を組んだときに1年工期というのはもう分かっていたんじゃないですかと。だから、その時点で債務負担行為か何かを取って、適正工期を取って、発注すべきじゃないかというふうに指摘されたと思うんです。それは多分申し訳ないけど課長がすぐ変わられた時点だったから、なかなか引き継ぎもうまくいってなかったとかいうこともちょっとあったのかも分かりませんが、それにしても今回ちょっとびっくりしたのは、さらにですね、さらに、3月31日ですよ。これを繰り越さないかんというのが分かったというのは、いつなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えします。

いつの時点で繰越し、この補正が必要になったかが分かったかという御質問でございますが、年度末において、執行状況の整理を行っていた時点で発覚したものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 年度末に整理しよったから、そこで分かりましたちゅうなら、なぜ、その年度末で整理するときに繰越しの議案を。出してあるでしょう、3月議会、補正で。13号やったかな。議案番号ちょっと忘れちゃったけど。そのときにやっぱりきちっと把握しておくべきですよ。そこで議案として、我々にいろいろと議論させていただきたい。これもうとつとに終わってしまっていて、我々は何を、この承認事項として上がってきとるのを何をチェックすればいいのかというのは、全く、ちょっと議員としてですね、何をチェックすればいいのかというのが全く分からないと思うんですよ。

それで、あと2日目はまだありますので、ちょっといろいろまた調べて質問させていただきたいんですが、これ自治法の179条に4つの項目で明許繰越しができるようになっている中で、一つは、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め

る」とそういう書き方されているわけです。これは、ちょっと失礼な言い方もわかりませんが、チェックをしてない、チェックミスを専決されて、手続をされているというのは、この中で言われるような「特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないこと」、議会を招集する時間的な余裕がないというのは分からなくてもいいですけど、これを、そういう手続をきちんとやってなくて、これを明らかにいわゆる179条のこの項目に該当しとるということでお認めになったというのは。ほかの議案はですね、例えば、交付金事業なんかは、やっぱり交付金があって、前もってシステムを改修しなくちゃいかん。何が違うかちゅうたら、そこに客観性があるんですよ、理由に。これ全くそういう客観性が感じられません。我々はそういうことをきちっとチェックをして、行政がやっぱりしっかりやっている中で、ミスがありました、ミスがあったちゅうたら言葉が悪いですけど、ちょっと発見できませんでしたと、把握できませんでしたというなら、まだしも、当然ずっと段階を踏んできてですね、その時点で繰越調書も作ってあるし、それを財政のほうに投げかけられていると思うんです。

多分、原課でいろんな予算執行のチェックをして、それを財政系のほうに送って、そこで私はダブルチェックをされているもんで、ずっと思っていたもんですから、そこはどのようなシステムになっているか、分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 関連して、予算等のチェック体制の件ですけども、答弁求めたいと思いますが。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 野瀬議員の御質問にお答えします。

繰越明許費のほうが各課から上がってきましたら、もちろん財政係に、総務課のほうでチェックはしております。その際に一旦私どものほうも生涯学習課へ確認すればよかったんでしょうけれども、3月中に前払金があるところのほうに思っ、そのコミュニケーションが取れてなかったというか、再度口頭なりでの、これが最終かということをお聞きすればよかったというところは抜けていたかと思えます。こちらのほうもチェックは、書類上のチェックは行いましたけれども、この後、私どもは3月中に前払金をすると勘違いしていた部分もございますので、そこら辺の最終的なところを今後は必ずチェックするようにはしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） また、ちょっと最終日にいろいろ質問させていただくと思えます。私が申し上げたいのは、やっぱり人間ですから、そういうミスとかいうのはあると思うんです。だから、それはきちっとダブルチェックをして、その上で、なおかつ、分からなかったんですよ。こういう事情では把握できなかったとか。そういう説明をやっぱりいただけないと、ただ単に前払金執行するようにされてたけどと言ったら、じゃあ、それは会計課にぱっと行って支払っ

ているかどうか見れば、すぐ分かる話ですよ。そういうところが非常にルーズかなという感じがするんですよ。非常に、申し訳ないけど、こういう予算執行管理の体制がどうなのかとか、いわゆる支出しているはずだとかですね、そういう、私も行政におりましたから、そういうミスはやるんですが、ミスはミスとしてそれは当然出てくる、ヒューマンエラーというのは出てくると思うんですが、やっぱりそこはきちっとそういう執行体制を整えて、それでもここがちょっとミスすることにならざるを得なかったというか、こういうところにやっぱり反省すべき点があったとか、そういうことをきちっと何か説明していただきたいと思うんですが、今日答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 今の件について答弁のほうはどんなですか。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 3月議会に提案したときが、うちのほうの思い込みもあり、生涯学習課の失念もあり、こういった形になりました。3月時点でもお配りしていたときには繰越しを、前払金を払うという形で繰越しを行ってまいりましたので、3月中にでも支払うんだろーというように私たちの思い込みもあり、こういった形になったので、今後は書類が提出されたときに、再度各課のほうにヒアリングを行って確実な執行を行うのか、今後の繰越額等も含めた形での打合わせを行ってミスをなくしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとまた最終日にいろいろと議論させていただきたいんですが、要はですね、この179条を適用させるにしても、そこには客観的な理由がないと駄目だと思うんですよ。これは明らかに主観的な理由ですもんね。そこをちょっと指摘しておきたいと思えます。また最終日にいろいろ勉強させていただいて、質問させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6、承認第3号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、承認第3号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは提案理由及び内容を説明させていただきます。

承認第3号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業に関し、国からの要請等によりまして早期の事業着手が必要となりました。また、文化財調査受託事業に関しましても早期の事業着手が必要となり、それぞれ補正予算が必要となりました。特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしました。これが提案理由でございます。

1枚おめくりください。

専決処分書となります。

もう1枚おめくりいただきまして、専決第5号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,460万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,190万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月1日専決。大刀洗町長、中山哲志。

歳出のほうから説明させていただきます。6ページをご覧ください。

3款2項5目子育て世帯生活支援特別給付金支援事業でございます。

補正額が1,335万6,000円です。

主なものといたしましては、18節の負担金補助及び交付金の1,150万となっております。低所得者子育て世帯生活支援の給付金として児童1人当たり一律5万円という形になっております。それ以外は職員の人件費や消耗品等、システム改修料等を上げております。

続きまして、9款5項13目文化財発掘受託調査費125万円です。

1節報酬で会計年度分の報酬の73万6,000円とそれに付随します共済費、10節で需用費といたしまして、文化財調査報告書の印刷製本費等を含めて15万2,000円と13節の使用料及び賃借料でバックホー等の借上料として22万9,000円等を上げております。

続きまして、1ページお戻りいただきまして、歳入のほうをご覧ください。

14款2項2目民生国庫補助金でございます。こちらのほうが先ほど言いました6節の子育て世帯生活支援特別給付金事業の分の世帯への給付分とその事務費として1,203万5,000円となっております。

また、18款1項1目基金繰入金、1節の財政調整基金の繰入金といたしまして132万1,000円。

20款4項1目埋蔵文化財受託調査費といたしまして、1節の埋蔵文化財受託調査費収入として125万を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 承認第4号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、承認第4号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは提案理由及び内容について御説明いたします。

承認第4号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、5月から任用する地域おこし協力隊2名に関しまして、1名の任用状況を雇成型から委託型へ変更、もう1名は任用先が地域振興課から福祉課へ変更となり、それぞれの予算の補正が必要となりました。特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしました。これが提案理由でございます。

1枚おめくりください。

専決処分書でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、専決第6号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,046万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和5年5月8日専決。大刀洗町長、中山哲志。

歳出のほうから御説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

2款1項17目地域ブランド推進費でございます。

補正額がマイナスの505万円でございます。こちらのほうは報酬から旅費、負担金等を減額いたしまして、委託料のところに委託型地域おこし協力隊業務委託料といたしまして、275万を計上いたしております。

3款1項3目高齢者福祉費のところに、361万2,000円を増額しております。

こちらのほうは先ほど御説明いたしました地域振興課から福祉課のほうへ変更となりましたので組替えを行いまして、報酬費、職員手当、共済費、旅費、負担金・補助及び交付金と1名分の地域おこし協力隊の経費を計上いたしております。

歳入を御説明いたします。

1枚お戻りください。5ページでございます。

18款1項1目基金繰入金でございます。補正額として、マイナス143万8,000円でございます。

1節の財政調整基金繰入金のほうにマイナス143万8,000円として繰り入れをいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

補正予算の専決処分については、予算の組替えという形で理解しておりますが、当初、予算特別委員会の中でも申し上げたんですけど、地域おこし協力隊ですね、任期が最長3年までという形になっていると記憶しております。今回2名の方の地域おこし協力隊の方の職責とかそういったものが決まっておりますが、この方に対しての定住関係について、そういったことは本人さんたちに伝えてあるのか。ただもう3年間大刀洗町で地域おこし協力隊の実務を終わって帰られるのか。全協のときに説明を伺ったのが、もちろん遠く、全国でありますけど、名古屋やったかな、そういった形で聞いておりますけど、大体、地域おこし協力隊というのは、定住を限定としてい

るという形で私は認識しておりますが、その考え方をお尋ねします。この予算の組替えについては、私は理解できますけど、地域おこし協力隊の趣旨というんですか、そういったものをお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えします。

地域おこし協力隊の概要についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、地域おこし協力隊事業というものは、都市地域から過疎地域に移住を、人流を促すものというものも目的の一つとなっております。もちろん募集するときに、その制度のことをきちんとうたって募集をしているところでございますので、採用するときは、任期は1年で3年間継続、延長ができますということで、それをちゃんと確認して雇用というか、登用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長の説明は理解できましたけど、今まで大刀洗町でも地域おこし協力隊を数名雇用していると思うんです。それでいろんな実績関係というか、費用対効果はあったかと思えますけど、何か表に出てきてないような感じが私しているんです。今回の2名の方についても、課長の説明があったように、大刀洗町を好きになってもらってというのは、PR関係も含めてあるかと思えますけど、その点については、両2名の方に課長のほうなり副町長のほうから刻々と言っていたきたいということを申し添えて終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、承認第5号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） おはようございます。税務課の田中でございます。よろしくお願いたします。

それでは提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

承認第5号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、大刀洗町税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。令和5年3月31日付で、大刀洗町税条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

それでは議案書9ページからをご覧ください。

新旧対象表になります。

右側が旧で、左側が新、改正後になります。

主な改正点につきまして御説明させていただきます。

まず、9ページ。

第34条の9第2項の改正につきましては、次のページ10ページをご覧ください。

こちらの改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴いまして、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除につきまして、森林環境税に関する規定を追加し改正を行うものでございます。

次に、10ページの第36条の3の2の第2項の追加です。

こちらは、地方税法第317条の3の2第2項が新設されたことに伴いまして、条例において新たに給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について規定を整備するものでございます。

また、36条の3の2、第3項から第6項の改正につきましては、法律の改正に合わせて法律の項番号のずれを修正しまして、第2項が新たに追加されたことに伴いまして、項番号を繰り下げているものでございます。

次に、11ページの一番下です。

第38条の改正です。

次のページ12ページの第3項の追加になります。この追加。それから第41条、それから第44条の第1項。

続きまして、15ページの下です。第47条の2第1項、こちらの改正につきましては、令和

6年度から国税である森林環境税の賦課徴収が町の法定受託事務となることから、その取扱いについて必要な事項を整備するものでございます。

17ページをご覧ください。

17ページの下の方になりますけれども、第48条、次のページの第18ページのまた下の方になりますけれども、第50条の改正につきましては、法人の町民税につきまして、地方税法施行規則の様式の新設に伴いまして、その様式を新たに追加する改正となります。

次に、19ページになります。

第82条の改正は、軽自動車税の種別割のミニカーの区分。ミニカーの区分が82条第1項第1号ニ、カタカナの「ニ」のところはミニカーの区分になるんですけども、このミニカーの区分から特定小型原動機付自転車、いわゆるキックボード、電動キックボードを除外し、原付一種になります。

条例の第82条第1項第1号のイ、税額が2,000円の原付自動車に該当させることとする改正でございます。

20ページをお開きください。

20ページの第98条、それから21ページの第101条につきましては、たばこ税につきまして、地方税法施行規則の様式の新設に伴いまして、その様式を新たに追加する改正でございます。

続きまして、附則の改正に入ります。

21ページをご覧ください。

附則第8条の改正でございますけれども、こちらは法律の改正に合わせて、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、その適用期間を令和6年度までであったものを令和9年度まで適用期間を延長するものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

22ページ、附則第10条の改正でございますけれども、令和3年度の地方税法改正における附則第64条を削る改正、規定のほうは、令和5年4月1日に施行されることに伴いまして、条例から第64条の文言を削除するものでございます。

附則第10条の2の改正は、主なものとしまして、法律の改正により参照する項番号にずれが生じたため、改正するものでございます。

また今回、新たに24ページをご覧ください。

第27項になりますけれども、第27項を全部改正いたしまして、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置の特例について新たに規定をするものでございます。

24ページの附則第10条の3の改正でございますが、こちらは新たに第12項を追加いたし

まして、先ほどの附則第10条の2第27項で新設されました大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定を定めるものでございます。

また、12項の追加によりまして、12項以下の項番号を繰り下げております。

26ページをご覧ください。

附則第10条の4の改正です。これは平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告について、附則第10条の5の改正は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告について、法律の改正に合わせて改正をするものでございます。

同じく26ページの附則第10条の6につきましては、新たに令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告について規定を定めるものでございます。

28ページをご覧ください。

右側旧のほうになりますけれども、附則第15条の2につきましては、地方税法の改正によりまして、臨時的な軽自動車税の環境性能割の非課税措置について、その規定が削除されたことによる改正でございます。

29ページ、こちらも右側旧のほうをご覧ください。

附則第15条2の2につきましては、先ほど説明しましたとおり附則第15条の2が削除されたことに伴いまして、この「附則第15条の2の2」を「附則第15条の2」に繰り上げまして、併せて第4項におきまして、燃費、排ガス規制について不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合、これを「100分の10」から「100分の35」に引き上げる改正でございます。

附則第15条の6でございます。29ページですね。附則第15条の6。こちらにつきましては、法の改正によりまして、臨時的な軽自動車税の環境性能割の軽減措置について、その規定が削除されたことに伴いまして、第3項を削っております。

次に、29ページの附則第16条の改正は、次のページを見ていただくと分かるんですけども、30、31ですね。

第3項から第6項が削除されることに伴いまして、29ページ、附則第16条でございますけれども、「第8項」を「第4項」に改め、また第2項、次のページ30ページになります。第2項において、軽自動車税の種別割の税率のグリーン化特例について、特例の期間の終わりを令和8年3月31日に改め、3年間期間を延長するものでございます。

33ページをご覧ください。

附則第16条の2の改正につきましては、こちらも先ほどの附則第16条の改正におきまして、

附則第16条の第3項から第6項までが削除されたことに伴い規定の整備を行うものでございます。

また併せて、第3項におきまして、軽自動車の種別割のグリーン化特例について、燃費、排ガス規制について不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合をこちらも「100分の10」から「100分の35」に引き上げる改正でございます。

同じく33ページの附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を令和5年度までであったものを令和8年度まで適用期間を延長するものでございます。

では、議案書6ページをご覧ください。

附則でございます。

第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしまして、基本的には令和5年の4月1日から施行することとしておりますが、ただし書き以降です。「ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する」とし、施行期日を定めております。

第1号に関する部分が令和5年7月1日。第2号に係る部分が令和6年1月1日。第3号に係る部分が令和7年1月1日からの施行となります。

附則の第2条につきましては町民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に関する経過措置、第4条につきましては軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、簡単でございますけれども説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で11時5分から再開をしたいと思います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第9、承認第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、承認第6号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。承認第6号につきまして御説明いたします。

承認第6号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、地方税法施行例の一部を改正する政令の施行に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

1ページおめくりください。専決第3号で専決処分を行っております。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので3ページをお願いいたします。

今回の改正により後期高齢者支援金等課税限度額が22万円に引き上げられたことに伴い、第2条第3項及び第23条第1項中の「20万円」を「22万円」に改めております。

次のページをお願いいたします。

23条第1項第2号におきましては、国保税の5割軽減算定基準時の金額「28万5,000円」を「29万円」に、第3号においては、2割軽減算定時の金額「52万円」を「53万5,000円」に改めております。

次に、第23条の2におきまして「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改めております。

続いて、5ページになります。

次に、第24条の2におきまして、「前項の申告書を提出する場合には、」を「前項の申告書の提出に当たり、」とし、「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これら」というふうに改めております。

続いて、6ページお願いいたします。

次に、附則第2項中の「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」とあるものを「同項第1項」とし、附則第3項、4項、第6項から9項まで、さらに第12項及び13項中の「第23条第1項」を「第23条」に改めております。

2ページへお戻りください。附則でございます。施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

適用区分、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第22号 健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第22号健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） それでは、議案第22号の提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

議案第22号健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について。

健康管理センター大規模改修工事について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

工事名でございます。健康管理センター大規模改修工事。

工事場所、大刀洗町大字富多819番地。

工期につきましては、議会の議決を得た日から令和6年3月31日までとなっています。

4、請負契約額、1億8,201万7,000円。消費税につきましては1,654万7,000円となっております。

工事請負人につきましては、久留米市にございます（株）小林建設となっております。

理由でございます。

健康管理センター大規模改修工事を施工するため、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

今回の入札結果の結果表でございます。

先ほど申した分につきましては、割愛させていただきます。

5番目の入札年月日でございます。令和5年5月26日金曜日、午前10時から役場の3階、大会議室で入札を行いました。

現場説明につきましては、行っておりません。

9番、予定価格、税抜き価格でございますけれども1億7,986万6,936円となっております。

税込み金額でございますと1億9,785万3,629円となっております。

最低制限価格、税抜き価格でございますけれども、計算式によりまして92%となりまして1億6,547万円となっております。

税込み価格となりますと1億8,201万7,000円となっております。

11番、落札業者につきましては、先ほど申しましたとおり、(株)小林建設となっております。

13番、契約金額につきましては、税込み価格で1億8,201万7,000円でございます。税抜き価格につきましては、最低制限価格と同じく1億6,547万円となっております。

14番の条件でございます。今年度から一般競争入札になりました関係でございまして、4月18日の火曜日に第1回の競争入札制度審査会を開催いたしまして、入札を条件付一般競争入札とすること及びその条件を決定した次第でございます。

その条件につきましては、主なものとしましては、大刀洗町の競争入札参加資格者名簿に登載されている者、建築一式工事において経審総合評定値が950点以上。

続きまして、久留米県土整備事務所管轄区域に本社、支店、営業所を有する者などとなっております。

そして、この件につきまして、条件に該当した業者から、一応4者のほうから申請がございました。

そして、5月15日に2回目の競争入札制度審査会を開催しまして、4者申請があったところから3者の入札参加資格を適格と決定した次第でございます。

1者につきましては、入札説明書の配置予定技術者の部分につきまして該当しないということになりましたので、その1者につきましては不可という形にさせていただいて通知をした次第でございます。

15番、入札結果でございます。御提示しております3者のほうから入札に参加していただきまして、入札金額につきましては、第1回の入札金額は御提示のとおりでございまして、一番最低価格を提示されました小林建設さんが1億6,547万円で落札が決定した次第でございます。

裏面をお開きください。

今回の工事に係ります仮契約書の写しを添付しておるものでございます。御参照いただきたい

と思っております。

次のページでございます。A3の両面刷りとなっております。

今回の健康管理センターの大規模改修工事の概要のものを添付しております。表面が1階のものでございまして、左のほうが改修前、右のほうが改修後となっております。

正面玄関の左手のほうに2階までのエレベーターを新設するものでございます。

そして、1階のちゃおの事務所及びプレイルーム等を教育委員会の事務所及び教育長室等に改修していきまして、プレイルームCにつきましては、学習室並びに相談室をという形に改めていくものでございます。

裏面をお願いいたします。

今までは多目的室A、B、C、Dの4部屋という形になっておりましたけれども、子育て支援センターのちゃおの事務室やプレイルームという形に改修していくものでございます。

これが、今回の主な改修内容でございます。

簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11．議案第23号 下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第23号下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 産業課の矢永でございます。

それでは、議案第23号について御説明いたします。

議案第23号下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について。

下高橋地区中島ため池浚渫工事第2工区について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

- 1、工事名、下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区。
- 2、工事場所が、三井郡大刀洗町大字下高橋3402番地。
- 3の工期が、議会の議決を得た日から令和6年3月22日まで。

4の請負契約額が1億5,180万。

5の工事請負人が、福岡県三井郡大刀洗町大字三川657番地、(株)山本建設建材大刀洗支店でございます。

提案理由でございますが、下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区を施工するため、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たって、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

上3つは省略いたしまして、4番の工事等の概要でございますが、ため池堆積土の7,461立米のしゅんせつを行うこととしております。

5番、予定価格でございますが、1億5,243万8,000円、税抜きの入札書比較価格として1億3,858万円でございます。

設計金額が5,000万円以上の建設工事になるため、大刀洗町条件付一般競争入札施行実施要綱に基づき競争入札制度審査会で審査をいたしました。結果、入札方法を条件付一般競争入札としまして、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により6番の最低制限価格を設定し公表しております。

最低制限価格は、制限割合の算定式により予定価格に0.92を乗じた価格の1億4,023万9,000円、税抜きの入札書比較価格1億2,749万円でございます。

8番、入札年月日ですが、まず令和5年5月8日に公告を行いまして、9業者より入札単価申請書の提出がっております。その後、審査を行いまして、全ての業者で参加資格が確認できましたので、9業者で令和5年5月22日に入札を実施しております。

9番、入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者7の(株)山本建設建材大刀洗支店が税抜き1億3,800万円で落札しております。

次のページをお願いいたします。

工事請負の仮契約書でございます。

もう1ページおめくりください。

5月29日に仮契約の締結をしております。本議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約にしたいと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

下高橋中島ため池の位置図でございます。こちら農業用ため池となっており、9月中旬まで水を必要としますので、契約後から9月中旬以降の落水までの期間で早期に樹木の伐採やカヤ穴撤

去等の準備工を実施いたします。

昨年度は、9月議会に提案させていただきましたが、本年度は6月議会に提案することにより、昨年度と比べ長く工期を取り、スムーズに工事を進めていきたいと考えております。また、工事に入る前は地元説明会を行う予定としております。

次の6ページをお願いいたします。

全体の平面図でございます。緑の部分が、今回の2工区のしゅんせつ範囲となっております。昨年度の工事で使用した仮設道を一部撤去せず残しておきまして、新たにピンク色の部分の仮設道を設置いたしまして、ここからバックホーで山積み積込み作業を行い、10トンダンプで搬出することで工事を進めてまいります。

その後のページ以降は、20メートルピッチの断面図をつけておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12．議案第24号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第24号本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） それでは、議案第24号について御説明いたします。

議案第24号本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について。

本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1の工事名が、本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区。

2の工事場所は、三井郡大刀洗町大字本郷3780番地—1、3781番地。

3の工期が、議会の議決を得た日から令和6年2月29日まで。

4の請負契約が1億395万円。

5の工事請負人が、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷3631番地、（株）二宮土木でございます。

提案理由でございますが、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

4番、工事等の概要でございますが、ため池堆積土4,175立米のしゅんせつを行う工事でございます。

5番、予定価格でございますが、1億499万5,000円、税抜きの入札書比較価格が9,545万円でございます。こちらの設計金額が5,000万円以上の建設工事になるため、大刀洗町一般競争入札施行実施要綱に基づき一般競争入札としております。

大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、6番の最低制限価格を設けており、最低制限価格は制限割合の算定式により9,659万1,000円、税抜きの入札書比較価格8,781万円でございます。

8番の入札年月日ですが、令和5年5月8日に公告を行い、9業者より入札参加申請の提出がっております。

審査を行いまして全ての業者の参加資格が確認できましたが、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、同種同規模工事を落札した(株)山本建設建材大刀洗支店を除く8業者で、令和5年5月22日に入札を実施しております。

9番の入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者8の(株)二宮土木が税抜き額9,450万円で落札しております。

次のページをお願いいたします。

仮契約書でございます。もう1ページお願いします。

こちらも令和5年5月29日に締結をしておりますので、本議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約にしたいと考えておるところでございます。

次のページをお願いします。5ページです。

長助塚ため池の位置図でございます。こちらも農業用ため池となっており、落水までの期間で早期に樹木用の伐採やフェンスの撤去等の準備工を実施しまして、スムーズに工事を進めていくように考えております。

こちらも工事に入る前には、地元説明会を行う予定としております。

次のページをお願いします。

全体の平面図でございます。議案書を横に向けられて右側の部分が1工区のしゅんせつ範囲となっております。北側に1工区専用の進入口を設け、こちらもバックホーで山積み積込みを行い

10トンダンプで搬出することで工事を進めていきます。その後は、20メートルピッチの断面図等をつけております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13 議案第25号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第25号本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） それでは、議案第25号について説明いたします。

議案第25号本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について。

本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1の工事名が、本郷地区長助塚ため池浚渫工事第2工区です。

2の工事場所が、大刀洗町大字本郷3779番地1。

3の工期が、議会の議決を得た日から令和6年2月29日まで。

4の請負契約が7,425万円。

5の工事請負人が、大刀洗町大字菅野417番地1。

（有）安達組となっております。

提案理由でございますが、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を結ぶに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

4番の工事概要でございますが、ため池堆積土2,512立米のしゅんせつを行うことにしております。

5番の予定価格ですが7,489万9,000円、その横、税抜きの入札比較価格が6,809万円でございます。こちらも設計金額が5,000万円以上の建設工事になるため競争入札制度審

査会で審査した結果、条件付一般競争入札としております。

こちらについても6番の最低制限価格を設定して公表しております。最低制限価格は、算定式によりまして6,890万4,000円、税抜きの入札書比較価格が6,264万円でございます。

8番の入札年月日ですが、こちらでも5月8日に公告を行いまして、9業者による入札参加申請の提出がっております。全ての業者の資格が確認できましたので、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、同規模同種工事を落札した山本建設建材大刀洗支店、(株)二宮土木の2社を除いた7業者で5月22日に入札を実施しております。

9番、入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者名5の(有)安達組が税抜き額6,750万円で落札をしております。

次のページをお願いします。

仮契約書でございます。もう1ページをおめくりください。

5月29日に締結をしております。本議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちら先ほどと同じ長助塚ため池の位置図です。

次のページをお願いします。

こちら工事の平面図で左側が2工区となっております。

もう1枚おめくりいただいて7ページをお願いいたします。

こちら施工計画図でございます。赤色部分の仮設道を設置いたしまして、しゅんせつ工事を行っていくように計画しております。また、工事に入る前に地元説明会を行う予定としております。

中堤防から左側の部分が2工区の、この地図で見たら右側、右側の部分が2工区の工事範囲内となっております。

説明については以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(安丸眞一郎) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第26号 甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長(安丸眞一郎) 日程第14、議案第26号甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） それでは、議案第26号について御説明いたします。

議案第26号甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について。

甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1の工事名が、甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区。

2の工事場所が、大刀洗町大字1165番地。

3の工期が、議会の議決を得た日から令和6年3月22日までとしております。

4の請負契約額が7,086万2,000円。

5の工事請負人が、大刀洗町大字山隈18番地の1。

（有）秋山重建となっております。

提案理由でございますが、条件付一般競争入札により工事の請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表でございます。

4番、工事等の概要ですが、ため池堆積土2,754立米のしゅんせつを行います。

5番の予定価格ですが7,703万3,000円、税抜きの入札書比較価格が7,003万円となっております。

こちらも条件付一般競争入札としまして、町の条件付一般競争入札施行実施要綱により、6番の最低制限価格を設定して公表をしております。

最低制限価格は7,086万2,000円、税抜きの入札書比較価格が6,442万円でございます。

8番、入札年月日ですが、こちら5月8日に公告を行いまして、9業者より入札参加申請の提出がっております。

全業者の参加資格が確認できましたので、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札の手続の運用により同種同規模工事を落札した山本建設建材大刀洗支店、二宮土木、安達組の3者を除く6業者で5月22日に入札を実施しております。

9番、入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者名1の（有）秋山重建と2の（有）秋山組が、税抜き額6,442万円の最低制限価格で同価格の入札となり、抽せんの結果、（有）秋山重建が落札をしております。

次のページをお願いいたします。

仮契約書でございます。

次のもう1ページをお願いします。

5月29日に締結をしており、この議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

屋敷付ため池の位置図でございます。こちらも農業用ため池となっており、9月中旬落水まで期間がありますので、その間に早期に樹木の伐採やフェンス撤去の準備工を実施しまして、スムーズに工事を進めていくように考えております。工事に入る前に地元説明会は行う予定でございます。

次の6ページをお願いいたします。

しゅんせつ計画の平面図でございます。議案書を横向きにしていただいて、左側の部分で赤く囲った部分が1工区のしゅんせつ範囲となっております。北側に1工区専用の進入口を設け、朱色部分の仮設道を設置します。バックホーと10トンダンプで搬出作業を行うこととしております。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 工事請負仮契約書の件で、3ページで請負代金額が7,086万2,000円、それと、6番の契約保証金が708万6,420円という形になっているんですけど、この金額、今までの3項目説明を受けたんですけど、大体、請負代金の1割ぐらいになっているんですけど、この場合は708万6,420円という形になっておりますが、請負代金額の7,086万2,000円と保証金の金額ですね。ほかの今まで3項目は、大体1割ぐらいできていますよね。これの420円という形の金額がどのようにして出たのか、それを確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 東議員の質問にお答えします。

本来、契約保証金は請負金額の1割で設定しておるところでございますが、ちょっとこの金額について、ちょっと今手元に資料がございませんので、後でちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。はっきり1割になっていないところですね。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長から答弁頂いたんですけど、これは仮契約書ということでございますので、間違っていたというふうなことが私たちも承認できかねますので、その点、確

認よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 回答はいつまでされますか。本日の間にするということですか。よろしいですか、東議員。

ほかございませんか。今の件で執行部のほうから、財政係長のほうで答弁があるということですが、すけれども。答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 財政係の福岡です。契約保証金額については、財務規則119条に、請負代金または契約代金の額100分の10以上の額ということで書いておりますので、以下ではございません。若干上回っている額でございますので、これは業者との打ち合わせの下に決めておるといところでございますので、規則どおりの契約保証金の額となっております。一般的には10%というところでございますけれども、今回については若干多い額、100分の10以上の額ということで記載をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。今、合わせて4件の契約の議案がありました。今回、入札議案については、議員として非常にどう判断するかというのはなかなか難しいところがありますので、判断の参考にしたいので、ぜひ町側の方針なりをお聞きしたいのですが、今回4件の中で1件を除きますと、入札結果を拝見すると、余り変化がないようにお見受けするわけがあります。

町におかれては、今年度、入札制度を見直しを行って、今年度この4件の入札を行っていらっしゃるの、今回の入札結果を踏まえて、今回の入札が適切に妥当な内容として行われたかどうかという所感があれば、その辺をお聞かせいただきたいのと、今回の入札結果を踏まえて、今後、何かまた入札方式についての検討を行っていくか、その辺の方針があればお聞かせいただきたいのですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） それでは、平山議員の質問にお答えさせていただきます。

そもそも今年度につきましては、予定価格5,000万円以上の工事につきましては、予定価格あるいは最低制限価格を公表してやっていこうと。これにつきましては、これまでも予定価格のいわゆる漏洩であったり。あるいは担当事務者、事務担当者の部分が効率よい事務執行が行われるというようなところもございました。

そしてまた、あと近隣の状況も確認しながら、こういう方式を今年度1年間やってみようというふうなところで一応やって、試行的なところでやっているところでございます。

ただ、入札結果につきましては、予定価格の設定の部分におきましては、予定のいわゆる設計

単価等も全ていろいろこれまで公表されているところでございますし、その予定価格と最低制限価格の中で入札が行われたというところでは、特段、標準的な入札であつたらうというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。今後の考え方ということですかね。

2点目について答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 今後の考え方でございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、今年1年、こういう方式で執行させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第15、議案第27号 大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェアの取得について

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第27号大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェアの取得についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 説明に先立ちまして資料の差し替えの許可を願います。

○議長（安丸眞一郎） ただいま議案第27号の議案の一部差し替えがあるということで許可をいたします。しばらくお待ちください。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 生涯学習課の佐々木でございます。資料の配付に時間を頂きましてありがとうございます。差し替えの資料については、3ページの仮契約書との差し替えをお願いいたします。

それでは、議案第27号大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェアの取得についてについて内容の説明をさせていただきます。

次のように財産取得するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

- 1、購入物品、大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェア。
- 2、納入場所、大刀洗町中央公民館。
- 3、納入期限、議会の議決の日から令和5年6月30日まで。
- 4、契約金額、847万円、うち消費税が77万円。

納入業者、朝倉市のカジワラ商事。

提案理由でございますが、大刀洗町中央公民館の大規模改修工事が完成し、7月1日から一般利用開始に向け研修室等で使用する会議用テーブル、チェアを取得するべく指名競争入札により納入業者を決定したが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表でございます。

4番の納入場所は、先ほど申し上げたとおり、大刀洗町中央公民館です。

入札年月日ですが、令和5年5月26日金曜日、大刀洗町役場3階大会議室において行っております。

9番の予定価格、税抜きで776万2,650円でございます。

税込みで853万8,915円でございます。

最低制限価格については、設けておりません。

11番の落札業者名は、先ほど申し上げたとおり朝倉市のカジワラ商事でございます。

13番の契約金額ですけれども847万円、こちらは税込みでございます。

14番の指名理由でございますが、まず、①として、大刀洗町財務規則第107条の規定により、「なるべく5人以上指名しなければならない」とされております。

②ですけれども、地域性、これは近隣市町村に本社を置く業者または福岡県内に本社もしくは支店を置く業者と実績。こちらは本町、近隣市町村または福岡県内の市町村での入札実績から5業者を選考しております。

③ですけれども、5月16日に開催した指名委員会の選考に付し、上記条件に合致する5業者の指名を決定しております。

15番、入札結果ですけれども、以上の5社により入札が、指名をしておりましたが、2番のかかし屋については辞退がっております。

3番のカジワラ商事が、入札金額770万円で落札決定となっております。落札率は99.2%となっております。

次のページをお願いいたします。

差し替えをお願いしました物品売買の仮契約書でございます。

契約件名に間違いがございまして、今回差し替えをお願いしております。

大刀洗町中央公民館の後の「会議用」を削除し、「研修室」と直し、テーブルの後の「及び」を削り、中点を入れております。

上記に書いてありますように、6字削除して、4字を追加して契約書を修正しております。

また、資料にちょっと書いておりませんが、テーブルの数が90台、チェアの数
が200脚、また、そのチェアを収納する台車10台が内訳でございます。

3番の履行期間、先ほども申し上げたとおり、議会の議決の日から令和5年6月30日まで、
今月末までとなっておりますので、本日の議決を求めるものでございます。

内容の説明については以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。2点ほどございまして、まず、1点目は、最
低制限価格がなぜないのかという点と、もう1点は、入札結果でこの1番のオフィスステーショ
ンカジワラさんですかね。金額が予定価格よりも20%ほどぐらい高いんですけれども、すごく
ちょっと予定価格よりもちょっと見積り、その入札の金額が高いんで、今後そういった業者さん
は、また入札にも加えていくのかとか、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 高橋副議長の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の最低制限価格をなぜ設けていないかという点でございますけれども、まずは、
建築・土木工事ではない物品購入契約であるというのが、まず1点目です。

具体的に申し上げますと、仕様書において参考品を定めております。この参考品については、
ドリームセンターで使用しておりますものと同等品を参考品としております。理由として、軽量
で持ち運びがしやすいこと、また収納性がよいことを理由としております。

参考品をメーカーと品番で指定している関係から、最低制限価格を設けるのは適当ではないと
いうふうに判断しております。

2点目の入札価格が高いのではないかと御指摘でございますが、2ページ目の入札結果及
び契約結果表をご覧いただきたいと思っておりますけれども、9番の予定価格については、税抜きで表
記をさせていただいております。この税抜きの予定価格776万2,625円に対し、15番の
入札結果表の3番のカジワラ商事の第1回入札金額770万円でございますので、わずかですけ
れども下回っておりますので落札決定となっております。先ほど御説明したとおり、落札率は
99.2%でございました。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 2点目の回答ですけれども、私が言っているのは、3番目のカジ
ワラ商事さんじゃなくて、1番目のオフィスステーションカジワラさん。ここが、すごくほかの
業者に比べて、ちょっと入札金額が高かったと。同等品ということで金額の差があるから、最低

制限は設けなかったということは承知しましたけれども、ちょっと余りにもこの1番のオフィスステーションカジワラさんの入札金額がちょっと高かったので、今後、町の入札予定価格に見合わないと言ったらおかしいんですけれども、今後、余りちょっと開きすぎている業者に対しては、どのようにしていくかという考えがあるのかないのかだけ、ちょっとお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 副議長の御質問にお答えします。

間違った答弁をしてしまったことをまずおわび申し上げます。

1番のオフィスステーションカジワラについての御質問でございました。この1番の業者については、営業実績等も加味して指名をしたところでございますが、ほかの4業者に比べれば納入実績等はちょっと劣る面がございました。今後の指名については考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時06分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。

4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません。先ほど高橋副議長が、ちょっと質問されたんですけど、予定価格が776万2,000円ほどになっていて、入札結果を見たら1,000万を超えていると。いわゆる予定価格をオーバーして、あえて予定価格を表示しているのに、それを超えて入札するというのは公表していないですか。失礼しました。結構です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですかね。ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号大刀洗町中央公民館研修室テーブル・チェアの取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第28号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、議案第28号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、提案理由及び内容について御説明させていただきます。

議案第28号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億2,554万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

8ページの歳出から御説明させていただきます。8ページをご覧ください。

主なものを説明させていただきます。8ページの下段でございます。

3款1項3目高齢者福祉費186万円の補正でございます。こちらのほうは、新たに長寿健康事業を行います事業の必要な経費を計上いたしております。

次に、15目価格高騰重点支援地方交付金低所得世帯支援枠事業費といたしまして5,495万2,000円でございます。補正しております。こちらのほうは、職員の残業代等、消耗品、役務費等と次のページ9ページの12節委託料のほうでシステム開発の委託及び給付事業に対する委託料として570万3,000円を上げております。

18節の負担金補助及び交付金にて3万円の1,600世帯分であります4,800万を計上いたしております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の補正額184万円でございます。こちらのほうは、

12節の償還金利子及び割引料といたしまして、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付の事務費の返還金でございます。184万円計上いたしております。

次に、5款1項1目農業委員会費でございます。補正額で149万8,000円でございます。こちらのほうは、会計年度任用職員の経費を上げております。

次のページ、10ページをご覧ください。

6款1項5目緊急経済対策費、補正額が8,644万3,000円でございます。こちらのほうは、クーポン券事業の経費を上げております。主なものといたしましては、18節の負担金・補助及び交付金で8,100万円を計上いたしております。

次に、8款1項2目非常備消防費でございます。の14節工事請負費を1,600万計上いたしております。こちらのほうは、第1分団の車庫を建てるに当たりまして、小学校の敷地のほうの整備が必要となった分を計上いたしております。それと、第4分団のほうのトイレの解体工事が必要となっておりますので、その分を合わせたところで計上いたしております。

次に、11ページの主なものといたしましては、9款5項13目文化財発掘受託調査費でございます。こちらのほうは、18節のほうに負担金補助及び交付金で九州歴史資料館の庁舎の維持の負担金として48万円計上いたしております。

次に歳入でございます。6ページをご覧ください。

12款2項2目民生費負担金、補正額が216万円でございます。こちらのほうは、長寿命健康事業の利用料として計上いたしております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金でございます。補正額が9,550万7,000円でございます。こちらのほうは、4節の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のほうが9,506万9,000円となっております。

その下で18節1項1目基金繰入金でございます。1の財政調整基金の繰入金が2,323万8,000円、4節のふるさと応援寄附金の繰入金が2,806万9,000円となっております。

次に、7ページでございます。

21款1項4目消防債でございます。1節の消防債で1,380万円、こちらのほうは緊急防災減災事業債のほうとなっております。今回計上した分でございます。

続きまして、3ページの「第2表 地方債の補正」をご覧ください。

「第2表 地方債補正」でございます。起債の目的は、緊急防災減災事業債でございます。変更したところは、限度額を変更させていただいております。1億5,550万円から1億6,930万円に変更させていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後0時16分

令和5年 第25回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和5年6月12日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和5年6月12日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将

開議 午前9時30分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は10名です。

ただいまから、令和5年第25回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いします。平田康雄議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 乳幼児保育料の無料化などについて
2. 町立公園や児童遊具の設置などについて

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄でございます。

私は、乳幼児保育料の無料化と町立公園や児童遊具の設置の2点について質問いたします。

まず最初に、乳幼児保育料の無料化について質問します。

4月1日付の西日本新聞に、少子化反転へ政府試案公表という記事がありました。記事の内容ですが、政府は少子化傾向を反転させるために、今後3年間を集中取組期間とし、具体策をまとめた子ども・子育て支援加速化プランを示したとのこととあります。また、4月1日にこども家庭庁が発足したことや、子供の出生率が80万人を切ったことなどもあり、子供や子育てに対する本格的な対策が講ぜられるようであります。子供政策予算を倍増するための検討に入ったというようなニュースもありました。

子育て支援については、本町でもこれまで様々な施策が積極的に進められてきました。本年度も、高校生までの医療費の無料化、あるいは給食費の助成を拡大するための経費などが当初予算に計上されています。また、健康管理センターを改修し、子供のサポートセンターとしての機能を充実させることになっています。

ふるさと応援基金充当事業についても、5億1,000万円を基に学校の改修や子供たちのための機器の購入などに予算を充当するなど、手厚い施策が講じられることになっています。

しかしながら、子育て支援につきましても基本的な問題があるように思っています。3歳以上の子供のためには多くの助成制度が設けられていますが、3歳未満ではどうでしょうか。例えば、

保育料についてであります。3歳以上の子供の保育は無料ですが、3歳未満の乳幼児保育料はかなりの額となっているようであります。知り合いの女性は、毎月5万円を支払っているとのことあります。

国は少子化傾向を反転させるために、子ども・子育て応援プランを設け、5年間に講ずる具体的な施策に集中的に取り組むということですが、毎月5万円もの保育料がかかる現状を改善することのほうが、より重要ではないかと思っています。3歳未満の乳幼児保育料を大幅に減額する、できれば無料にするための検討を行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで、質問です。

1つ目の質問は、3歳未満の乳幼児数や保育料などについてであります。

まず、本町における3歳未満の乳幼児の数はどれほどか、年代別ではどうか。

次に、所得区分による乳幼児保育料の額はどうなっているか。

3点目は、本町における3歳未満の乳幼児保育料の総額や過去5年間の推移はどうか。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の乳幼児保育料の無料化について答弁をいたします。

乳幼児数や保育料についての御質問でございますが、この質問については教育長から答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の乳幼児数及び現在の保育料の推移等について答弁させていただきます。

まず、1点目の町内における3歳未満の乳幼児数と年代別の乳幼児数についてですが、3歳未満の乳幼児数は、本年4月1日現在で483名となっております。年代別では、ゼロ歳児が156名、1歳児が164名、2歳児が163名となっております。

次に、2点目の所得区分による3歳未満の乳幼児保育料の額についてですが、これについては、保護者の住民税額によって14段階に分かれており、無料から5万1,700円までとなっております。

最後の3点目の御質問、3歳未満の乳幼児保育料の総額と過去5年間の推移についてですが、昨年度は総額約5,365万円となっております。平成30年度から昨年度までの5年間では、4,300万円から5,300万円程度で推移しています。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問します。

3歳未満の乳幼児数は、過去5年間ではどのような状況でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議員御質問の過去5年間での3歳未満の乳幼児数の推移でございますけども、平成31年3月末時点でいきますと476名、令和2年の3月末でいきますと495、令和3年3月末日で470、そして令和4年3月末日で467、そして令和5年3月末日で483名となっております、微増傾向かというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄委員。

○議員（3番 平田 康雄） 保育料を毎月5万円支払っている方もおられるようですが、本町における平均的な3歳未満の乳幼児保育料はどの程度になるでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、平均的な3歳未満の保育料はどの程度かということでございますけども、なかなかちょっと平均的な保育料試算が難しゅうございますので、保育料の各階層で園児数が多い階層で申し上げますと、第4の3、これが1万7,900円になりますけども36名、第5の1、これが2万7,400円でいきますと56名、第5の2、月額3万5,400円が28名、第6区分でいきますと4万5,500円になりますけども、35名となっております、推計しますと大体3万円弱かというふうに推測されます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄委員。

○議員（3番 平田 康雄） では、最高額を支払っている方というのはどの程度あるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 本町でいきますと、最高額分の第8区分が5万1,700円になります。ここにつきましては、今年度につきましてはのお子さんの数につきましてはゼロ人となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄委員。

○議員（3番 平田 康雄） 知り合いの方に聞いて5万円払っているということなんで、非常に高いなという気がしていたんですけども、この方は大刀洗ではないんですけど、大刀洗ではそういった5万1,700円ですか、この方はおられないちゅうことで、一番多いのが2万7,400円ですかね。3万円弱ということですが、それでも毎月ですから、非常にある面で厳しいんじゃないな

いかなという気はします。

それでは、次の質問に移ります。

2点目の質問は、3歳未満の乳幼児保育料の無償化についてであります。

3月に実施された西日本新聞などによるアンケート調査では、自治体の中で重視すべき施策としては、子育てに関する施策が52.4%と最も多くなっているようであります。また、重視する子育て施策についての質問では、育児期間中の金銭支援である教育費支援として、高校などへの就学支援や大学生への奨学金の支給が多いわけですが、それとともに、乳幼児保育の無償化というのが最多の54.6%となっているようであります。

幼児保育の無償化につきましては、本町では第3子の保育料無償化と第2子の保育料の半額助成が行われているようですが、本県の大任町のように、ゼロ歳児から2歳児までの乳幼児に対し、所得に関わらず保育料を無償化している自治体もあるようであります。

そこで質問ですが、3歳未満の乳幼児保育料を無償化すると、かなりな財政負担が必要になると思いますが、乳幼児保育料は子育て世帯にとって相当な重荷となっているようであります。本町においても、大任町のように無償化することはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

乳幼児保育料の無償化についての御質問でございます。大刀洗町の保育料は階層によって違いがございますが、国基準額の約4割から6割を減額した保育料で設定をしております。国基準額との差額約3,200万円を町独自で負担をしているところでございます。

議員御質問の乳幼児保育料の無償化は、保護者の経済的負担が軽減され、少子化対策に寄与するものであり、国として最優先で取り組むべき課題の一つであると考えてございます。

しかしながら一方で、3歳未満児の保育料の無償化には、新たに毎年8,500万程度の予算が見込まれますことに加え、近隣市町村が同じように取り組まなければ、近隣市町村からも保育所の申込者が急増し、待機児童、保育士不足の問題が顕在化する可能性が高いと考えてございます。このため、大刀洗町独自で保育料を無償化するには、待機児童対策や保育士確保対策を併せて実施する必要があると考えてございますが、全国的に少子化と人口減少が進展し保育士不足が顕在化する中で、さらなる保育所の増設など3歳未満児を対象とした大幅な入所定員増につきましては、中長期的な観点からはちゅうちょをせざるを得ない状況でございます。

しかしながら、先ほど教育長から答弁しましたとおり、最高で月額5万1,700円という水準は、子育て世帯にとって経済的負担が重過ぎるのではないかと考えてございまして、さらなる保育料の減額ができないのか、国の現在の異次元の少子化対策の動向や、福岡市の第2子無償化の影響、近隣市町村の動向の把握を、現在、教育委員会にお願いをしているところでございます。

いずれにしても、子育て世帯の負担軽減に向け、3歳未満の乳幼児保育料の無償化については、待機児童対策や保育士の処遇改善など保育士確保対策の抜本的な強化と併せ、国に対して要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問いたします。

単純に保育料を無償化したらいんじゃないかと思うけども、それをすれば、やっぱり周辺市町村との関係とか、先ほど言いました保育士の確保とか、やっぱり大きな問題が出てくるというのは分かるような気はします。

5月5日の西日本新聞によると、福岡市が第2子からの保育料を無償化するために、本年度予算に23億円を計上したということでありまして、北九州市も追随するということでもあります。

第2子以降の保育料の無償化は、全国的な流れであると思っています。今後、多くの自治体が取られることと思いますけども、問題は第1子です。第1子の保育料をいかに軽減していくかという点にあると思っています。

国に要望するということですが、ぜひ町独自で第2子の保育料の今の半額を全額無償化として、併せて、第1子の保育料を半額程度にするという点は考えられないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、議員御指摘のように、私自身も今の最高額5万円を超える第1子の保育料については、高過ぎるのではないかというふうに認識をいたしておりますので、そこについて、今、教育委員会に調査をお願いをしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町長もやはり5万1,700円というのは非常に高いと、大刀洗町はおられんけども、5万円ぐらい払っている方が何名もおらっしゃるわけですね。それで、高過ぎるというのは分かっているんですけども、教育委員会に調査をしていただいているということですけども、第2子以降の無償化というのは当然目指さなければならないと思っていますけども、第1子に対する助成、これもぜひ調査の過程では、ぜひしっかりと調査していただきたいと思います。調査の結果には期待したいと思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

3点目の質問は、3歳未満の乳幼児を対象とした町独自の施策についてであります。

第5次総合計画では、出産や子育て支援のための施策として、妊娠・出産から子育てに切れ目のない支援をするということで、妊娠・出産に対する助成とか待機児童の解消などに積極的に取り組まれています。しかしながら、3歳未満の乳幼児に対する町独自の施策というのはあまり実施

されていないんじゃないかと思っています。

そこで質問ですけども、現在、3歳未満の乳幼児を対象として、町独自にどのような施策が講じられているのか。

2点目は、今後新たに施策を講じるための計画というのがあるかどうか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 乳幼児を対象とした施策についての質問でございますが、この質問については教育長から答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、議員御質問の乳幼児を対象とした施策について、答弁をさせていただきます。

まず、3歳未満の乳幼児を対象とした町独自に行っています施策についてですが、現在、先ほど町長が答弁いたしましたように、保育料では国基準より4割から6割安く設定しています。また、乳幼児の3人目からの無償化や2人目の半額、副食費への補助、待機児童となった子供が届出保育施設、認可外保育施設になります。また、企業主導型保育園に入所した場合の保育所の補助、保育料の補助です。そして、乳幼児のいる方々を対象とした子育て支援センター「ちゃお」などの運営などを行っています。

また、新たな町独自の施策等の計画については、現在のところはございません。

以上、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問します。

国において、4月1日にこども家庭庁の発足に伴って、子供や子育てに対する本格的な支援施策が講じられるようであります。本町においても、来年度に子ども家庭総合支援拠点が設置されますので、この子ども家庭総合支援拠点の設置に併せて、3歳未満の乳幼児に対する支援策を検討するべきであると思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議員御質問の点について答弁させていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、国におきましては、本年4月1日にこども庁が発足しまして、子ども・子育てプランが示されております。今後、国による子供や子育てに対する本格的な施策が講じられると思っております。

町の施策の3本柱の一つ、子育て支援と教育関係の充実に引き続き取り組んでまいりますので、子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくっていくことは非常に重要だと思ってお

ります。今後、様々な皆様の御意見を頂きながら、県内外の市町村独自の施策の調査などを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今後、国がいろいろな指針を示してくると思います。指針が示されれば、各自治体とも国の考えに沿った施策を講じていくんじゃないかと思えますけども、やはり国の指示を待つんじゃないかと、町独自の思い切った施策を検討すべきであると思っております。

最近の全国の自治体の動きを見ますと、自治体ごとに独自の施策を講じられているように思われます。兵庫県明石市のように、高校3年生までの医療費の無償化をはじめ第2子以降の保育料、それから副食費の無償化、おむつの無償化など5つの無償化を実施している市町村もあるということでもあります。

先日、子育て世代の若い方との意見交換の機会がありましたけども、やはり保育料についての意見が多く出されました。そのほかにも、おむつ代とかミルク代についての意見がありました。特におむつ代というのは、少ない方で月5,000円、多い方で1万円くらいかかるということなので、大体年間で10万ぐらいかかるんじゃないかということをおっしゃられました。ぜひ、補助していただくと非常にありがたいということでございました。

そこで質問ですけども、先ほど申しましたように、兵庫県の明石市のように、既におむつ代の無償化を実施されている自治体もあるようです。町としても、おむつ代とかミルク代、そういったのに対する補助などは検討できないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

現時点におきましては、町独自の助成は予定はしておりませんが、国の事業としまして、現在、令和4年4月以降の出産の方に対しまして、妊娠届出時に5万円、出産時に5万円の出産・子育て応援給付金、合計10万円を支給しまして、経済的支援を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 10万円というのは非常にすごいなという気がしますが、やはり、ただ出産する場合はもう何十万もかかるわけです。だから10万円を頂いても、結局、病院代に消えてしまうということで、なかなかおむつ代とかミルク代には回せないんじゃないかなというふうには思いますが。

最近では、共働きされている方が多くて、かつ親と別世帯となっていると、どうしても乳幼児を保育圏などに預けなければならない世帯が増加傾向にあるようです。子育て中の方にお聞きしま

すと、子供が小さい間は自分で育てたいという方も確かにおられますけども、施設に預けたいが施設費が高額なので難しいとか、施設費は高額だがやむを得ず預けているという方が多いようです。何とかしてほしいというような意見もありました。

近年、子供の出生数が毎年減少している中で、2020年度の出生数が初めて80万人を下回ったということで、国は子ども・子育て支援などに本格的に取り組むというニュースが、新聞などで最近はたびたび報道されていますけども、乳幼児保育料の無償化など、子育て支援については、本来はやはり国が重点的に取り組むべき課題であると私は思っていますが、やはり町としても独自に対応して、早急に課題の解決を図るべきじゃないかと思っています。

先ほど、教育委員会のほうで調査をされるようなことを言っておられましたけども、ぜひ大任町とか兵庫県の明石市などの先進自治体の事例を調査されまして、国に先駆けて乳幼児保育料の完全無償化、おむつ代やミルク代に対するおむつ券とかミルク券の発行とか、そういったのを町独自の支援策を講じていただくように希望するものであります。

これで1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問は、町立公園や児童公園、近代的な児童遊具の設置などについてであります。

第5次大刀洗町総合計画に公園の整備と緑化の推進という施策があります。施策の目標としては、誰もが安全で快適に利用できる公園があり、町の中で緑を感じることができるとされています。現在、本町には大刀洗公園、大堰公園、桜づつみ公園の3つの町立公園がありますが、総合計画の施策の展開としては、現在のニーズに合わせた遊具など、施設の更新を検討するとされています。

計画に基づき、大刀公園と大堰公園に近代的な児童遊具が導入されましたし、本年度は運動公園に児童遊具を設置するために、2,770万円もの予算が計上されていますが、これらは総合計画に基づく施策としては大いに評価したいと思います。

しかしながら、私は総合計画の施策の展開については少なからず疑問を感じています。町立公園にしても、近年導入されつつある近代的な児童遊具にしても、大刀洗校区や本郷校区には全く設置されていないし、総合計画の施策を見てもその計画が見当たりません。誰もが安全で快適に利用できる公園があるというのが総合計画の目標とする姿ですけども、大刀洗校区や本郷校区には町立公園もないし、近代的な遊具施設の計画もないということで、目標とする姿にはほど遠い状況じゃないかと思っています。

そこで質問です。

まず、町立公園の設置についてであります。

一つは、町立公園はどのような基準や根拠に基づき設置されたのか。

次に、大刀洗校区や本郷校区へ設置する考えはないか、町の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の町立公園や児童遊具の設置などについて答弁をいたします。

議長、その前に、先ほどの答弁の中で1点修正したい点があるので、修正発言を許可頂けないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 分かりました。許可します。

○町長（中山 哲志） 失礼しました。先ほど、乳幼児保育料の無償化につきまして、3歳未満児の保育料の無償化には、新たに毎年8,500万程度の予算が見込まれるというふうに答弁いたしました。正しくは、入園児数が現在と同規模と仮定しても毎年8,500万程度の予算が見込まれるということでしたので、謝罪して訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、平田議員の町立公園や児童遊具の設置などについての答弁をさせていただきたいと思っております。

町立公園の設置についての質問でございます。

まず1点目の町立公園の設置基準と根拠についてでございますが、大刀洗町には、都市公園法に基づく都市公園はございませんが、地方自治法第244条の2の規定に基づく公園として、大刀洗町立公園の設置及び管理に関する条例に基づき、大刀洗公園、桜つつみ公園、大堰公園を設置しているほか、大刀洗町運動施設の設置及び管理に関する条例に基づき大刀洗町運動公園を、下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例に基づき下高橋官衙遺跡公園を設置しているところでございます。

次に、2点目の大刀洗校区や本郷校区に設置する考えについてでございますが、現在のところ、新たに大刀洗町立公園の設置及び管理に関する条例に基づく町立公園を設置する計画はございませんが、大刀洗校区につきましては、9.8ヘクタールの面積の下高橋官衙遺跡公園に加え、現在、大刀洗川に約10ヘクタールの調節池の設置について、県と協議を進めているところでございまして、その有効活用について、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、本郷校区につきましては、本年度、大刀洗町運動公園の遊具を更新する予定でございます。

また、昨年度、住民協議会におきまして、歴史ある住宅と城跡の未来として、個人での管理が難しくなってきた佐々木家住宅と三原城について御審議を頂いたところでございまして、その保存と利活用の在り方について、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問させていただきます。

大刀洗川の調節池の有効利用を検討されるということは歓迎したいと思っておりますが、この調節地

というのは、期間が短いけれども水があふれますので、遊具の設置は難しいと思います。また、官衙遺跡公園とか運動公園、これも非常に遠いから、車のない方は利用は困難であると思います。

現在のところ、町として新たな公園の設置は考えておられないようですけども、やはり将来のあるべき姿として、校区ごとに町立公園の設置を検討することはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複して恐縮なんですけれども、公園としては、各校区にそれぞれ、4つあるんです。建設課のほうで所管をしております町立公園が3つということで、大刀洗校区と本郷校区にないということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 失礼しました。私が言う町立公園というのは、遊具が設置されるような町立公園のことをちょっと言っているわけでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） これも先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、先ほども答弁いたしましたように、本郷校区については、運動公園の遊具を本年度更新する予定にしております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 本郷校区は、今度、運動公園、本郷校区ですから造るということですけども、大刀洗校区にそういった公園の設置というのを検討はできませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えします。

例えば、官衙遺跡等は、やっぱり遺跡の保存、遺跡に影響を及ぼさない形での利用というのが前提になってございますので、なかなか遺跡の区域に基礎を設置するような形の遊具を設置するのは、なかなか難しいんだろうと思っております。議員御質問の趣旨が、そういう遊具を町として置くような場所がどこかないかという、そういうのを検討してはどうかということであれば、そこはちょっと地元のほうとも十分に協議をさせていただいて、どういう場所にそもそも大刀洗校区全体として望まれていて、そういう適地が公有地の中にあるのかという検討は、そういう検討であれば、今後させていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町立公園というと、何となく大刀洗公園みたいに広々とした公園をちょっとイメージしがちなんですけど、私は小さな公園でもいいと思うんです。例えば、本郷も遠いんです。だから本郷の中央部、大刀洗の中央部に小ぢんまりとした公園を設置していただくといいんじゃないかという趣旨でございます。

それではもうこの質問は、遊具の方に入ってまいりましたので、2つ目の質問に移ります。

2つ目は、児童公園や遊具の設置についての質問です。

第5次総合計画によると、町内には児童遊園や児童公園などが38か所あり、そのうち遊具を設置しているのは17か所あるということです。

そこで質問ですけども、1つは、児童公園や遊具などの設置基準とか根拠です。これはどうなっているのか。

児童公園や遊具などの管理から設置計画について、町の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 児童公園などの設置についての御質問でございます。

この質問については、教育長から答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の児童公園などの設置基準、管理、設置計画について答弁いたします。

平田議員が申される児童公園は、児童遊園のことかと思われまます。本来、児童遊園とは、児童福祉法第40条に規定されている広場、遊具、トイレ等が設置され、児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている公園のことをいいます。現在、町内にある児童遊園または児童広場につきましては、大刀洗町名義の土地にあるものや神社の境内にあるものなどがありますが、児童福祉法第40条に基づく児童遊園には該当しておりません。

大刀洗町名義の児童遊園や児童広場については、都市計画法施行令第25条第6条の規定に基づく開発行為により設置された公園となります。よって、児童遊園あるいは児童広場の管理については、日常の草刈りや遊具の管理につきましては、行政区や隣組等の地域で管理していただいているところです。

また、全ての遊具の点検については、町が2年ごとに実施し、町名義以外の遊具の修繕や更新については補助を行っているところでございます。

最後に、設置計画でございますが、新たな児童遊園の新設等々については、現在のところ計画がございません。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問をします。

先ほども申しましたけども、町内には児童遊園や児童公園などが38か所あると。うち遊具を設置しているのは17か所ということでしたけども、現在、児童公園と遊具がある公園の数はどうなっていますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、児童遊園の数でございます。現在、うちのほうで把握している児童遊園の数につきましては、40か所になります。うち大刀洗町名義の土地の部分につきましては、19か所になるものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 遊具を設置しているやつはどれぐらいありますか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 失礼しました。遊具の設置されている場所につきましては14か所になります。うち、町所有の土地の部分には4か所、残りが境内とか地域の部分におきましては10か所設置されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町の分以外も結構多いようですけども、児童公園の遊具を更新する場合とか、あるいは修繕、撤去するというそういう場合の補助率というのはどれくらいになっていきますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 児童遊園の修理等に関する補助でございますけども、まず、更新等や新設につきましては、上限を80万円と設定しまして、そのうちの50%以内を補助するようにはしております。

修理につきましては、上限を30万円のうち50%以内の補助を行うようにしております。

撤去につきましては、全て町のほうで行うようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先月実施しました議会報告会の中で、ある住民から、家の近くに子供が遊ぶための広場を設置する必要があるんじゃないかというふうな意見がありました。以前は各地に空き地があって、子供たちが友達と一緒に遊んでいましたけども、現在は住宅が建て込んで、子供の遊ぶ場所がなくなっていると。結局、自宅に籠もってゲームで遊ぶということになっているんじゃないかということでした。

外で遊ぶことは大事で、遊ぶ場がないのは問題であるということでした。別にこれは公園のほうがいいんでしょうけど、公園でなくても構わないと、広場があればいいんだということでしたけども、そこで質問ですけども、地域ごとの遊び場の確保については、子供の健全な育成を図る

観点からも重要な施策の一つだと思えます。

町の総合計画に位置づけ、計画的に設置してはどうでしょうか。子供たちが遊ぶための小さな広場を行政区ごとに設けることはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えします。

総合計画に入れるという観点からお答えさせていただきます。

総合計画の変更というものは、基本構想など議決事項に関わる部分でもあります。一定の手続などが必要となります。いずれにせよ、先ほど町長の答弁にもありましたように、地域からの要望などに基づき担当課、建設課等から計画に追加する旨が上がってきてから、計画に盛り込むかどうかの議論を始めていくものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） やはり地域のそういった声がいろいろあって、私も確かにそうだろうなと思っております。手続にいろいろ難しい面があるかもしれませんが、やはり、ぜひそういった遊ぶ場を設置するための計画、これに向けてぜひ検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次の質問は、近代的な児童遊具の設置についてであります。

大刀洗公園に続き、昨年度は大堰公園にすばらしい遊具が導入されました。この件については、KBC放送によりテレビで大々的に報じられましたので、大刀洗町以外の問合せもありましたけれども、やはり町内住民の反響が非常に大きかったと私は思っています。

大刀洗校区とか本郷校区の方から、私たちのところにも児童遊具が欲しいとか、なぜ私たちのところに児童遊具がないのかと、いつ頃設置されるのかと、そういった質問がありました。

それから、大刀洗公園と大堰公園の設置に続き、先ほどから言われますように、本年度は運動公園に児童遊具を導入するために2,770万円という予算が計上されています。

そこで質問ですけれども、1つは、大刀洗公園とか大堰公園に設置された近代的な児童遊具の設置基準とか根拠はどうなっているか。

次に、大刀洗校区や本郷校区の設置について、町の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

近代的な児童遊具の設置についての御質問でございます。

まず、1点目の設置基準と根拠についてでございますが、大刀洗公園、大堰公園につきましては、既存の遊具の老朽化を踏まえ、住民協議会からの答申や地域からの要望なども勘案して、誰

でも安全に使えるインクルーシブな遊具を設置したところでございます。

次に、2点目の大刀洗校区や本郷校区に設置する考えについてですが、これは先ほど来の答弁と重複して恐縮ですが、大刀洗校区については、現在のところ遊具設置の計画はございませんが、本郷校区につきましては、本年度、運動公園の遊具を更新を予定しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは再質問します。

既存の遊具の老朽化を踏まえて住民協議会の答申とか、地域要望を基にやっているということですけども、私は従来から大刀洗校区と本郷校区になぜ町立公園がないのかというのが、非常に不思議に思っていたところでありまして。今回の児童遊具設置のニュースとか、住民の意見とか要請などを受けまして、改めて近代的な遊具を備えた公園設置の必要性を感じたところでありまして。そこで質問です。

児童遊具は、住民協議会の答申とか地域からの要望に基づき設置しているということですけども、大刀洗公園とか大堰公園にはどのような経緯で設置されたんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 答弁させていただきます。

大刀洗公園につきましては、平成15年の開園から19年ほどたつこともあり、遊具の使用時期に合わせて住民協議会で検討され、答申を受け、複合遊具をプロポーザル方式で実施しております。

大堰公園につきましては、滑り台とスプリング遊具の設置状況で、もう古い遊具であったため、新しい遊具の更新時期が来ておりました。地元の区長さんからも要望も頂き、複合遊具を設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、本年度は先ほどから運動公園に設置するということですけども、この設置の根拠というか理由とか、そういったのはどういうことでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えします。

運動公園に設置を予定している遊具の設置の根拠ということでございますけれども、こちらについては、運動公園は平成4年から開園をしております、その遊具についてもそのときに設置をされた遊具で大変老朽化が進んでおりました。令和4年度に撤去の工事を行っているところでございますが、もともとあった遊具ですので、当然、更新をしたいということで、更新の設置工事を行う予定でおるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 古くなったから新しいものに換えていこうということで、そういったものがあるところはいいけど、大刀洗校区には公園そのものがないし、遊具もないわけです。それで、古くなったから更新すると言われれば、大刀洗はできないわけです。なぜ大刀洗校区には遊具を設置するための計画というのがないんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、先ほどから答弁をいたしておりますとおり、町内それぞれ4つの校区のほうには、町の公園というのはそれぞれございます。ただ、建設課なりで管理している公園が大刀洗校区にはないということです。

また、これまでの考え方としまして、それぞれの校区に町立公園を設置するという考え方には必ずしもなっていないとございまして、今あるそれぞれの公園についても、各校区ごとに見ますと、各校区の中心部ではなく少しずれたところにある公園も多いところでございます。

そのような中で、今、議員のほうから、こうやって3つの校区に新しい遊具が入るんだから、大刀洗校区にもぜひというふうな御趣旨の御質問だと思いますけれども、それについては、既存の公園がなかなかなかったというのと、あとは、今ある官衙遺跡公園についても、一定の遺跡という性質上の制約があって、これまで遊具の設置をしてこなかったところでございます。ただ、遊具が設置できるかどうかは別として、やっぱり官衙遺跡公園はもっと有効に本来活用できる方向で考えていったほうがいいんだろうなというふうには思っておりますので、そこは教育委員会のほうとも今後相談をしてみたいと考えてございます。

今、直ちに議員が先ほど来、御要望されている近代的な遊具を大刀洗校区のほうに設置する計画はないところではございますけれども、どういう遊具なら公有地に、なかなか新たに公園を造って設置するのは難しいと思いますので、できるのかというのをちょっと内部のほうでも検討させてもらいたいと思いますけれども、まずは、そういう遊具の設置の御要望が大刀洗校区のほうとして、総意としてあるのかどうかも含めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） このような遊具を備えた公園、広場というのは、やはり官衙遺跡公園みたいところに造っても、高齢者なんか行けないわけです。やっぱり高齢者が孫を連れて行くのは、もう10分ぐらいのところしかないので、大々的なものじゃなくても、小さなものでもいいから、そういったのを造ってほしいというのが私の気持ちであります。

大刀洗校区においては、公園というのを造ってほしいという声がありませんでしたのかと

いう気もしますけども、私の記憶では、以前、もう相当前ですけど、青木議員が今村天主堂を中心とした公園構想というのを提案されたことがあるというふうに記憶しています。それ以外ではあまりないんじゃないかなとは思っています。住民の方も、周りは田んぼばかりで緑はあるからいいのかなと思っていたのかもしれませんが、やはり公園設置の必要性というのは感じておられたんじゃないかということで、大堰公園の遊具の導入ニュースをテレビで見て、改めてやっぱり必要だなというふうに考えられたんじゃないかと思っています。

それから、本郷校区については、校区センター横に子供の遊ぶ場所を確保できないかという意見を以前聞いたことがあります。広場があったら、サッカーや野球などするために子供たちが校区センターに集まってくるんじゃないかというふうなことでした。

今回、大堰公園の近代的な遊具設置のニュースを聞いて、やはり子供の遊ぶ場の確保とともに、遊具設置の要望というのが出されたのかなというふうに考えております。

そこで質問ですけども、第5次総合計画も本年度が5年目となります。つまり中間年次となりますので、総合計画の一部見直しが行われるんじゃないかと思えます。この際、公園とか広場、あるいは近代的な遊具の設置などについて検討し、計画に盛り込むことは、先ほどでは難しいということですけども、できませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えします。

総合計画の中間年度に関する見直しの件でございます。

総合計画に関しましては、議員のおっしゃるとおり中間の年となりました。今年度、アンケート調査を実施する予定です。およそ9月頃に1,500件を対象に行う予定としております。

そちらのアンケート結果でありましたり、先ほど来申し上げております地域からの要望等を基に、担当課の建設課のほうから追加する旨の申出等があった場合に、計画の中の冊子のほうに載っているのは、35本の基本計画というものがございます。その下に実施計画というものが大体300本以上ございますので、そちらのほうに追加することを検討する議論に入っていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほども申しましたけども、第5次大刀洗町総合計画の中で、誰もが安全で快適に利用できる公園があって、町の中で緑を感じることができるというのを目標とする姿とされていますが、やはり親が子や孫を連れて公園に行って一緒に遊具で遊ぶとかというのが理想とする姿かなというふうに思っています。また、子供たちが広場で友達と一緒に野球とかサッカーなどをして遊ぶことができるというのも、これも大切なことだろうと思っています。

先ほどから言いましたように、大堰公園に近代的な遊具が設置されたということから、議員さんも頑張って設置するように努力してくださいというふうな声があります。それから、5月に行いました議会報告会の中においても、大刀洗校区に遊具施設がないので造ってもらいたいとか、それか遊具施設はなくてもいいから、ゆっくりとくつろげる公園を設置してもらいたいと、そういった意見が出されています。

現在のところ、計画の中間年次に当たって、いろいろ検討はされるようですけども、ぜひ住民の声にしっかりと耳を傾けて、総合計画の一部見直しに合わせまして、公園や広場あるいは近代的な遊具の設置などについて、しっかりと検討していただくよう希望したいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、8番、東義一議員、発言席からお願いいたします。

なお、東議員より資料の配付の申出がありましたので許可いたします。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、8番、東義一議員、お願いいたします。東義一議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. 道路管理者の対応について
2. 職員の事務改善制度について
3. 自転車ヘルメット着用の努力義務化について

○議員（8番 東 義一） 改めて、おはようございます。ただいま議長の発言許可を得ましたので、質問通告に従いまして、1番目に道路管理者の対応について、2番目に職員の事務改善制度について、3番目に自転車ヘルメット着用の努力義務化について、以上、3点につきそれぞれ大項目ごとに順次質問をさせていただきます。

それでは、第1番目の道路管理者の対応についてであります。先ほど配付していただきました参考資料によって質問を進めてまいりたいというふうに考えます。

場所は、これは小石原川右岸と資料の上流のほう为荣田橋から、下のほうの下流、目北橋までの区間、これは、みいの寿のある場所付近のところでございます。この道路については、その他の町道路線として認定、それと供用開始がなされている町道でございます。路線番号は1533号、これは井堰栄田線において、出入口にバリカーが設置されており、町道としての機能がなされていない状態であるが、道路管理者である町長の見解を問うものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員の質問の道路管理者の対応について答弁をいたします。

小石原川右岸路線番号1533号の井堰栄田線についての御質問でございます。

井堰栄田線につきましては、小石原川右岸の上流部の井堰を始点として、下流部の目北樋門付近の終点まで1,486.2メートルの路線でございます。栄田橋から目北樋門付近までの区間はバリカーが設置されており、通常は車両の通行ができないようにしてございます。

この路線は、小石原川の河川区域にある管理用道路を町道認定したものでございまして、かつては未舗装の砂利道で、通行もできましたが、冷蔵庫や洗濯機等の不法投棄やごみなどの焼却も多く、管理する国土交通省筑後川河川事務所と町の協議の中で、河川の環境面等を考慮いたしまして、通常は車両の通行ができないようにしたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁を頂いたわけなんですけど、これは町道認定とまた供用開始になっておりますので、当然、道路管理者は中山町長でございます。それで、先ほどありました管理道路という形で答弁を頂いたんですけど、これは道路法関係はもう町長も十分熟知してあるかと思えますけど、道路法によっては、道路管理者が危険を防止するため、また区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができるというふうにはなっているんですが、これには制限があるんです。

簡単というか、先ほど町長の答弁がありましたように、不法投棄があるから道路をバリカーで封鎖したということなんですけど、そういうことであれば、町道関係、これも認定されてあるんです。ということになれば、この管理道路以外にも町道関係に年2回、環境美化関係とノーポイ運動関係が実施されておるわけです。そういうことであれば、もうどこでもここでもバリカー等でもう通行するなということも可能なわけなんですけど、そういうわけにはまいらないと思うんです。

そこで、町長が申されました不法投棄という言葉が出たんですけど、不法投棄については、建設課の職員で道路パトロールされてあるんです。これは当然、町道でございまして、パトロールのエリアに入っているわけです。それと、住民課関係が不法投棄関係のパトロール等を年2回、これは大刀洗町衛生組合の役員と事務局でされてあるわけなんです。そういった形で、不法投棄にあれば住民課長、職員の方も御存じだと思いますけど、そういった罰則規定がなされているんです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金というふうな形でなされているんです。

ただ、不法投棄があったから、この管理道路を封鎖するということについてはいかがなものかと私は思いますけど、再度、町長の答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） では、東議員の答弁にお答えいたします。

今、東議員の答弁ございましたとおり不法投棄によって、当時昭和57年に町道認定をされて、その後は、私もちょっと役場に入る前でしたので、いろいろ地元の方にお話を聞いたら、その当時、最初は砂利道で通行をなされていたというふうにお聞きしております。その後、どうしてもやっぱりその当時、竹やぶとかがあったところもあったりして、どうしてもやっぱりそこに不法投棄、冷蔵庫とか洗濯機、その他いろいろあそこで燃やしたりとかも、何か焼却とかもあったりして、どうしても環境面に影響があったので、ここはもうどうしようかということで、国交省と町のほうで協議して、バリカー等が設置されたということでございます。

それで、質問は町道認定をしているから道路の用を供していないということでの話ということでよろしいんですか。すみません。

○議長（安丸眞一郎） 質問内容の確認ということで。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 私が求めている内容は、町道として認定している、それで今課長のほうからあった47年に認定して供用開始という形ですよ。その当時は砂利道であったにしろ町道認定しているんです。それと供用開始をしているんです。そういったところを、繰り返しますけど、不法投棄があったから通行止めにしたという形で、再度この資料を見ていただくと分かるように、読みますけど、ごみを捨てる人が多いため出入りを禁止しますと。

それで、上流のほうは大刀洗町と国土交通省になっているんです。下流のほうは何か知らんけど、大刀洗町が削除されてあるんです。何らかの意図があったと思うんです。だけど、先ほどから重複して申し上げますけど、道路管理者は町長なんです。町長はこの道路に関しては管理をすることは当然でありますし、道路法の第46条を読みますけど、道路管理者は各号に掲げる場合においては道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができる。

1番目に、どういったことかということ、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認めた場合には通行止めをします。2番目に、道路に関する工事のため、やむを得ない場合に認められるときは通行止めをしますという形でやって、先ほどから答弁頂いている不法投棄については、道路法にあっては制限されていないんです。十分それは内容は分かりますけど、そのところが、せつかく道路台帳では4.3メートル、約1.5キロの道路関係を封鎖しているんです。

それと、やむを得ない場合ちゅうことはありますけど、3年前、平成30年7月の豪雨で被災した菅野橋の工事については、これガードパイプを取っているんです。そして道路関係、橋梁の工事関係にオープンに使わせているという形なんです。だから、そういったことを考えると、一概に不法投棄というものも該当するかもしれないけど、不法投棄によっては、今、町長のほうが各校区、リサイクル、資源ごみ回収関係で各校区に力を入れているんです。だから、こういった

ところも、不法投棄にあつては、やはり住民課関係に該当するかと思いますけど、やはり啓発とか、そういったことは十分やってあると思うんですけど、やはりごみをなくすというなら、そういうことをやっぱり頭に置いてやってあると思うんですけど、これが、ただ管理道ということなんですけど、皆さん御存じのとおり、町内では大堰校区の鳥飼から高食に行く道路、あれも管理道路なんです。

だからそういったことも考えるなら、やはりもうオープンにして、町長や住民課、建設課がえらい心配されてあると思うんですけど、実際これをオープンして状況を見てみるという、状況を見るというとおかしいんですけど、これは当然オープンしておく道路なんです。そういったことも、実際にやるちゅうことはもう道路なんです。そういったこともやってみて、そういうことでやってみて、いろんな支障があったら、そこでまた住民に対する不法投棄の啓発とか、そういったものが必要ではなかろうかと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

これについては、議員のほうの方がよりお詳しいんだと思いますけれども、もともと河川管理用の道路があつて、いずれかの時点で町道認定をされたと。もともとが小石原の右岸の河川の管理用の道路でございます。以前、砂利道だったのが鬼怒川等の決壊の事案等も踏まえて、国土交通省のほうで堤体の強化ということで、表面の舗装なり、いろいろ堤体の強化をしてやっているところでございます。その中で、先ほど来ありましたように、いろんな不法投棄等の問題がございまして、国交省のほうと協議をする中で、今のような形の対応をしているところでございます。

議員御指摘の点はもっともな点もあるんですけども、これについては、地元のほうの了解も得た上で、地元のほうとしても、いつでも通行できるようになったときに、さらに河川環境面が悪化するんじゃないかというふうな懸念もお持ちでございますし、もう1本、北側の町道がございまして、その付近もかなり不法投棄であつたりとか、あるいは今も監視カメラをつけてされている地域の方もいらっしゃいますので、そういう中で、まず地域としてその道路を通行したほうがいいんだというふうな結論があれば、そこは国交省のほうと協議をした上で、通行の再開ができるような協議もしてまいりたいというふうに思いますけれども、現時点で、現状として西栄田のほうからはその道路を常時通行をしたほうがいいんだというよりは、何かの工事であつたり、あるいはイベント等のときに通行させてもらえればそれでいいというふうな御意見も頂いているところでございますので、まず、議員お住まいの地域でもございますし、地域の中でよく議論をしていただいて、あその道路をどうすべきかというのを地域の総意として意見を頂いた上で、国交省のほうと協議をしてまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） それでは、今の町長の答弁に絡んで、町長も現場は当然見られてあると思うんです。それで、小石原の右岸、左岸がございますけど、この管理道路と町道井堰富多線の道路の間には、畑を耕作してある方が多数おられるんです。その人の話を聞きよったら、やはり農耕に道路が必要だから、手を挙げている方かどうか知りませんが、バリカーの鍵を開ける鍵を持ってあるということなんです。だからそういったところを考えるなら、農耕者のことも考えてされてあると思うんですけど、そういったことをして持っている方があれば、例えば、これはあってはならないことなんですけど、畑に行くときにバリカーの鍵を開けてオープンにされてあると、その間に不法投棄が行われることも想定内だと私は思うんです。

だからそういった形で、町長のほうから地元地元という形なんですけど、私は地元ということも一理あるんですけど、あの道路のバリカーを取り除けば、大堰の方も、富多、菅野の方も、目北橋が開通していますけど、あそこをまっすぐ行ったら朝倉に行くときにはもう一番直近なんです。

逆に、栄田のほうから来れば、塔ノ瀬十文字小郡線ございますけど、神港テクノスのところでは、やっぱり朝晩、信号でえらい渋滞しているんです。だからそういった道路、交通の解消にもなるかと私は思うんです。

町長がおっしゃるように、地元から要望があったらすぐ対応するのではなくて、これは町道なんです。地元のことを考えるのは町内の町道全部、町内の町民の御意見を聞いてするという形も、拡大解釈すればそこまで私は求めておりませんが、要は町道認定して供用開始している、いろんな諸事情もあるかと思いますが、国交省という形もあるんですけど、これは国交省の協議をされてあるんですけど、重複しますが、道路管理者は中山町長なんです。町長の気持ち一つで開けることも閉めることもできるんです。かといって、いろいろ話をしよったら、ある職員が、それやったらもうこれ町道廃止しましょうかと簡単に言う職員も中にはおいでになります。

そういったように、一応道路法で認定して供用開始しとる、認定するにも議会の議決、それと廃止するにしても議会の議決が必要なんです。それは私が述べることではないんですけど、とにかく、これについては町道、その他の町道であろうが、1級町道であろうが2級町道であろうが、町道を認定されてありますので、道路管理者が、例えば道路の破損ができた場合とか、当然修繕をせないかんしという意味を持っているんです。だからこのことについては、もう検討の余地は私はないと思うんです。そこのところを道路管理者の中山町長、それと建設課の棚町課長、いろいろ国交省との話もあるかもしれませんが、町道認定しているんですから、私はもう中山町長の胸一つというふうに感じますので、その点、検討じゃなくて明日にでもオープンしていただくようお願いして、第1問目の質問は終わりたいと思います。

次に、2番目の職員の事務改善制度についてというものを議題として質問をさせていただきます

す。

これにつきましては、職員の方は十分周知されてあると思うんです。これは、規定の中で、大刀洗町事務改善制度に関する規定、これは平成20年4月1日に施行されてあります。目的は、これは職員に対してのやる気、活気とかそういったことを目的とされてありますけど、目的は職員に対し事務事業の執行に対する改善意見を提案する機会を設け、職員の事務執行に対する問題意識を喚起し、事務改善及び改革意欲並びに士気の高揚を図ることにより行政効力の向上に資することを目的とするということになっております。

これにつきまして、今日まで何件の提案があったかということをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） この質問については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 担当課長のほうは答弁はよろしいですか。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 20年から今までのという集計等は行っておりませんが、直近3年の御説明させていただきます。

令和4年度中、昨年度ですけれども、2件の提案がなされております。あと、令和2年につきましては2件です。令和元年のほうはなく、その前が31年なので30年度末になりますが2件行われております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長のほうから答弁頂いたんですけど、これについては、職員の方はこういった事務改善制度があるということについては、もう中山町長のことですので十分周知されてありますけど、その点ちょっとお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 事務改善につきましては、職員のほう、3月31日の仕事納め、年度の納めのときに、その年度にした方の表彰等も行って、こういった形で事務改善があるというのは周知しておりますので、職員のほうは知っていると思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 周知されてあるということの確認ができて、私自身安心というか、職員の方はいろいろ職場に関して、いろいろこうしたらいいだろう、ああしたらいいだろうというような御意見も職員の方は数多く持つてあると思うんです。それで、そういったところを十分、町長をはじめ教育長をはじめ担当課長が、吸い上げて、やはり職員が事務作業をスムーズにできるようなやっぱり機会というものを設けて、問題意識をどんどん吸い上げて、理想的なことかもしれないんですけど、そういったものを行っていただかないと、職員のマンパワーが持つてあっても

マンパワーを発揮できないという形で、以前、一般質問をさせてもらった職場改革につながっていくんじゃないかと思うんです。

それで、もう町長のほうも頭にマニフェストの中で、職員の人材育成と能力開発の進捗状況の現状と課題に対応して、職員の人材育成と能力開発や役場内の研修、市町村の研修、それと慶應義塾大学のSFCの研究と連携した大刀洗みらい研究所を開設して、職員の人材育成と能力開発に取り組んでいられるということは、もう十分私自身承知しておりますが、やはり外部の知識を参考にすることも一つの案だと思いますけど、やはりもう大刀洗町役場職員の意識を取り上げて、そして町長がいつも、先ほどもおっしゃったんですけど、地域からの要望、住民からの要望、これは大切なことだと思うんです。だけど、地域から住民から要望があって、当たり前のことをするんじゃないくて、職員の中からもいろんな、先ほど答弁がありました意見等、それを町の職員が出してやっているんだよというふうなアピールも必要じゃないんですか。

そうしないと、職員もただ年度末に表彰されたということも一つの名誉になるかもしれませんが、やはり意識改革的になってくると、そういったものが必要ではなかろうかと私は思うんですけど、町長、そのこのところの町長のマニフェストの考え方で、先ほど申しました事務改善制度についての取扱方は違うんですけど、そのこのところの考え方を町長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど総務課長から答弁をいたしましたように、平成24年度以降は、採用された事務改善提案を職員へ公表するために年度末に表彰を行っており、職員の意識の高揚等に一定の効果을上げているものと考えてございます。

また、議員のほうから、そういう内部的な表彰だけではなくて、もう少し対外的にPRしてはどうかというふうな御提案というか、御質問頂きましたので、少しだけこれまでに提案されました事例について、少しだけ紹介をさせていただければと思います。

まず、主なものとしては女性消防団員と町外居住者の職員を中心とした消防本部分団の設立がございまして。これは、もともと町の職員については、基本的にそれぞれに居住する分団のほうに消防団員として活動するよという事で推奨しておったところなんですけれども、やっぱり町外に住んでいる方、職員についてはなかなかその機会がなかった、あるいは女性についてもなかなかそういう機会がなかったということもございまして、職員提案に基づいて、本部分団を設立して、今、活動をしていただいているところでございます。

また、例えば昨年提案がありましたのは、クールビスとかウォームビスをやっていますけれども、そういう時期を一定の時期に限定するのではなくて、通年でそういうふうな活動しやすいような服装をしてはどうかというふうな提案がございまして、今そういうふうな運用をさせていた

だいているところでございます。

本当、今2例だけ紹介させていただきましたが、そのようにいろんな提案をそれぞれの年度において、事務の改善にやっていたところでございます。

また、マニフェストの関係ということでございますけれども、例えば、慶応大学のほうと連携したSFC研究所と連携した大刀洗みらい研究所というのは、先ほど来議員のほうからございましたように、職員自らの内発的な問題意識に基づいて、今の担当業務あるいは担当業務外でも、自分たちの業務なり町なり、地域のことをよくするために何が必要なかというのを自分で問題設定して研究をしていくというふうな取組でございまして、今、そういう取組に基づいて、各種施策のほうにも反映してきた施策も出てきているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の詳細についての説明を受けたわけですけど、一つは、町長も申されたように、そういったものは、職員全員に表彰とかをされるということなんですけど、これは誰にでも権限を与えられているんですけど、表彰するだけじゃなくて、極端に言えば1号俸昇給アップとかそういったものをすると、職員も頑張るぞというのが再認識されることもあるんじゃないかと私は思いますけど、いろいろあるかと思えますけど、その点も再認していただきたいというふうに思います。

それと、町長のほうから、くどいんですけど、いろいろ回答を頂いたんですけど、これが、個人またはグループで提案できるというふうな規定になっているんです。それで、なかなか職員の中にも提案したいけどというちょっと尻込みする方もおられるかと思うんです。そういった形も想定して、町長も多忙であるかと思えますけど、町長が不在の場合は副町長なり総務課長が、職員とこういったことがあるけどざっくばらんに何かないかなというふうな声かけも、夢物語じゃなかばってん、そういったことをされると、またトップと職員との密な関係が生まれてくるかもしれないし、また離れていくかもしれませんけど、いろいろ考えて、そういったことをやっぱり町長がいつもおっしゃってあります。やってみらな分からんと。そういったところもやってみらな分からんというところになるんじゃないかと、私の解釈違いかもしれませんが、そういったことを切にお願いして、ともかく職員のやる気があると思うんですけど、それをさらにハードアップされるようお願いして、2問目の質問を終わります。

最後になりますけど、これは自転車ヘルメット着用の努力義務化についてであります。

これにつきましては、自転車に乗る全ての人を対象に、ヘルメット着用を努力義務化する、これは罰則規定はないわけなんですけど、改正道路交通法が本年の4月1日に施行されておりますが、ヘルメット購入について町からの助成についての考えはあるのかないのか、町長の考えをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 東議員、大項目ごとの通告ですから、（２）のほうはどんなですか。いいですか。東義一議員。

○議員（８番 東 義一） 失礼しました。

次に、２番目の町内観光の手段としてレンタサイクルを実施しているが、ヘルメット購入の考えはあるのかないのか。

住民におかれましては、私が質問しているレンタサイクルっちゃどういったもんやろかと初めて聞かれる住民の方もおらっしゃろうし、そういったことも併せて説明方をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の自転車ヘルメット着用の努力義務化について答弁をいたします。

まず、１点目のヘルメット購入への町の助成についてでございますが、大刀洗町では中学校への通学が自転車となるため、以前から新１年生や転入生にはヘルメットを購入し配布をしているところでございます。

議員御質問の改正道路交通法の施行に伴うヘルメット購入への助成については、現在のところ、町独自で新たな補助制度を創設することは考えていませんが、本議会にプレミアムクーポン券事業を含む補正予算をお願いしているところでございまして、そちらも御活用頂ければと考えてございます。

次に、２点目のレンタサイクルへのヘルメットについてでございますが、現在、町では２台のレンタサイクルがございまして、それぞれ１つ、計２つのヘルメットを常備し、レンタサイクル利用者に貸与できるようにしているところでございます。

レンタサイクルの詳細い内容については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） レンタサイクルに関しましてです。

昨年度のレンタサイクルの使用状況につきましては、おおよそ９件程度でございまして、今年度はまだ１件ほどのレンタサイクルの貸出しを行っております。

レンタサイクルの公表につきましては、ホームページのほうで公表しておりますとともに、機会があるごとにレンタサイクルのほうの貸出しも行っておりますということで公表させてもらっているところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再質問いたします。

福岡県の県警の取材です。これは西日本新聞のほうに載っていたんですけど、自転車関連の事故件数、これは2020年度が3,280件、2021年が3,270件、2022年が3,211件、これは先ほど申しましたように西日本新聞に載っていたわけなんですけど、この場合、やはり交差点とかそういったところで自転車事故が起きていると、これは町長も十分うなずいていただけますので承知してあると思うんですけど、そういった形で、やはり高齢者関係の自転車事故が多いということも記載されておりました。

それで、町長のほうから答弁であった運転免許証の自主返納者については、自主返納支援事業ということもされてあります。これについては、タクシー券が1万円、それとnimocaカード1万円と、いずれかという形だと思いますけど、そういった形でされてあるんですけど、やはりヘルメット関係が大体平均7,000円から1万円程度という形で私聞いております。

それで、やはり、今、町では定額タクシーの利用でそういった高齢者関係についても事業はなされておりますけど、やはり乗り合いバスの状況も最近全然情報が入ってこないんです。どのくらいの利用者があるってどうだこうだというのは、何かこうばーんと手を挙げるとみんなわーとなるんですけど、それからどうしたという、あるいは、いいか悪いかは別にしてです。そういったこともPRしていただかないと、のりあい定額タクシーが利用できない方は、自転車に乗りたけれど、ヘルメットが高額のため自転車に乗れないなというふうな感じにもなるかと思うんです。

そういったことも、例えば2番目の地域振興課長の答弁では、2台のレンタサイクルについてはもうヘルメットを準備しておるという形で、いつから準備されているのかちょっと私は求めないんですけど、そういった形で、やはり高齢者についても、高齢者じゃなくても町長の答弁でもありましたように、中学生には毎年ヘルメットを貸与というんですかね、一応貸与でしょうね、そのまま回収ちゅうことはないと思いますので、されてあると思うんですけど、小学生も、通学には使えませんけど、やはり家で自転車に乗ったりされて事故が起きますと、またいろんな問題も起きると思うんです。だからそういったことも、やはり町長のほうが今のところ考えていない、考えていないというか今度のあれで考えるということなんですけど、もっと私は全額補助というのが一番ベターと思うんですけど、一部でもやはり補助をされるということも必要ではなかろうかと思うんです。

やはり町長がいつもお話ししているように、住民の声を大事にしたいと、極端に言えば、今、住民のほうからヘルメットの補助をもらえんやろかというのは、声が上がっていないからちょっと消極的になっておられると思うんですけど、これが住民から、老人クラブとかということを出したらいけないと思うんですけど、そういったことが出てきたら、当然町長の考え方としては、住民からの要望だからやりますよという気持ちになられるかもしれないし、そのところです。

何でも1足す1は2という考えじゃなくて、やはり今の時代にやっぱり沿っていくような施策をされてありますけど、こういった直接住民に関係があるところについては、先ほど質問いたしました職員の事務改善制度という形の中で職員の中から上がってくれば一番ベストなことだと思いますけど、そういったことを私は思っているんですけど、再度質問いたしますけど、そういった自転車関連、自転車ヘルメット着用についての補助というか、そういうものについてはもう町長はあくまでしないという考えでよろしいんですか。

後から、こういうことはやっぱり行政として気づかなきゃいけないやっぱってんか、やっぱり検討する余地があるんじゃないかなろうかという形でされても結構なんですけど、どこの市町村でも、こういった補助関係はやっていないんです。私が調べた範囲では。まだあるかもしれませんが、やはりどこの市町村がやっていないなら、大刀洗町が率先してやろうじゃないかということも、財政的な負担がかかるかと思えますけど、そういったことも必要ではなからうかと思えますけど、改めて町長、そのことについて答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど来の答弁と重複して誠に恐縮なんですけれども、議員御紹介がございましたように、近隣に確認したところ、久留米、小郡、朝倉、筑前、広川、大木もいずれも助成の予定はないというところでございます。

また、当町においては中学校に対しては既にヘルメットを配布しておりますし、小学校についても、PTA等から補助をされている小学校もあるというふうにはお聞きをいたしております。私自身、この質問がございまして、町内の量販店でヘルメットの販売状況等を確認させていただきましたけれども、大体4,000円代から5,000円代であるところではございまして、全国的にもこの法改正に併せて補助制度をつくっているところも、大体2,000円とか3,000円を上限に半額の補助制度をつくっているような——1回限りです——しているようなところが多いような印象を受けましたので、本町においては、先ほど来お答えしていますように、今議会にプレミアムクーポン券の補正予算を上程させていただいておりますので、そういうことも活用していただきながら対応していただければと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） これにつきましては、町の広報でもこういったヘルメットの着用が義務づけられたというものがあつたかどうかは分かりませんが、そういったことも地域振興課の課長は広報担当でもありますし、先ほどから出ているホームページとか、LINEとか今はございますけど、そういったことも、ばかげたことというふうな感じもされるかと思えますけど、やはり何でもやってみらな分らんとですよね。これで、後から私の今の質問を住民の方が議会

だより等で見られて、町のほうにぜひとも補助をお願いしますというような形の陳情なりが上がったら、町長はできませんという形はないと思うんですよ。だからやはり前向きな気持ちは持つておられないということなんですけど、いつ住民から要望があるか分かりませんので、その心積もりだけはしっかりと持っていただいてほしいというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で11時20分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時11分

.....

再開 午前11時20分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。4番、野瀬繁隆議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 地方創生プロジェクトについて

2. 道路占用について

○議員（4番 野瀬 繁隆） それでは、4番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいりたいと思います。

今回、私は2問の質問を行います。

最初の1問目は、地方創生についてでございます。

内閣府の資料によると、人口の急減あるいは超高齢化という我が国の直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すというふうにされておるところでございます。

そして、その目標像としては、1つは、稼ぐ地域をつくとともに安心して働けるようにする、2つ目が、地域とのつながりを築き地方への新しい人の流れをつくる、そして、結婚あるいは出産・子育ての希望をかなえる、4つ目が、人が集う安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるなど、4つの基本目標と多様な人材の活躍を推進する、それと新しい時代の流れを力にするという2つの横断的な目標に向けた政策を進めるというふうに行われているところでございます。

そこで、平成26年に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、大刀洗町においては、平成27年度に第1期大刀洗よかまち創生プロジェクトを、令和2年3月には第2期よかまち創生プロジェクトを策定されておられます。また、令和5年3月には、第2期プロジェクトの改定が行われております。

そこで、平成27年度、第1期プロジェクト策定以来、目標の達成に向け様々な事業の取組が

行われてきたものというふうにと考えるとございしますが、第1期、第2期のよかまち創生プロジェクトの主な取組と、その成果をどういうふうに捉えられておられるのか、また、一方で新たな課題となったようなことはあるのか、その点についてまずお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の地方創生プロジェクトについて答弁をいたします。

よかまち創生プロジェクトについての御質問でございます。

まず、主な取組と成果についてでございますが、よかまち創生プロジェクトは5つの基本目標で構成されてございまして、それぞれに数値目標であるK P Iを定めてございます。私からは、そのK P Iの達成状況について説明をさせていただきます。主な取組につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきます。

まず、1番目の「行ってみたい住んでみたい、大刀洗町への人の流れをつくる。」では、第1期計画では、2016年度から2019年度の町外からの転入者数を平均700人以上、町内からの転出者数を平均700人以下を目指したのに対しまして、転入者が平均で739.7人、転出者が平均で725.5人となっております。

また、第2期計画では、同様に転入者数から転出者数を引いた社会増減ゼロ人以上を目指したのに対しまして、これまでのところ、これは昨年度までということですが、目標を大きく上回る366人の社会増となっております。

次に、2番目の「子どもも親も、共に輝けるようみんなで応援する。」では、第1期計画では出生率1.6を目指したのに対しまして、計画期間の平均の出生率は目標を大きく上回る1.94となっております。

また、第2期計画では、出生率1.64以上と15歳未満の年少人口の割合を14.1%以上を目指したのに対しまして、これまでのところ、これは2020年度と21年度の平均ですが、平均の出生率は目標を上回る1.82、年少人口比率も直近では、これは国勢調査を基準とした県のデータの人口の昨年10月1日現在ですが、目標を大きく上回る15.2%となっております。

次に、3番目の「しごとに誇りや、やりがいを感じられるよう応援する。」では、第1期計画では町内事業所の従業員数4,300人を目指したのに対しまして、目標を上回る4,835人となっております。

また、第2期計画では、同様に町内事業所の従業員数4,835人を目指したのに対し、目標を大きく上回る5,272人——これは経済センサス活動調査の数字ですが——となっております。

次に、4番目の「いつまでも暮らしたい、みんなが自慢したくなるまちをつくる。」では、第1期計画では、町民が将来も大刀洗町に住み続けたいと思う割合80%を目指したのに対し、計画期間の平均は73.4%となっております。

また、第2期計画では、同様に住み続けたいと思う割合80%以上を目指したのに対し、これまでのところ、これはアンケート調査ですので2020年度、2021年度の平均では75.9%となっております。

最後に、5番目の「大刀洗町の魅力をみんなで共有し発信する。」では、第1期計画では、大刀洗町ふるさと大使任命件数200人と、大刀洗町公式フェイスブックページ5,000いいねを目指したの対しまして、大使任命件数は目標を大きく上回る503人、フェイスブックページのいいね件数は3,783件となっております。

また、第2期計画では、同様に大刀洗応援大使の人数1,000人以上と、大刀洗町公式SNSのフォロワー等件数5,000件以上を目指したの対しまして、昨年までのところ、大刀洗応援大使が694人、SNSのフォロワー等件数が9,153件となっております。

次に、課題についてでございますが、人口に関わる社会増減や出生率、町内事業所の従業員数や情報発信に関しましては、全体で見ますと目標を上回っておりますが、野瀬議員の後ほどの質問にもございますとおり、人口の増減では特に地域間格差が大きくなってございます。

また、将来も大刀洗町に住み続けたいと思う割合につきましても、もともと少し高めの目標を設定したこともございますけれども、目標には届いておらず、第5次総合計画でもうたっておりますとおり、町民一人一人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちがつくっていくことで地域への愛着を深めるなど、町への誇り、シビックプライドを醸成していくことが重要であると考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、担当課長のほうはいいですか。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、主な事業を幾つか御紹介させていただきます。

項目1、「行ってみたい住んでみたい、人の流れをつくる。」というところでございますが、定住促進住宅事業が順調にほぼ満室をキープしているものです。

続いて、空き家総合プロジェクトですけれども、こちら不動産事業者と連携しながら、活用と除去の両面に対応させてもらっております。令和4年度は、1件のバンク登録と4件の空き家の除去を行っている状況でございます。

続いて、「子どもも親も、共に輝けるよう応援する。」でございます。こちら、結婚生活支援金事業をスタートさせております。あと、保育士奨学金返済支援事業というものを行ってございまして、一定の効果が見込まれております。

次に、「しごとに誇りや、やりがいを感じられるよう応援する。」雇用の創出でございますが、

こちら、町民参加型マルシェさくら市場からマルシェかててに名称変更しております、事業を加速化しておるところでございます。

消費喚起プレミアム商品券発行事業につきましてですが、これは本年度も発行する予定です。毎年完売しておる状況でございます。

続いて、「いつまでも暮らしたい、自慢したくなるまちをつくる。」でございますが、こちら防災士育成事業としまして、これまで補助金を活用して17名の防災士が誕生しておるところでございます。

のりあい定額タクシー事業でございますが、こちらも様々な移動ニーズに対応しまして、町の負担も最小限として利用者も増加しているところでございます。

最後に、「町の魅力をみんなで共有し発信する。」というところでございますが、広報紙のつながるコーナー、皆様もご覧いただいていると思いますが、町で輝く人を広報紙で紹介しておるところでございます。

また、大刀洗応援大使、また大刀洗応援大使店舗事業につきましては、こちらのほうも順調に数が伸びているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 答弁頂きました。実は、これ1年半ぐらい前に同じような質問を私やっております、そのときの答弁が、やっぱり人口の転入者の増加ですとか出生率が上がっているということ等の答弁を頂いて、ただ、住み続けたいというのが若干目標を下回っているのかな、届いていないという言い方なんだろうと思うんです。

今の答弁の中でもちょっと非常に気になっているのは、答弁自体が気になっているということではなくて、新規就農者とか新規の支援者、事業の支援者などの産業の振興について、この分野についてちょっと厚みが薄い、厚みが薄いという言い方が分かるかどうか分かりませんが、プロジェクト計画の中においてちょっと薄いのかなと。いわゆる基本計画の中にも、そういう産業振興等にかかなり力を入れるような形で書き方をされているんですけど、現実的には、例えば、新規就農者とか後継者とかそういうものが非常に数字的にも弱いという感じがします。

そういうふうに個別に見ていくのがいいのかどうかというのはちょっと分かりませんが、少なくとも今申し上げられましたような事業の中においては、この部分についてはほかの事業、いわゆる農林産業課が主体にやっているような事業、それとの連携というのが非常に大事なと思うんです。そこら辺は何かそういう調整をやっておられるときに、そういう連携について何か特段、協議等があるのであれば、その考え方をお願いしたいと思うんですがよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

このよかまち創生プロジェクトの中にも、創業支援事業であったりとか、ニューファーマー参入プロジェクトにつきましては、先ほど言った3番目の事業、主な取組にぶら下がる事業として位置づけているところでございます。ただ、議員御指摘のとおり、なかなか新規就農等が進んでいない実態がございますので、ここは大きな課題だというふうに私自身、認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 次の2点目にちょっと入りたいと思います。

令和5年の3月に、第2期のよかまち創生プロジェクトを改定をされています。令和5年3月になっていますが、改定された背景とか要因となったのは何なのかということと、改定した主な内容及び新たに取り組むような事業というようなものが出てきているんだろうと思うんですけど、そこについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年3月の改定についての御質問でございます。

改定した背景、要因と新たに取り組む事業内容と目標についてでございますが、このよかまち創生プロジェクトについては、毎年開催をいたします大刀洗町まち・ひと・しごと総合戦略審議会での審議を踏まえ、掲載されている数値や次年度以降に取り組む新たな事業を追加するなど、基本的には年度更新のタイミングに合わせて、随時改定をしているものでございます。

議員御質問の今回の改定につきましては、基本的には、国勢調査の数値等を確定値に変更したものが主なものでございまして、新たに取り組む事業はないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 再質問をしようと思ったんですけど、最後のページに、随時改定するというようなことが記載されていて、外部有識者の意見等を踏まえてというような書き方があります。今まさにおっしゃりましたように、大刀洗町のまち・ひと・しごと戦略審議会の規則みたいなのがあって、これはたしか町の附属機関の条例の中にうたわれている機関だと思うんです。それを今の答弁からすれば、大体毎年開いているんだと、その年度の成果目標といいますか、そういうものも含めて議論をしていっているんですよということでございましたので、これは改めて聞く必要がないなということで、これは大体ほとんど毎年されて、それを改定する必要があるれば改定をしていくというようなやり方をしてあるというふうに理解すればいいんですか。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） プロジェクトの改正と規定に関してです。

先ほど町長答弁にもございましたが、国勢調査等の数値の変更が出ておりまして、具体的に幾つか御紹介しますと、空き家の件数が2014年、平成26年の数値が入っていましたが、ここに令和2年の数値を追加したりですとか、人口の推移を2021年の数値に更新をかけましたりですとか、そういったところを更新させてもらっています。あとは事業計画です。主な主要事業なんですけれども、こちらで一定の効果が得られて事業終了しているものでしたりとか、そういった改正のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今ちょっと具体的な事業の答弁がございました。①—2移住を促進するところのこのプロジェクトのページで19ページになるんでしょうけど、その中に、住宅改良補助交付事業というのがございまして、移住後1年以内に完了する住宅改修に対する交付の件数、毎年1件ぐらいかなというふうな予測をしております。これ、今度新たに何か予算は上がっていないみたいだったんですけど、今年度から新たにやる事業になっているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。どうぞ。どなたが答弁されますか。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

野瀬議員の御質問の住宅改修補助事業の交付金事業でございますが、これは、以前からあります住宅改修の10%を補助する事業のやつでございます。町内の業者を使って住宅改修をする場合、10%の補助事業を行う事業でございます。それに、移動後1年以内に完了する住宅改修に対する交付にも要件を拡大しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 移住というものが目的に入りますので、補助率が例えば10%と今おっしゃっていますが、それを20とかあるいは30とかに引き上げるような考えは、そして移住を促進するというような考え方はないのか、ちょっとお伺いしておきたいと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

現在のところ、町のほうでそのような話は出ておりませんが、ちょっと議員の意見もお受けいたしまして、今後内部では検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと細かなことで申し訳なかったんですけど、要は、このプロ

プロジェクトに掲げてあるいろんな事業は、この事業をやるだけで、例えば町が何らかの目標に向かって出来上がるのかといったらそうでないとやっぱり思うんです。いろんな事業との組み合わせをやって初めて目標を達成できるとかいうのがあると思いますので、先ほどから申し上げているように、ここの事業の進捗を管理していくのに、先ほどの審議会ももちろん大事なんですけれど、やっぱり行政の内部の中での関係課長さんたちかも分かりませんが、そういう事業の進捗とかそういうものをきちっと連携しながら、ここに目指している将来像を達成できるようなそういう事業進捗管理会議みたいなのを何かつくっていただいて、より一層効果があるようにしていただきたいということをまずお願いを申し上げておきたいと思います。

次の最後になりますけども、先ほどちょっと町長も触れられましたが、第5次の総合計画のこれは資料編になるんでございますけれども、校區別構想として、4つの小学校校区ごとに校区の特色や魅力、あるいは課題などを捉え直し、10年後、より住みやすい校区であるためのまちづくりの考え方がそういう考え方が掲げられております。

大堰校区の場合を例に取りますと、野菜も人も大きく育つ地域づくり、いわゆる水と緑を生かした大堰といったテーマで、豊かな土壌を生かした野菜づくりや大堰駅周辺の公共施設の集積、そういうものなどの特色を捉えながらまちづくりを進めていこうと、そういう考え方ではなかったのかなというふうに思います。

先ほど、創生プロジェクトの中においても、人口ビジョンをちょっと見てみますと、大刀洗全体の人口は微増ではありますけれども、増加傾向で推移をしているということは、これは事実でございまして。しかしながら校区、例えば大堰校区で見たときには、人口は減少しており、あるいは高齢化率が非常に高くなっている。そして空き家の増加ですとか、小学校の児童数を見れば、多分、今100人切って90人切っているんじゃないかなと思うんです。そういう他校区との地域差というのが非常に強く感じられます。

これは、いわゆるスポット的な地域に視点をやっぱり当てた何らかの政策をきちっとやりながら、こういうひと・まち創生もやっぱり考えていかなくちゃいかんのかなということを非常に感じるところでございます。したがって、このような現状を町としてどういうふうに捉えられておいて、今後こういった状況をまちづくりにどう取り組んでいかれるのかということの基本的な考え方をちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

校区間の地域差についての御質問でございます。

まず、校区間の地域差の現状についてでございますが、議員御指摘のとおり人口の増減、高齢化率の推移、空き家の増加、児童数の増減につきましては校区間の地域差があり、また、同じ校

区間でも行政区間で地域差が生じてございます。その際、基本的には、通勤・通学しやすい交通の利便性の高い地域や買物や通院などに便利な地域ほど、人口が増加傾向にあるものと認識してございます。

次に、今後のまちづくりの所見についてでございますが、まず、基本的には人口増減が全てではなく、地域の皆様が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちがつくっていくことで地域への愛着を深め、将来もこの地域に住み続けたい、住んでよかったと思っただけの地域をつくっていくことが何よりも重要であると考えてございます。

先ほど、野瀬議員のほうから御紹介頂きました第5次大刀洗町総合計画の校區別構想の大堰校区のところでも、人口減少をポジティブに乗り切ろうと記載をさせていただいてございます。しかしながら、一方で、人口や高齢化率、年少人口比率等の推移も今後の地域コミュニティーの在り方を考える上で重要な要素の一つではあると考えてございます。

その際、今後のまちづくりの観点からも交通の利便性の確保は特に重要でございまして、交通弱者対策として現在実施しておりますひばり号の取組や西鉄甘木線や甘木鉄道をはじめとする既存の公共交通の維持確保が大変重要な課題であると認識をしております。

また、先ほど、基本的には通勤・通学しやすい交通の利便性の高い地域や買物や通院などに便利な地域ほど人口が増加傾向にあると申し上げましたが、人口増減、特に社会増減の要因が本当にそのことだけに起因するのか、さらに詳細に分析を進め、地域の皆様と共にそれぞれの地域の将来像や在り方を考える必要があると考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） おっしゃるとおりだと思うんです。地域でよく懇談会とかをやるときに、どんどん人が減りよると、どげんするとなとこう言われるんです。地域の方々がおっしゃるには、例えば、富多とかは住宅が結構建っていると、何でこちら側が建たないのかと、いわゆる農振地区になっている、農用地区になっている、あるいは水害がしょっちゅう出ているという状況で、やっぱりそういう地域の課題が大きな背景にはあるのかなという感じがします。

ただ、私も含めてなんですけど、先日記念誌発行でも非常に御苦勞をされたんだと思いますけど、地域は地域として非常に団結とかまとまりがあって、非常に地域づくりとしては関心の高い地域だと私は思っております。そういう部分をやっぱり生かして、いかに次世代の人たちにつないでいくとか、そういうことをやっぱり我々も考えなくちゃいかんし、今、行政のほうでもいろんなそういう認識があるということでございますので、そういう交流センターを中心に活動を広めていくとか、そういうことをやらなくちゃいかんのかなと思います。

いずれにしても、これは今日明日に解決する問題ではございませんので、しっかりと、そういう今答弁頂いたような考え方に基づいて、我々も地域として、じゃあどうしようかということ

やっぱり考えていく必要があるのかなということで、この1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2問目、道路占用についてです。

先ほど、東議員が道路について厳しく指摘をされておりますので、大変だと思うんですけど、2問目の質問、道路占用について質問をいたします。

私たちが日常生活において何気なく毎日利用している道路でございますけれども、その役割というのは非常に大きなものだというふうに考えております。道路は地域を相互につなぐことで日常生活や観光など、人の移動はもちろん、生活物資、農産物や工業製品などの物の輸送を支える重要な役割を担っております。また、上水道あるいは電気、下水など道路の地下や上空の空間の利用にも大変役立っているところでございます。

このような役割を担う道路に関し、路線の認定とか管理、あるいは構造、保全、費用負担等に関する事項を定めた道路法というものが制定をされております。共有財産である道路は、利用者が公平に利用できるものでなくてはならないというふうに考えますが、法令に基づき占用許可を得ることで、公益に反さないとする道路占用許可制度というものがございます。

そこで、道路法の32条第1項でございますけれども、道路占用許可について、まず1点目、占用許可の対象となる物件といいますか、それはどういうものかということ、それと、2点目は、占用許可をする基準があると思っておりますけど、そういう占用許可基準はどういうふうになっているのか、3点目は、占用許可が出ていると思っておりますけど、その占用許可の件数がどのくらい出ているのか、また、どのような物件が大体、主に占用許可が出されているのか。過去3か年で結構でございますので、それについてまず最初、お伺いをします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の道路占用について答弁をいたします。

道路占用許可についての御質問でございますが、この質問については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 答弁させていただきます。

まず1点目の占用許可の対象となる物件、工作物についてですが、占用許可の対象となる物件、工作物につきましては、道路法32条第1項により、電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物として、一般的には路上に設置されてある公共性のある柱類、ボックス類、塔類や水管、下水管、ガス管等の地下管路類、鉄道関連や家屋一体施設としての歩廊、路上に設ける日よけ、空間利用施設として地下街、地下室、通路等、移動可能施設としての露店、商品置場等、その他政令物件が対象となっております。

次に、2点目の占用許可基準についてですが、道路は誰もが自由に通行することを目的に整備管理されている公共用物であることから、道路占用許可できる場合は、対象となる物件、工作物であること、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること、道路法施行令で定める基準に適合していることとさせていただきます。

次に、3点目の過去3年間の占用許可の件数と主な占用物についてですが、占用許可の件数につきましては、令和2年に66件、令和3年に77件、令和4年に56件であり、過去3年間で合計199件となっております。

主な占用物としまして、上水道のポリプロPP管、ポリプロピレン管、電柱、支線となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 1点目の対象物件については、今、申し上げられた法令とか大刀洗町の道路管理規則というのがあると思いますが、その中に規定されておる物件ということで理解をいたします。

ただ、ちょっとあまりにも範囲が広いので、以下の質問については、一番分かりやすい電柱とか電線類についてお尋ねをしたいと思いますが、まずは、今、許可件数をちょっと申し上げられましたけど、その中に電柱とか電線類は入っているのかどうかというのをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 電柱、電線につきましては、許可基準に入っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 電柱、電線類を許可しているというふうに理解します。後でまた詳しく質問をしたいんですが、占用の許可基準については、今、答弁あったように道路法施行令というのがございますけども、道路敷地外に余地がなく、公益上やむを得ないと認められる場所、位置については、のり面または路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分というふうに規定をされているところでございます。

ちょっと私は大変驚いたのは、大刀洗周辺の現状を見てみますと、町道の中に立っている電柱が非常に少なく、ほとんどが道路に接する田畑とか敷地など、いわゆる民有地に立てられている状況が多く見受けられます。なぜかなというふうに考えますと、道路幅員が狭いとか、通行の機能を優先した考え方で、できる限り民地のほうにお願いしたい、立てていただきたいということがずっと続いてきたのかなと思うんですが、そこら辺、特に何か基準等があれば教えていただき

たいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 答弁いたします。

特に大きな基準というのはございませんけれども、なるべく道路のほうに電柱とか……。

○議長（安丸眞一郎） ちょっと待ってください。チャイムが鳴り止むまで。

答弁続けてください。

○建設課長（棚町 瑞樹） やむを得ず道路内に立てざるを得ない場合は許可を出しておりますけど、なるべく道路外の民地等、田畑とかそういったところに立てていただければという形で、協議の際にはそういう形で協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 電柱についてはそういう許可をやっているということでございますけど、いわゆる電線類です。九電の電線とかNTTもあるし、通信ケーブルもあるのかも分かりませんが、電線類の上空占有があると思うんです。その許可等の取扱いはどうされているのかというのを教えていただきたいと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 電線の件につきましては、上空占有という考え方がございますけれども、基本的には電柱の位置と電線の位置で申請をしていただいて、こちらのほうで占有許可を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと電柱と電線類に限っていえば、電柱も道路の中の占有許可を受けて立っている部分、あるいは電線類も上空を占有している部分が許可をされているということで、これは継続して使用するということが占有物件の定義にありますので、電柱なんか1年でなくなるわけではないと思いますので、そういう占有物件がどうなっているのかというのは、管理台帳みたいなのは何か整理されているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 申請に基づきまして、台帳のほうに整理して落とすようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 急な質問で多分お答えできないのかも分かりませんが、電柱が何

本、今、占用物件として台帳にあるのか、あるいは電線類が、これはたしか何条という言い方だったと思うんですけど、占用物件としてあるのか、そこいら辺、分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。答弁求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 大変申し訳ございません。資料を今手元に持っておりませんので、電柱が何本とか、その辺の電線の関係については、ちょっと今現在お答えできませんけど、大変申し訳ございません。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、今ので。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） なぜそういう質問をしたかという、次の質問にちょっとつなげようと思っただけでございます。

いわゆる次が、2点目でございますけど、道路占用料の徴収ということで質問をさせていただきます。

いわゆる道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができるというのが道路法39条に規定をされています。本町はこの規定をどういうふうに対応されているのか、占用料の徴収とか免除などを明記した道路占用徴収条例を制定すべきというふうにも考えますが、その所見をお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

道路占用料の徴収についての御質問でございます。

まず、1点目の道路占用料徴収の対応についてでございますが、先ほど来お話がっております電柱等につきまして、大刀洗町では、現在のところ道路に立っている電柱であれば道路占用許可に基づいて、また里道等に立っておる電柱については、行政財産の目的外使用許可に基づいて許可を出して、公益性が高いものということで免除をいたしているところでございまして、基本的に占用料を徴収してございません。

次に、2点目の占用料徴収条例の制定についてでございますが、このように、今まで占用料を徴収しておりませんので、そういう徴収条例を制定しておりませんが、議員の御指摘も踏まえて、今後、近隣の市町村の状況も踏まえて調査研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分、道路占用料は、道路法の規定からいけば徴収することが前提になっていると思うんです。今、道路空間は非常に多種多様、いろんな利用がされています。例えば、私がおった福岡市なんか、道路占用料だけでたしか30億円ぐらいの収入があるんです。それは道路の維持管理であつたり、そういうのに利用してあると思うんですけど、なぜ占用料、

本数がちょっと分かりませんが、たとえ1円でもやっぱり徴収すべきだと思います。

ちょっと調べますと、周辺の久留米、小郡、筑前、朝倉、全て徴収条例を持っています。しかも、幾らというのが細かに規定をされています。なぜ大刀洗だけが同じ九電とかNTTの電柱、電線が通っているのに、公益性があるとおっしゃいましたけど、例えばそれは公営企業法、いわゆる上水道とか下水道とかいうのは、最初から公共がやる、公益性といいますか、公共がやる事業については免除されているんです。だから、例えば電気事業とかいうのは、公益事業ではあるけど、公共性じゃないんです。やっぱり利益を上げてますから。それと全く違う気がするんですけど。

ちょっと今の答弁では、何で大刀洗町だけが取っていない。しかも周辺を調査してと言われても、実におかしな話で、それは、例えば九電からすれば、大刀洗町はもう収めんでよかばいって、最初からそういう感覚なんだろうと思うんです。

ただ、そうは言いながらも、先ほど申し上げたように、道路の機能を保持するために、できるだけ民地の方に立てられています。

そういうものもあるんですけど、ちょっと追加で、分かればお答え願いたいと思うんですけど、例えば大堰小学校、ちょっと私ちょいちょい行きます、大堰小学校の中にやっぱり電柱が3本4本立っています。九電柱なのかNTT柱なのか分かりません。交流センターの中にも多分立ってあったと思うんです。ちゃんと番号が振ってありますので。

それは、やっぱり公共用地ですから、しかも行政財産だと思うんです。ちょっと忘れたんですけど、決算のときに、ああいうのは3年に1回使用料払っているんです。それを受け入れてあると思うんですよ。ちょっと記憶が、私、記憶違いかも分かりませんが、多分それは九電さんかNTTさんか分かりませんが、その使用料というのは3年に1回入ってきますと言って、1本幾らということで収入に上がっていたんじゃないかなと思います。

そこが、例えば片一方では、そういうちゃんと使用料を取っていて、片一方、一番大事な道路の占用物件は取らないというのは、ちょっと納得いかないと思うんですけど、何かその使用料との関係が分かれば、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

これ大変申し訳ないんですけども、私自身、そこの部分をこれまであまり注意して見てなくて、県にいた経験から申し上げますと、当然取ってるんだろうなというふうに勝手に思い込んでおりました経緯がございまして、なぜ大刀洗町だけが道路の占用料を徴収してこなかったのか。あるいは、今議員から御指摘がありました、そのほかの行政財産に立ってある電柱についても、診療所に立ってある電柱を除いて、これ免除をさせていただきます。なので、そういう取扱いをなぜして

きたのかという経緯が、私自身まだ十分に整理できていない、把握できていないんですけれども、これは当然取るべきものだろうと私自身は思っておりますので、その方向で改めて検討をさせていただきますと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと余計なことかも知れませんが、いわゆる公共用地にそういう電柱が立っている、公共用地、行政財産か普通財産かは別にしても。そしたら、やっぱりきちっと使用料を取るべきなんです。非常に何かそこら辺が公共財産の使用規程等を見ても、電柱は公益性があるから無料じゃないかとか言われますけど、決してそうじゃないと思うんです。それはきちっと法令で、いわゆる地方公営企業法、たしか地財法の中に6条に規定があって、地方公営企業法にあるものはこの限りでないみたいな書き方してあるから、免除される。だけど、免除するにしても、それは条例できちっとうたわないと根拠がないものになってしまうので、何しようかというふうにとられると思うんです。

だから、小さなことを申し上げているのかもわかりませんが、金額的にはそうないのかもわかりませんが、やはり周辺の町村を調べればすぐ出てくることで、私も、これ意外と小郡も筑前も、やっぱり民地に電柱なんか立っているんです。何か取ってないんじゃないかということで調べてみますと、ちゃんと条例をもって徴収するというふうになっていて、その中でこういうものについては減免しますとか、そういう規定がしっかりしているわけです。

非常に大刀洗町においては、そういう部分が非常に、言葉悪いんですけどルーズだなという気がします。これ、ぜひとも早急に徴収するにはそういう条例が必要であるかも知れませんが、先ほど、台帳はきちっと整備していますということですから、例えば分からなければ、九電さんとかNTTに聞けば、向こうは台帳持っているんですよ、きちっと。余計な金を納めんということで持っていますから、ちょっと出してよと、見せてよと言えば、それは出てきます。そういうことをしながら、いわゆる本当に町民の方々から、我々は、我々というか町は、やっぱり課税をして税金をいただいているんです。それは1円たりともおまけしますとか言ってない。勝手に、公共性があるからじゃないかとかそういう判断もせずに、法的にどうなっているのかというのをまずしっかりとチェックをして、私はこれはもうすぐにでもやるべき話でないと、いわゆる町民の方々がこういう実態を把握されたときに、あなたたちは取るべきものは取ってないんじゃないかということしか言われないうんです。だから、それを迅速に対応をお願いしたいということで、最後に何か所信があれば、全体を通してでもいいんですが、占用についてこういうことをしっかりやっていきたいという所信があればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） はい、答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今回の質問をいただいて、改めて確認して、ちょっと私も認識不足のところがありましたので、議員の御指摘も踏まえて、きちんと対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） はい、わかりました。ちょっと細かいこととか、できるだけ早急に対応をお願いしたいということで、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

先ほどの執行部答弁の中で、一部発言の訂正があるということでございますので、許可をしたいと思いますが、野瀬議員の方もよろしいですか。先ほどの質問の中での答弁の一部訂正があるということでございます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） はい、先ほど答弁でお答えしました発言の内容に、申し訳ありませんけど御訂正させていただきます。

大刀洗町住宅改修事業の補助金の金額についてですが、町外から転入した転入者が転入後に、1年以内に完了する住宅改修工事についてですが、通常の場合が1割の上限10万円でございます。町外から転入した転入後の1年以内に完了する住宅改修の工事につきましては、もう特例で3割の上限30万円という補助金に既に優遇をしているところでございました。

大変申し訳ありません。訂正させていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬議員、よろしいですか。

.....

○議長（安丸眞一郎） それでは、ここで暫時休憩をしたいと思っております。議場の時計で13時30分から再開したいと思います。

休憩 午後0時15分

.....

再開 午後1時30分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、11番、高橋直也議員、発言席からお願いいたします。11番、高橋直也議員。

11番 高橋 直也議員 質問事項

1. 子育て政策について問う
2. 水害対策について問う
3. 投票率向上策について問う

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め随時質問を行ってまいります。

まず、最初に、子育て政策について、子供たちの健全な成長への支援などについての質問です。

子育て政策において、健全な育成の支援は最も大事なことだと考えられます。とりわけ農業が基幹産業である大刀洗町において、食を通じての健全な育成支援は重要視しなければならないと思います。

国の食育基本法においても、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要であり、今、改めて食育が生きる上での基本法であると位置づけるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために食育を推進すると書かれてあります。

また、食育は、あらゆる世代の国民に必要なものであるが、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし生涯にわたって健全な心と体を養い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとうたわれております。

所管は農林水産省であります。文部科学省においても、多くの審議会などで食の重要性はうたわれており、本町においても子育て政策において、食の重要性は十分理解しているものと思われれます。

そこで、まず、最初に、本町において子育て政策の中で、食育の重要性についてどのような認識をお持ちかお尋ねしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員質問の子育て政策について答弁をいたします。

子供たちの健全な成長への支援についての御質問でございますが、この質問については、教育長から答弁をいただきます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、高橋議員質問の小中学校における食育の重要性について答弁させていただきます。

先ほど議員がおっしゃられましたように、子供たちの健全な育成に向けた一つの教育として、食育は私自身大変重要なものだと認識しているところです。

この食育の重要性が言われるようになったのは、先ほど言われました食育基本法、平成17年に制定されたからでございます。後に、平成20年には、学校給食法が改定されまして、学校における食育の推進が規定されるようになりました。

背景として、当時、偏った栄養摂取、そして朝食欠食などの食生活の乱れや、肥満、痩身傾向等、子供たちの健康を取り巻く問題が非常に深刻化してきたということが挙げられ、以降、食育に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきています。

食育は、本当に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることで、健康や人間性の向上に寄与する教育であり、子供たちの成長期に行うことで生涯にわたって健やかに生きていく

基礎を作るものだと考えているところです。

また、家庭や地域との連携により、学校で学んだことを家庭で実践することで、社会性やコミュニケーション能力を育むことができ、子供たちの心身の発達や人間形成に多大な影響を与える重要な教育だと考えています。

本町の小学校においても、現在、栄養教諭を中心として食に関する指導計画に基づき学校給食の充実をはじめ、食育に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上で、高橋議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今年の4月まで新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった中、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとし世界の物流市場は大きく混乱し、特に、エネルギー資源や食料の流通が停滞し始め、家庭での出費を圧迫する事態になっています。これらは生活困窮者のみならず、普通に生活していた子育て世代にも大きく影響する状況となっています。

しかし、そのような中でも、子供たちの健全な発育のために決して学校給食を止めるわけにはいけません。しかし、多くの家庭で学校給食費は大きな負担となり、家計を圧迫しているのも紛れもない事実です。

そこで、現在、当町において子育て政策の一環として学校給食費に対する援助などはどのように行われているのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、高橋議員の御質問の学校給食における保護者負担の援助等についての答弁は、担当課長がいたしますので。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議員御質問の学校給食への補助について答弁させていただきます。

先ほど議員おっしゃったとおり、ロシアによるウクライナ侵攻等によりまして原油価格の高騰や穀物等をはじめ世界的な高騰を行っておりますし、また、冬には鳥インフルエンザが全国で蔓延したこともありまして、鳥の殺処分等を行われまして鶏卵の価格が高騰したという状況でもございました。

そこで、大刀洗町におきましては、今年度はこれまでどおりの質や量を保った給食を実施できるよう、保護者の負担軽減を図るため小中学校の学校給食費補助を増額している状況でございます。

経過としましては、まず、給食の材料費高騰に伴いまして小中学校とも給食費を100円値上げさせていただきました。小学校が今現在4,600円、中学校が5,200円となっております。

それで、給食費の補助でございますけども、昨年度が小学校が月900円から1,000円のほうに補助額を増やしまして、保護者負担の変更はございません。中学校におきましては500円の補助から1,000円に補助を上げまして、保護者の負担を400円減らしまして、現在、今、月額4,200円という形になっております。それに併せまして全体としましては、町としましては約1,550万円程度の給食費に対する補助を年間行うようにしているものでございます。

また、要保護、準要保護での児童就学援助も行っておりまして、これにつきましては、小学校におきましては給食費補助が年間で3万9,600円、中学校におきましては4万6,200円と、つまり、保護者負担額が実質無料、ゼロという形の補助をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今の課長の答弁で言いますと、給食費は、保護者は負担ゼロで今、給食を子供たちが食べられているということですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 私の答弁の発言がおかしかったと思いますけども、要保護、準要保護のお子さんにつきましては無償という形になっております。そして、残りの方たちに対しましては、小学生につきましては保護者負担が3,600円、中学生におきましては4,200円の給食費をお支払いいただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 物価高騰の中で子育て支援を図るために、福岡県内の市町村で小中学校の学校給食費の無償化への関心が高まり、県内60市町村のうち3つの自治体が無償化を実施し、検討中の自治体が数多くあります。例を申しますと中間市は地方交付税の臨時枠で、大任町は道の駅からの寄附金、築上町は防衛省からの寄附金などの財源で給食費の無償化を実施しております。

今回、質問を行うために小中学生の給食費が年間幾ら必要なのかを、おおよそで試算をしてみました。町内の小学生児童数約940名の11か月分の給食費で年間約4,300万円、中学校児童数約430名の11か月分の給食費で年間2,200万円、夏休みや冬休みなどを考慮して11か月で試算しておりますが、小中学校の給食費を合わせても約7,000万円です。

そこで、当町において平成30年から毎年約10億円を超えるふるさと応援寄附金が好調である中、ふるさと応援寄附金を財源に、国に先駆けて小中学校の給食費の無償化を、町長、ぜひ前向きに検討していただけないでしょうか。答弁求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるように給食費の無償化については、おおよそ7,200万円程度の新たな財源負担が生ずるものだというふうに認識をいたしております。

県内3市町の補助の事例を御紹介いただきましたけれども、これについては、今、国のほうで異次元の子育て支援の対策の中で、学校給食について調査を行うというふうになっております。

ですので、そういう調査結果も踏まえて考えさせていただきたいと思いますが、子育て世帯への支援については、先ほど来、質問がありましたようにゼロ歳から3歳までの乳幼児の保育料の問題であるとか、あるいは今回10月から実施しますが、子ども医療費の高校生への拡大の問題、いろんな子育てに関する施策というのが想定されるわけでございます。

その中で、まず何からやっていくのか、それについては優先順位等をつけた上で、教育委員会とも相談しながら検討させていただくべき事項だと思っております。

また、学校給食のところ確かに議員御指摘のように、無償化になればそれはもちろん子育て世代の家庭の負担軽減につながるいい施策だと思っておりますが、これについては、本当はできれば全国一律に国の施策として行っていただきたいという思いでございますし、一方で、国全体が子供に対する公費支出というのを、1人当たりの公費支出を見たときに、小学校、中学校、高校に対する支出はある程度大きなものがあるんですけど、やっぱり乳幼児期と高等教育のところが国費の支出という面で見ると薄いんです。

なので、そういうのも踏まえて、今後、他の自治体の動向もございませうけれども、国の異次元の子育ての支援の在り方等も踏まえて、教育委員会とも十分相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） はい、ありがとうございます。町長にいきなり振ったんで、答弁がきつかなかったかなと思いますけども。質問の冒頭でも申しましたとおり、やはり食の重要性、子育てにおける食の重要性というのは本当大事でありますので、国に先駆けてふるさと納税が順調な期間だけでも時限立法などを活用して、給食費の無償化がぜひ実現することを心より願っております。

次の質問に参ります。昨年は大きな水害もなく、また、今年もこれから梅雨時期を迎える中、本町において水害に見舞われないことを心より願っております。しかし、一昨年までは当町においては5年連続の水害に見舞われ、町内の河川などが氾濫したことも踏まえ、水害対策についての質問をいたします。

最初に、小石原川についての質問を行います。

筑後川の支流になる小石原川ですが、この河川、町内では、大堰校区から本郷校区の栄田橋付近までが国土交通省の維持管理管轄だと認識しております。以前から、大堰地区の江戸橋下流域の河川拡幅工事が行われるなど、いろんちまたでの噂が広がり、測量はもう終わっているなどの声を耳にするんですが、実際、この国土交通省筑後川河川事務所の動きなど、何か町のほうで情報を共有しているものがあれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 通告質問を入れ替えて小石原川からということでございます。執行部のほう答弁をお願いします。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員の御質問にお答えをいたします。

水害対策について問うということで、まず、小石原川の改修工事についての御質問でございます。

小石原川の改修事業につきましては、国土交通省によりまして筑後川水系河川整備計画に基づきまして、近年の出水状況や、上下流のバランス、背後子細の状況等を考慮しつつ、予算を見ながら計画的に実施されており、昨年9月に変更されました計画では、江戸橋から筑後川合流部までの右岸堤防整備と栄田橋から桜つつみ公園までの両岸堤防整備が、おおむね20年の対象期間で計画をされているところでございます。

小石原川の江戸橋下流の拡幅なりについては、従前から国のほうに要望しているところでなんですけれども、そのためにはどうしても染橋の撤去というのが大きな課題としてございまして、そこがなかなかまだ進んでいないというふうに認識をいたしております。詳しいところにつきましては担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 担当課長はありますか。はい、棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 答弁させていただきます。

染橋につきましては、国土交通省のほうに訪ねてみたところ、その部分が久留米市の市道橋ということで、撤去するに当たりましては、どうしても市のほうで撤去のほうをしていかなければいけないということで、その協議とかもしながら時間を要しているということでございまして、国土交通省としましては、引き続き染橋の撤去等を含めて計画を進めていきたいということで聞いておりますので、私の知っている情報でいきますとそういう情報でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この小石原川の江戸橋下流部分の河川拡幅が行われれば、相当な水害対策につながると思われまます。また、先ほどの答弁で江戸橋下流の染橋の部分が隣の久留米市の管轄だということも承知しているところですけども、全体的な事業背景に当たって、町のほうから国土交通省の筑後川河川事務所や久留米市のほうに何か町から要望とか進達などはされ

ているのでしょうか。答弁求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

国土交通省の筑後川河川事務所との間では毎年、大刀洗町役場に来ていただいて、その年々の課題であったり、あるいは大刀洗町からの要望等を河川事務所長に直接お伝えをさせていただきながら協議をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 染橋、久留米市の持分のところも少しネックになっているようですので、その辺は国交省に任せっきりじゃなくて、久留米市のほうとも話す機会があれば上手に話していただいて、この事業を本当に現実化していただきたいと思っております。

小石原川の本郷校区、栄田橋から下流までは国土交通省の事業で小石原川、左岸堤防の護岸強化工事が平成29年から行われ、現在は護岸強化工事と一部パイピング対策工事などが完了しており、以前より堤防に対して減災処置が施されておりますが、栄田橋上流の堤防護岸強化工事はまだ行われていないと思っております。

幾ら下流域の減災処置を行っても上流での水害が発生すれば水は高いほうから低いほうへ流れるので、上流での水害は下流域へ被害が拡大するのは必然です。小石原川の本郷地区、栄田橋から上流はたしか久留米県土整備事務所の管轄だと認識しておりますが、小石原川、栄田上流の堤防護岸強化工事などの要望・進達などは町のほうから、この久留米県土整備事務所のほうには行っているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 答弁いたします。

先日、久留米県土整備事務所の河川の担当課長とお話をさせていただきました。今年度、栄田橋の上流の県管轄の範囲を今年度護岸工事とか、そういう強化の対策の工事の予定がありますかということでお尋ねしたんですけれども、今年度に限りましては、予定はちょっとないということと言ってありますけど、河川の大雨が降ったときの護岸のめくれたところとかそういったときに対しては、すぐ対応いたしますということでおられましたので、一応、今年度の護岸強化工事というのはございませんけど、そういう情報が来ております。

それと、あと要望・進達につきましては町のほうから要望のほうは上げております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今の課長答弁ですと、県土整備事務所の担当課長に聞いただけじゃなくて、毎年きちんと要望を出しているということですよ。再度確認させてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 要望書を毎年上げているかということかと思いますが、過去に上げた要望はありますけれども、毎年同じような要望という形では上げてはおりません。あとはもう期成会の改修のときとか、そういったところでの要望を上げるようにしております。ですので、要望書じゃなくて期成会としての要望を上げるような形で対応しています。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今、期成会の話が出ましたけども、後でちょっと聞きますけど。一昨年までの水害の際に朝倉地区との境界付近で小石原川の左岸の堤防が越水して、堤防が一部崩壊した記憶があるんですけども、急遽土のうで対応した場所ですけども、あれたしか町内だったと思うんです。大刀洗町での出来事だったと思います。

その後、緊急対応をしていただいたんですけども、私は栄田橋から上流の左岸部分の全体の堤防の護岸強化工事をしていただけるように、毎年、県の土整備事務所のほうに要望なり進捗を行っていただきたいと思っております。先ほど期成会の話が出ましたけども、この小石原川の栄田橋上流の小石原川期成会か何かありましたかね、あれば正式な名称を教えてください。また、活動内容もあれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） すみません、私のほうで期成会という形で言いましたけど、小石原川の期成会はなかったので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（安丸眞一郎） はい、答弁の訂正がっております。はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 期成会がないなら、地元の声を県のほうに届けることはなかなか難しいんじゃないかと思うんです。期成会がないのであれば町のほうでやはり毎年毎年、要望・進達していただきたいと私はそのように思っております。その点についていかがでしょうか。

今後、要望をしっかりとしていく考えがあるのでしょうか。それとも町が先頭になって小石原川期成会みたいなのを発足するとか、そのような計画があるのであればお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 地元の要望も踏まえて要望書のほうを提出するようになりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、課長、やはり福岡県も60市町村と本当に広うございます。そういった中で危険な箇所があるのは決してうちだけじゃありません。いろんな市町村で危険な河川や山があったり、災害の危険性とかあるところもたくさんありますので、ここは、し

つこくというところとちょっとおかしいんですけども、しっかりと県土備事務局のほうに地元の要望を伝えていただきたいということを申し述べておきます。

次に、陣屋川についての質問をいたします。ちょっと小項目の順番がずれているんですけども申し訳ありません。

現在、県の事業で行われている陣屋川の改修工事が大刀洗中学校付近の猪本橋でまで進められております。この陣屋川の改修工事が町内全域で完了すると陣野川を流れる水位がおおむね1.3メートルほど下がると、久留米県土整備事務局の方から聞いております。そうなると本郷地区の水害もかなり軽減されることが予想されます。1日も早い陣屋川改修工事の全区間完了を待ち望むところですが、特に、改修工事が懸念される場所が本郷小学校前の本郷橋の架け替え工事じゃないかなと私は思っております。

そこで、この本郷橋の架け替え工事完了時期や今後の陣屋川改修工事の計画など、町のほうで久留米県土整備事務局と何か情報を共有しているのであれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。陣屋川改修工事についての御質問でございます。

陣屋川の改修事業につきましては、福岡県により筑後川との合流部から旧北野町と大刀洗町までの境3,860メートルについては既に改修整備が完了しており、平成26年度から大刀洗町区間2,870メートルの改修事業に着手し、河道の拡幅、築堤、橋梁改築等が計画されてございます。

その際、治水効果を早期に発揮させるために河川断面が狭くボトルネックとなっております有本橋、猪本橋、端井橋、本郷橋の4つの橋梁の改築工事を先行して実施していく方針のもと、現在、有本橋、猪本橋の架け替え工事が完了し、供用を開始しているところでございまして、今年度は猪本橋付近の護岸整備を進める予定となっております。

議員御指摘のように、本郷橋の架け替えというのは河川の拡幅もそうなんですけど、拡げるということになると、かなり両岸に家屋がありまして小学校等もございまして、その河川の橋梁の付け替えって結構少し技術的にも難しいですし、地元調整に時間を要しますので、現在のところ、もちろん端井橋と本郷橋の橋梁の架け替えは推進していただくんですけど、少しお時間がかかるというふうに認識をしております。

そのため、現在、別に早期に効果を発現させるための調節池の整備について、今、県のほうと協議を進めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 町長が言われるとおり本郷橋の架け替え工事は住宅地が結構密集

していますので、用地の確保とかが大変難しいんじゃないかなと私もそのとおりに思っております。

先ほど町長が言われた遊水池ですけども、遊水池はあくまでも川の水位を下げるとか、そのための効果を即発揮するためのものじゃありませんので、やはり基本的には川の改修、改修工事が一番の基本となりますので、幾ら端井橋、本郷橋の改修が大変であれ、これを行わないことには、この陣屋川の改修は完了しません。陣屋川水系の町民の皆さんの水害に対する不安は決して取り除かれませんが、県もすごい費用が要ると思いますので、なかなか答えづらいと思いますけども、ある程度めどがつくぐらいの交渉術を持っていただいて、しっかりと県の土整備事務所のほうとは交渉していただきたいと、そのように改めて申し上げておきます。一日も早く陣屋川の改修工事が完了することを心より願っております。

次に、大刀洗川についての質問です。大刀洗川の改修工事も、これもまた久留米県土整備事務所の管轄で現在行われております。しかし、これらの河川も一昨年までの豪雨で2回ほど堤防が崩れている場所があるのも町内の出来事であります。

現在、福岡県の災害対策事業の一環で、町内の大刀洗川沿いに調整池を作る計画があると聞いています。改修のほうはまだ大刀洗の区間には入ってきてないというふうに認識しておりますが、それに先立って調整池をかなりの広さで作るような話を聞いておりますが、これらの調整池の規模とか完成時期、そういったところを町のほうで何か情報を共有しているところがあれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員質問の大刀洗川改修工事について答弁をさせていただきます。

大刀洗川の改修事業につきましては、これも福岡県により西の宮橋から下牟田橋までの6キロメートルの区間を改修区間といたしまして、この区間を3つの段階に分けて整備を進めることとさせていただきます。

第1段階は、西の宮橋から鶴木川合流地点までの約4.3キロメートル区間の下床部の河道掘削を主とした事業でございます。これについては平成27年度に完了してございます。

第2段階は、西の宮橋から鶴木橋までの4.7キロの区間で、片側の拡幅、河道の掘削主とした事業で、平成28年度から着手してございまして、昨年は西鉄甘木線と小池川合流部までの間の整備を進めており、今年度も引き続き上流に向けて事業を進められる予定となっております。

3段階目は、鶴木橋から下牟田橋までの1.3キロの区間で、片側の拡幅などを主とした事業で、第2段階完了後に着手する計画となっております。

また、議員のほうから御指摘がございましたように、大刀洗川は大雨の際、高樋の野間橋付近、高樋農業倉庫の北、下高橋交差点北側の公民館南側、寺川合流部などが冠水いたしているところ

でございます、地元の水害防止協議会の要望も踏まえて現在ナフコの北東側、下牟田橋から北側に約面積10ヘクタールの調節池が計画をされているところでございまして、現在、用地買収に取りかかっている段階だというふうに認識をいたしてございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これらの調整池が完成すると、水害の際、どの程度の効果があるのかとか、どのくらい水位が下がるのかとか、その辺、具体的な話は何か県土整備事務所から聞いておられるのでしょうか。聞いてあるのであれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） すみません。調整池の資料をちょっと持ってきておりませんでしたので。何センチ下がるという資料がたしかあったと思うんですけども、その辺のところは今ちょっと、大変申し訳ありませんけれども、調整池の作ったことによって大刀洗側の水位がどれくらい下がるかということだと思っておりますけれども、ちょっと曖昧な答えでいけませんので、大変申し訳ありませんけれども。申し訳ございません。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、この調整池ができあがると、かなりの面積ですので、かなりの減災処置が施されるのかなと思っておりますけれども、分かりやすく言うとナフコの前の県道、あそこがいつも町内でちょっと雨水かさが増すと通行止めになっていたじゃないですか、それらは解消されるぐらいの効果はあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

言われるように、主要地方道の久留米地区の線のナフコの南側が下高橋交差点のほうまでずっと冠水して、いつも通行止めになっています。それを早く解消してほしいというのは、常々機会を捉えて県のほうに要望をしておるところでございます。

今回の調節池の整備によって、それが解消できれば本当にいいなと思っておりますが、ただ、雨の降り方で要は筑後川の本線の水位が高くて、大刀洗川のほうが流れ込めなくなると、下流からずっと水がこっちにしみってくる形になっておりますので、その水位が高い時間がどのくらい続いて、その雨の降り方がどうなるかによって、必ずそれで大丈夫ですというふうに今の時点で申し上げることはできないんですけれども、そういう効果を期待をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これらの調整池が1日も早く完成して、少しでも町内の被害が減るように心より願っております。

この項目の最後に、行政区公民館の在り方などについての質問をさせていただきます。

ここまで質問してきたように、町内には大きな河川がたくさん流れている中で、以前も必要に応じて避難場所を使い分けるよう、校区公民館などを活用した避難指示を検討していただきたい旨の一般質問を行った際、今後、検討するとの答弁があり約半年程度たつのですが、具体的にその間どのような検討がなされたのかを教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 行政区公民館が避難所としてということですが、公民館のほうは一時避難場所として災害発生時に危険を回避するために、一時的に逃げ込み命を守る避難場所でございます。いつもしております指定避難所とはちょっと違いまして、一時的に逃げ込む場所という形のことで公民館をしております。

ただ、公民館によりましては、台風のとときや避難所までに行けない方が御近所にいらっしゃる場合は、区長さんの御好意によって公民館も避難所として活用していただいていることは聞いております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 以前の答弁で、今言われたように、災害には地震・台風・水害等、多種多様な災害があるため、町の指定避難所が全ての災害に適しているわけではないと、そのような答弁がなされましたが、水害の際に適していない町の指定避難所が何か所もあるかと思われまます。本郷小学校や本郷ふれあいセンター、南部コミュニティーセンターとか、大堰憩いの園など、これらの場所は大雨で増水した際には、浸水して避難ができないと思います。また、下高橋の彼坪地区というところがありますけれども、ここの住民は大刀洗川の氾濫で浸水した際に、2日から3日間、家の敷地から外に出られないというのも事実あることです。

今年の2月10日に執行部からいただいた答弁事項の対応状況調書の対応方針進捗状況にこのように記載されておりました。「行政区公民館を利用した避難所の開設のためには地元区民や民生委員などの各種協力が不可欠。また、避難所開設運営に必要な資材の保管や管理、また、借用などが必要となるため、今後、住民主体の避難指示開設や運営に向けた協議、研修などを実施する」と書かれておりました。

様々な災害に対応できるような分散避難所の開設まで、今後、住民との協議や研修などはいつまでに行う計画でしょうか。答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 毎年、各公区の自主防災会を通しての訓練等は行っております。コロナ禍ということで、この後の音図書きの質問をいただいているところと重複するところもございませけれども、防災士の方々に集まっていただいて、ようやく研修ができるような形となってい

まいりました。それが6月中に行うようにしております。

そういったことで防災士も行っていくんですけど、また県のほうの防災士、既に資格を持ってある方に対してのスキルアップしていく研修等も、今年度行われるような形になっておりますので、持ってある方には積極的に参加していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そういった資格を取っている方も大事ですけども、やはり一番は地元住民の声を聞くことが大事だと思うんです。やはり各地域によって本当に避難場所が様々になるかと思われま。

特に、町内ではやはり水害が一番懸念されますので、いろんな災害がありますけども、この水害を基本に避難場所の見直しとか校区公民館を利用させていただく際に、どのような対応で行うのかとか、マニュアル化できるように、本当に地元の住民の皆さんの声を聞いて、運営に向けた協議・研修などを一日も早くしていただきたいと、そのように思っております。決して、水害に対して事前にできることを怠らないように対応していただきたいと思います。また、水害被害に遭われる人々の立場に立って、今よりも水害・減災対策により一層な対応を強く要望しておきます。

最後の大項目です。投票率向上策についての質問です。

今年の4月に実施された地方統一選挙、福岡県議会議員選挙において、福岡県全体の投票率は35.5%と低調でした。大刀洗町の投票率は約43%と決して高いとは言えない数値です。今年の9月には大刀洗町においても町議会議員選挙が行われますが、それを踏まえた上で、今回4月に行われた地方統一選挙の総括などはどのように行ったのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員質問の投票率向上策について答弁をいたします。統一地方選挙についての御質問でございます。

今回の統一地方選挙では、大刀洗町の投票率は42.05%で、前回、平成31年の投票率52.46%に比べますと10.41ポイント低下をいたしてございます。

これは小郡市でも10.24ポイント、福岡県全体でも7.22ポイント低下してございまして、前回の統一地方選挙では県知事選挙と県議会議員選挙がございましたが、今回は県議会議員選挙だけとなったことも影響したものと考えてございます。

また、年代別の投票率を見ますと、60歳代が57.2%、70歳代が64.7%と比較的高いのに対し、10歳代が31.6%、20歳代が18.3%、30歳代が25.1%と低く、若年層の投票率の向上が大きな課題だと認識をいたしてございます。

○議長（安丸眞一郎） はい、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 全国的にも投票率はどんどん下がっている中、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今回の統一選挙においてほかの自治体で選挙を行った多くの候補者からは、「今回の選挙は人の流れが変わった」というようなお話を耳にします。今まで多くの人が集まる場面で選挙の雑談話に花が咲いていたものが、そもそも人の集まりが減っている状況で、どうやって選挙啓発を行ってきたのか、これからどのようにして投票率を上げるための取組を行っていくのか、選挙啓発の現状と今後の対策などについてお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 投票率向上の取組についての御質問でございますが、この質問については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 本町での投票率向上に向けての取組について御説明いたします。

まず、6点ございまして、1点目につきましては、18歳から選挙人名簿に登録されますので、その方に対しては選挙啓発冊子を郵送させていただいております。

2点目につきましては、小中学校に対して選挙啓発のポスター作品の募集を行っております。この作品を募集された作品については、ドリームまつりで掲示しておりまして、また、今回の県議会選挙におきましては、選挙広報紙を送るため、全戸配布するのの封筒にその優秀作品を印刷させていただいております。

あと3点目です。期日前投票所の事務従事者や立会人を、学生を起用しまして、若い方からそういった選挙に触れていただくようなことをしております。

4点目でございますが、小郡三井地区の選挙啓発の推進協議会の中で、高校生に対しての選挙の出前事業等を計画しているところでございます。

5点目につきましては、新型コロナウイルスの3年間でございましたので、皆様が安心して来れるように、新型コロナウイルス対策の感染については、投票所ごとにいろいろな工夫をしたところでございます。

6点目でございます。こちらの方は、全戸配布にて期日前投票の周知を行ったり、また場所等が新たになられた方、場所がわからないということもありますので、地図をつけたものをお配りしたりしております。

これは町の取組でございますが、国の取組といたしましては、28年度に公職選挙法の改正に伴いまして、選挙人が18歳未満の子供さんを連れて来られたときに、前でしたら乳児の方だけが投票所に入れるということでしたけれども、18歳未満であれば、保護者と一緒に投票所内に入って、投票の様子を見れるような形となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 投票率の向上に向けて様々な取組をしているということで安心しましたけれども、やはり当日投票の呼びかけだけでは、投票率を維持、上げることは困難だと思われれます。コロナ禍で行われた選挙では、密を避けるために、期日前投票による投票呼びかけが全国的に広がりました。そして、コロナが5類に移行した中でも、期日前投票の呼びかけは継続していかなければならないと思っております。

また、感染症防止のみならず、仕事や家庭の事情で当日投票に行けない人々に投票のきっかけを持ってもらうためにも、期日前投票の呼びかけは必要だと思います。

そして、今回注目すべきは、全国的に高齢者の投票率が下がっているということです。これらは、話を聞きますと、投票所まで行くことができないという声が多く、通常の買物や病院に行くこともままならない日常で、選挙に行くために送迎を家族や近所の人をお願いしたり、またタクシーを利用したりするのに躊躇せざる得ない状況だからという声が聞かれます。

そこで、期日前投票の促進と交通弱者への対応など、町としてはどのように認識し、今後どのようにそれらに対応していくのか、あれば答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

期日前投票の有効活用と交通弱者についての質問でございます。

この質問についても、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 期日前投票の有効活用についてを先に述べさせていただきます。

仕事や冠婚葬祭、旅行など、明らかな用事により、期日に投票所に行くことができない人は、期日前投票や不在者投票をすることができる旨を記載した選挙啓発のチラシを全戸配布を行っております。

また、今回の県議会一般選挙から、そういった理由を書いているのにどれかに丸をつけていただくと以前はあったのですが、そういった理由を記載しなくてよいという形になっておりますので、そういったことも含めて、利用しやすい期日前投票という形にだんだんってきていると感じております。

あと、交通弱者対策についてでございますが、今のところ本町での実施はございません。今、地域振興課で行っておりますのりあい定額タクシーのひばり号を御利用いただけたらという形で思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今、課長が答弁されたように、期日前投票を行う際に、これまではそれなりの何らかの理由がきちんと明確じゃないといけないような内容だったと思うんですけども、今それが取り除かれて、期日前投票は理由がなくてもできるようになったんじゃないかなと思います。

これらの期日前投票を上手に利用すると言ったらおかしいんですけども、有効活用して、投票率を上げるような策を今後、町の方としても考えていただきたいと思います。選挙期間中だけでも交通弱者に対して無料タクシーチケットを配るなど、今後、さらなる検討をしていただきたいというふうに思っております。

有権者の投票機会を保証するのも自治体の立派な役目だと私は思っております。本当であれば、私個人でも、独りで投票所に行けない有権者を自分の車で投票所まで送迎したいところですが、公職選挙法上、有権者を候補者もしくはその陣営が送迎すると寄附行為に該当し、公職選挙法に抵触するおそれがあるためできません。

今後、ますます投票率低迷が懸念される中、少しでも投票率が向上するように、議会としても行えることを吟味して、投票率の向上に努めていきたいと思っております。

これで、今回の私の一般質問は終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。隠塚春子議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 公共施設のトイレについて
2. 防災士について
3. 第5次大刀洗町総合計画

国際交流の推進について

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、順次質問させていただきます。

まず1番目、公共施設のトイレについてでございます。

前立腺がんや膀胱がんなどで、男性の方も尿取りパッドを使用されている方がおられます。外出先で交換したパッドを捨てる場所がなくて、持ち帰るしかないということで困っていると聞きます。

講演会やボランティアなどに参加したいと思っても、また災害時の避難にも二の足を踏むということにもつながりかねません。そこで伺います。

公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスは設置されているでしょうか。また、設置されていないのであれば、今後の設置についてのお考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の公共施設のトイレについて答弁をいたします。

男性用トイレのサンタリーボックスについての御質問でございます。設置状況等、今後の対応についてでございますが、役場庁舎、ぬくもりの館等の男性用トイレにはサンタリーボックスを設置しておりませんが、多目的トイレには設置してございますので、そちらの方を御利用いただければと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） もちろん、多目的トイレには設置はしてあるのは当然のことだと思いますが、誰でも使えますという表示が多目的トイレには今ではなされてはおりますが、現実的には外見上健常者というのはなかなか使いにくいものだと思います。せめて、ほかのトイレのどこか一部屋にだけでもサンタリーボックスを置いて、そこにはありますよという表示をするか、あるいは多目的トイレにそういうものがありますよという、御自由にお使いくださいみたいな、もっと気軽に使えるような形の表示をお考えいただくということはできませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 男性用トイレにサンタリーボックスがなくても、そういったのは多目的トイレに捨てるというか、御活用くださいということを表示してはという御質問かと思えます。

どういった形で、どういうふうにしてくださいというのが一番皆様にとっていいのかというのが、今すぐ御回答できなくて、そういったお声があるということがあって、その方々がどういう形であれば気兼ねなく捨てるということが出来るのかということも含めて、ちょっと考えていきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、おっしゃるように表現の仕方というのは微妙で難しいものがあるとは思いますが、特に避難所に指定されている場所に関しては、これから水害の季節でもありますので、避難をされて必要としている方にとっては大変切実な問題だと思います。そういうところも考えていただいて、早急の対応をお願いしたいと思えます。

次に、防災士についてでございます。

本年度も防災士育成のための予算が55万8,000円計上されております。育成のための取組は大変よいことだと思っております。補助を受けて防災士の資格を取得した方が、防災に対する意識が変わった、町で取組を考えることがまだまだあると感想を述べておられました。

そこでお尋ねします。これは先ほどほかの議員の質問のときにお答えになりましたけど、あえ

て聞かせていただきます。防災士育成の補助制度が実施されて以降、誕生した防災士は何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の防災士について答弁をいたします。

防災士の数についての御質問でございます。令和2年度から開始いたしました大刀洗町防災士育成事業補助金を利用して、昨年度までに防災士の資格を取得された方は、17名となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 実は、私も防災士の育成補助が始まる前に、個人的に防災士の資格を取られた方の教本というのを見せていただきましたが、こんなに厚くて、それを見ただけで気持ちが悪くなるようなものでした。そういう中で、取得を頑張っていた皆さん方には敬意を表したいと思います。

それで、確認ですが、資格を取得した方々は、全員が各校区にある自主防災組織に加入しておりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 2点目の質問ということでよろしいですね。答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

自主防災会への加入状況についての御質問でございます。防災士の資格を取得された17名は、各校区の自主防災会からの推薦により防災士資格取得試験を受験し、資格を取得されたものでございまして、17名全員が自主防災会の会員でございます。

また、そのうち7名は、各校区の自主防災会の役員として活動をされてございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） はい、わかりました。

そこで、3番目です。防災士の方々の活動状況はいかがででしょうか。校区により多少の違いがあるかとは思いますが、把握していることがあれば、例を挙げてお話いただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

防災士の活動状況についての御質問でございます。自主防災会の会員として、各防災会が実施されます防災訓練、火災避難訓練、資機材点検、防災備品整備などの取組をされているものと承知をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そういふところではないかなと想像はいたしておりました。

そこでなんです、令和3年3月ですが、先ほど少し触れられたようにも思いますが、町内防

災組織の経験交流や災害時の対応を協議する仕組みづくりを、というほかの議員の一般質問に、4校区の自主防災会へ、町連合会参加を働きかけ、各組織の課題や取組などの共有化を図るとい
う御答弁でしたが、その後、働きかけを行い、実施された事例はありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今現在までに、各防災会での交流というのは、コロナ禍もあり、まだ
行ってはいないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かにコロナのこの状況では、大変人が集まるというのは難し
かつたと思いますが、ぜひこれは企画をしていただきたいなと思っております。

4番目です。日本防災士会という一般社団法人があります。中には、女性防災士推進委員会
があり、スキルアップ講習やシンポジウムが開催されております。ちなみにですが、福岡県の登録
者は325名ということです。小郡市にも社会福祉協議会の中に防災士会があり、月に1回の会
合と救命講習会、シンポジウムやワークショップなどが行われているということです。

特にHUGという訓練がありまして、それとイメージTENという訓練があるそうですが、訓
練というような難しいものではなくて、ゲーム感覚で行えるような内容になっています。

少し御紹介すると、HUGは、避難所運営を考えるゲームで、年齢、性別、国籍やそれぞれが
抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、避難所
で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームで、イメージTENは、近隣
のための仮想訓練と呼ばれるそうですが、災害時に自主防災組織がどのように対応したらよいか
を考えるイメージトレーニングで、7人から10人のグループをつくり、それを自主防災組織の
本部と仮定して、与えられた課題を解決するグループワークだということです。

いずれもゲーム感覚で、でも当事者意識が持て、自分事として考えるには大変よい内容だと思
います。防災士会では、このような活動も行われております。

そこで、先ほど少し触れられましたが、6月24日に防災士の集いを開催されるということ
を聞いております。本来は、防災士の皆さんからその声が上がればいいのですが、それを機会に防
災士会を立ち上げてはいかがでしょうか。それぞれの地域によって事情が異なりますので、情報の
共有化や、いざというときの協力体制を図るためにも提案していただければと思いますが、い
かがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

防災士会についての御質問でございます。議員御指摘のとおり、大刀洗町では、今月24日に
町内在住の防災士を対象として、町の災害リスクや災害時の対応について理解を深め、自主防災

会の活動の活発化や、地域防災力をいかにして高められるかなどの意見交換を行うために、防災士の集いと銘打った研修会の開催を計画をしているところでございます。

大刀洗町としましては、この研修会を契機としまして、今後、町の防災担当とともに、防災士の皆様が地元の自主防災会員として、組織の活動支援や各行政区の防災指導に御協力いただき、行く行くは自主防災会が独自に訓練や研修会などを実施できる体制を整備してまいりたいと考えてございます。

そのためには、防災指導ができる知識・技術の維持・向上が大切でございますので、県が実施してございます防災士のスキルアップ研修などを定期的に受講していただくとともに、まずは、町の防災担当者を含め、より多くの防災士の皆様が顔の見える関係づくりを推進してまいりたいと、このように考えてございます。

議員御質問の防災士会の設置等につきましては、今後、防災士の皆様の御意見もお聞きした上で判断をしてまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） いろんな計画がなされていて、横のつながりというのが特に災害のときは本当に大事だと思っていますので、今回の試みは、あるいは県への研修なんかもとてもよいことだと思っております。ぜひ、まめにはなかなか難しいと思いますが、継続をしていただいでやっていただければと。皆さんの横のつながり、顔の見える関係ができるということはとても大事なことだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。できれば、御自分たちの声が出て、防災士会が立ち上がったらいいなと願っております。

社会福祉協議会には、ボランティア登録制度があります。そこの方々もかなりの人数になってきておりますので、そちらの方々とも連携していただいで、お互いが顔の見える関係を構築していただいでいただけたらなと願っております。そこら辺のつながりもよろしくお願ひします。

次に、第5次大刀洗町総合計画の中の国際交流の推進について伺います。

2019年（令和2年）から2028年までの10年間ということで、大刀洗町総合計画が策定され、4年が経過しまして、5年目に入りました。

令和2年9月にも進捗状況や課題について質問をさせていただきました。総合計画で記載している全ての施策や分野ごとに計画を策定しているものではない。全ての施策が毎年必ず実施されるものではない。外国人受入体制の確立に関連した計画は策定していないというような御答弁がありました。私も、スタートしたばかりですし、10年間で全てが実現するという事は困難であろうと申し上げました。

また、コロナ禍で制限がある状況だからこそ、従前に行ってきたことの検証、視点を変えた見直しや計画を進化させるチャンスだと捉えることも重要だと考えているとも申し上げました。

行動制限がなくなり、台湾や香港からの訪問もあり、また少しずつ進んでいくのではないかなと考えております。

そこで、1問目です。総合計画の中の国際交流の推進の現状と課題として、来訪外国人へのおもてなし、交流機会の不足、国際感覚の不足が挙げられておりますが、その後、施策を実施されてきた中での所感をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の国際交流の推進について答弁をいたします。

現状と課題への所感についての御質問でございます。町長就任以来、コロナ禍の中、国際交流の推進は非常に難しい面がございまして、なかなか当初考えていたような事業は展開できなかったというのが正直な感想でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） まさにおっしゃるとおりだと思います。私たちの中でも、やっぱり動きがかなり制限された分がありますので、多分、前回の御答弁いただいたことから、状況的にはそう変わっていないとは思っておりますが、その中で努力をされているということも承知しております。

2番目です。施策の展開として、外国人受入体制の確立の中に、外国人旅行者、在留外国人問わず、外国人を受け入れる体制を整えていきますということで、1つ目に多言語対応可能な人材の把握、次に、ホストファミリーのグループ化、3番目に、おもてなし対応に協力できる町民の組織化、4番目に体験型プログラムの開発、5番目に飲食店、商店などの多言語表記を進めるとあります。

前回お聞きしたときからの進展があればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

外国人受入れ体制についての御質問でございます。外国人受入れにつきましても、コロナ禍の中、非常に難しい面がございましたが、例えば、おもてなしに対応できる町民の組織化では、大刀洗おもてなしクラブが発足し、移住体験イベントや来訪客の受入れを担っていただいているほか、ホストファミリーのグループ化では、大刀洗グリーンツーリズム協会が発足しており、今後の活動に期待をいたしているところでございます。

例えば、具体的には、昨年8月には、日本・イスラエル・パレスチナ合同会議の24名の学生を受け入れておまして、手作りの郷土料理に加え、そうめん流しや折り紙などでおもてなしをしたほか、今年2月には、台湾から8つの中学校の校長先生の中学旅行視察団の受入れや、香港の飲食店の30名の社員旅行を受け入れたところでございます。

また、これはちょっと国際交流とは違いますが、昨日も大塚製薬さんと連携をいたしまして、枝豆の収穫体験を午前午後の2回実施をしたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） できていないとおっしゃりながら、それぞれ努力されてできている部分があるんだなと思っております。グリーンツーリズムの方たちのことは私も知っておりますが、これは農業体験、大体修学旅行の子供さんたちを受け入れるという目的で、本来は立ち上がったものだと思うんですけども、この方々とそういう来訪者とのセッティングというか、連携というのができたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） ホストファミリーのグループ化というところで、大刀洗グリーンツーリズム協会を発足されておまして、こちらと外国人来訪客との接点というところでございます。

グリーンツーリズム協会さんが発足することで、とても心強く感じているところでございます。グリーンツーリズム協会さんのほうとは連携を取りながら、今後、海外からの来訪客等が来られるときも進めていけたらというふうに感じておりますし、協会さんの方にもそういうお話を今後も連携を取らせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 町内には宿泊施設がないので、連携がスムーズにいくといいなと思いますし、おもてなしクラブというのが立ち上がったということで、何かの機会に、この場ではなくて、少しどんな内容かをお聞かせ願えればと思っております。

以前の御答弁では、多言語対応可能な人材の把握とか、ホストファミリーのグループ化、おもてなし対応に協力できる町民の組織化については担当課で把握に努めているということで、コロナ禍の中でも少しずつ前進しているんだなというふうに感じております。

5番目の多言語表記の件ですが、経営者の方が必要だというふうにお考えになるかどうか、それが強制できるものでもないということも承知しております。ただ、要望があればお手伝いしますというようなアピールや周知が必要と思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 飲食店、商店等の多言語表記についてでございます。

飲食店や商店に御協力いただく必要があるというふうに議員もおっしゃられておられるとおりで思っております。現在、町が率先してそういった推進をできていない状況にはありますが、これは先ほど来申し上げておりますように、コロナ禍も相まって、外国人来訪者が少ないことが原因であるので、まずは外国人来訪者が増加して、自分のお店にも外国人が来だしたので、やは

りこれは外国語表記が必要だということを感じていただく策のほうを優先して、今のところは進めさせていただいております。

御指摘いただきましたように、今後、そういった英語表記なのか、中国語表記なり韓国語表記なりというところの、こういった形でそれを進めていくのか、サポートできるのかというところも同時進行で、私どもの方も検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そのような状況になるといいなと願っております。

特に飲食店では、海外に行かれた方は経験済みかと思えますけれども、写真付きのメニューだと困らないのですけれども、メニュー選びに大変苦労いたします。特に、宗教によっては食べられないものがありまして、牛肉が駄目とか豚肉が駄目とか、そういうものが、逆に変更にできませんよみたいなただし書をつけるようなメニューみたいなものができて、そういうサポートをしていただけたらなと考えているところです。よろしく願いいたします。

3番目です。在住外国人との交流ということで、これもかなり難しかったかと思えますが、ドリームまつりへの参加の呼びかけなど6点ほど挙げられました。

イベントなどにおける国際交流の目標値が8となっていますので、ない状況がつけられていると認識しております。

そこで、今後は地域へも参加を呼びかけ、地域での交流をこれまで以上に推進したいということでした。コロナ禍で難しかったかと思えますが、その後、呼びかけを行って地域交流ができたような例はありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

在住外国人との交流についての御質問でございます。この在住外国人との交流につきましても、コロナ禍がございまして、地域行事そのものが軒並みに中止とされる中で難しい面がございましたが、例えば本年3月に大堰交流センターで開催されました、これは町のイベントではございませんが、キッチンカーやバーベキュー等のイベントがございまして、その際は近隣の農家で働かれています技能実習生が参加をされていたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 何かうれしいお話だと思います。

前御答弁のときは、一度も町の住民と触れ合うことがなくて、帰国される場合もあるということで、担当課としては、少ない滞在期間の中で、町の方々と交流していただけるような施策を模索したいというような御答弁でした。それもその際、i n g状態だと思っております。

そのときに、出身国の料理教室や子供の遊びを教え合うなどの企画で、国際交流を図り、また子供と外国人をつなぐことで国際感覚を身につける一助になるのではと提案させていただきました。

実は、先月末、ネパールから来られて町内で働いているカップルとバーベキューをする機会がありました。2時間ほどかけて作られたチキンカレーはとてもおいしいものでした。

主催者は、大刀洗応援大使をしている方です。そのネパールの方は、次への一步を踏み出そうとされていて、その応援大使の方と協力をし合うというお話ができていました。また、参加者の中には福岡市や小郡の方もおられて、その後のお付き合いのお話もできておりました。小さな交流がこうして広がっている例もあります。

つながるための機会づくり、つながりたいと思っても言葉の壁もあってどうしてよいのかわからないということではないかと考えております。せっかく様々な試みを行っておられますから、先ほどの例のように、お世話する方が大変だとは思いますが、少し参加者の幅を広げていただけることも有効かと考えております。

4番目です。JAや商工会などの関連団体と連携して、外国人雇用者の把握を行い、地域と在住外国人との交流に生かしていきたいということでしたが、その後の進捗状況はいかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えをいたします。

関連団体と連携した在住外国人との交流についての御質問でございます。このことにつきましては大変申し訳ないのですが、コロナ禍ですとか、あるいは個人情報の取扱いの問題等もございまして、なかなか現時点では進捗していないというのが実情でございます。

今後、外国人を雇用されております企業等に個別に接触をする中で、例えば、まずは在住外国人の方にMEGURUSTATIONの活用を促す中で、交流を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、個人情報のことがすごくネックになっていると思って、難しい部分が大いいのではないかなというのは、本当にそう思っております。

おっしゃるように、知っていらっしゃる方とか、あそこの会社は採用していらっしゃるとか、あそこの法人は農業研修生がいるらしいとかいうふうな形で個別に声をかけていくしかないのかなというふうには思っております。そういうところだけでも声をかけていただいて、例えば今年は夏祭りができそうですし、せっかく大堰でもそういう交流ができていますし、そういうところの交流ができるように働きかけをしていただくなど、あるいは学校へ来ていただいて国の話をさせていただくなど、できることはあると思うんですね。

先ほども申し上げましたが、機会づくり、場所づくり、特に求めているのは在住の方じゃないかなと想像しております。声をかけて、もしかして参加してくれそうな外国人の方と応援大使の方や住民の方とワークショップみたいな形で気軽に参加できるような形をつくって、情報交換の場をつくってみてはいかがでしょうか。

今までいろんな企画、コロナ禍の間でためておられるかと思いますが、そういう企画があればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 隠塚議員の御質問にお答えします。

今後、そういった外国人との接点を持つような企画があるかということでございます。まず、今年度から、先ほど議員から御提案いただきましたように、各校区センターでは夏祭りが開催されることに今のところ予定されていると聞いておりますので、まずそちらの方にも、何か連携できるようなことがあれば呼びかけをしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

そのほかは、先ほど町長答弁の中にもありましたように、地域おこし協力隊は今年からまた登用しておりますが、企業の方でそういった外国人を雇用しているような企業等も現在回って回っているところでして、やはり生活の中でごみの処理とかがやはり外国人の方と文化が合わない部分もありまして、今後そういったところに接点があるのではないかとということで、話を今進めている案件もございます。

そういったことから、ぜひ進めていければというふうに思いますし、先ほど議員の方もカレーのイベントがあったんだというふうにお話をお聞きしましたが、公共空間の活動、そういうときに校区センター等を使って、そういった自由に町民の皆さん方が外国人の方と交流の機会を持つとかいう場合にも補助金を出したりしておりますので、そういった補助金を活用して、なるべく町の方々が自分たちの思いどおりにイベントが開けるような自由度の高い町になればいいなというふうに思っておりますので、今後もそういった公共空間を活用したことによって補助金が出ますよ、であったりとか、応援大使の皆様方とも連携を取りながら、そういった活動を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） はい、そういう補助金が出るということは、ぜひどんどんアピールしていただいて、利用しやすいように周知を図っていただきたいと思います。

また、おっしゃっているように、ごみの分別に関しては、日本人でもというか、我々でもちょっと面倒くさいとか分かりにくい部分、これ捨てていいのかなという部分があると思いますので、まして、在住の方だとなおさらだと思います。そこで、そういうきっかけづくりというのも、一

つ役に立つのかなと。そういうところから広がりがあったらいいなと考えております。

働きかけを行うのも手間がかかって大変だと十分承知しておりますが、交流の機会をつくっていただいて、大刀洗に来てよかった、また来たい、あるいは住むために来日したいと思っていただけるような交流機会の進展を願って、質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で15時10分から再開したいと思います。

休憩 午後3時00分

.....

再開 午後3時10分

○議長（安丸眞一郎） では、休憩前に続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員。発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 子育てや教育について
2. 個人情報の取り扱いについて
3. 地域課題について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問をさせていただきます。

今回、子育て支援に関する質問を3名もの議員が取り上げましたことは、時代も変わってきたのかなというふうに感慨深いものがございます。この分野への関心が、政治的な立場を問わず高まっていることを肌で感じております。個人的には継続的に取り上げさせていただいております子育てや教育への支援については、24年間一貫して訴えてまいりました。子育て支援は子育ての当事者のためにも、または持続可能な社会構築のためにも、子供を産み育てやすい条件を整えることが喫緊の課題と考える次第です。大刀洗町において、保育料の引下げや給食費の補助、あるいは独自に子供の医療費助成など近隣と比べても先進的な取組も実施され、この点は大いに評価したいし、今後さらなる充実を求めたいと思います。

さて、政府与党は、今少子化が社会的な問題であり対策が必要などとおっしゃっています。異次元の少子化対策と銘打っておりますが、その内容はいかがでしょうか。少子化対策として効果ある内容になっているのでしょうか。実際の子育ての負担はいかがでしょうか。日本国憲法第26条では、義務教育は無償とすると極めて明快に宣言しているにもかかわらず、実際には無償なのは授業料と教科書代のみで、他の学用品費や給食費、制服代などには多額の自己負担が発生しています。子供は欲しいが子育てに係る費用や社会的条件の未整備、労働環境や保育環境の問

題を突きつけられ、産むのを諦めたり、2人目以降を諦めるお話も日常的に耳にするところです。

さらに中学校においては、部活動の地域移行などの課題もあります。部活動が任意加入になったことと、これも政府が突然に地域移行を言い出したことで、指導体制や保護者負担が不透明なまま話が進もうとしています。家庭の金銭的な環境により部活動に入れなかったり、必要な備品が購入できないことがあってはならないと思います。

また、先ほど町長が他の議員への答弁でもおっしゃっていましたが、高等教育における学費の高さも問題です。議会としても18歳、19歳の方に定期的にインタビューをお願いしていますが、近年特に話題になるのが学費負担の問題です。高すぎてアルバイトに追われ、学業がおろそかになるような本末転倒なお話や、友達が生活が苦しく食事やちょっとした遊びも一緒にできないなどの切実な声が寄せられています。もとより国民に必要な教育を保障し、社会全体の底上げを図っていくことは、近代国家の最も基本的な責務であります。日本は先進国を標榜しながら最も必要な子育てや教育にお金を使わず、OECDの中でもその支出割合の低さが際立っています。その結果が既に後戻りできないところまできている少子化の急激な進展と、国家における技術や研究力の低下、労働力を買い叩かれることによる人材の流出などではないでしょうか。もちろんこれらは本来政府の責任で全国一律に整備すべきものが多く、その点は日頃の町長答弁にもありますとおりです。

しかしながら、政府や県がなかなか動かない中で、市町村が独自に支援を充実させ、それが全国的な傾向となり、ようやく政府や県が重い腰を上げて制度化する。乳幼児医療や保育料、それから、かつての老人医療費もそうでありました。少子化対策についても、全国の自治体が積み上げてきた政策がようやく国を動かしつつあるのかなという気が少しはしております。

そこで今回は、前回質問しておりませんでした必要と思われる支援について、さらに問うものでございます。

1点目に、政府は異次元の少子化対策とおっしゃっていますが、その内容について町の見解はいかがでしょう。

2点目に、義務教育に係る年間の保護者負担額の詳細はいかがでしょう。併せて子育てや教育における保護者負担について町の見解と今後の方針を教えてください。

3点目に、部活動の保護者負担について今後の見通しはいかがでしょう。

4点目に、高等学校及び高等教育について奨学金等の支援の検討はいかがでしょう。

以上4点につきまして、答弁よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の子育てや教育について答弁をいたします。

この質問につきましては、後ほど教育長から答弁をいただきますが、政府の異次元の少子化対

策への所感について、少しだけ述べさせていただきます。

今月2日、厚生労働省が発表した昨年の人口動態統計によれば、一人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率は1.26人と2005年と並び過去最低となり、1年間に生まれる子供の数は、前年より4万人余り少ない77万747人で、明治32年の統計開始以来、初めて80万人を割ってございます。このような中、財源の問題をしっかりと議論する必要はございますが、こども・子育て政策に国として集中的に取り組むことは大変重要なことだと認識してございます。

その具体的な中身につきましては、これから徐々に明らかになってくるものと思いますが、日本ではゼロ～5歳の子供1人当たりの教育、保育等に係る公費支出額は、小学校等の初等教育に係る公費支出額の約6割にとどまるなど、初等教育、中等教育に比べまして、乳幼児期及び大学等の高等教育への1人当たりの公費支出の額が低くなってございまして、個人的には国として乳幼児期及び高等教育に対するさらなる支援が必要ではないかと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 平山議員、子育てや教育への支援について答弁させていただきます。

4点、御質問が出ておりましたので、一つずつ答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目、政府のこの異次元の少子化対策への見解についてです。政府がいう異次元の少子化対策については、専門家会議、こども未来戦略会議において、6月にこども未来戦略方針が原案として提案され、会議の中で今協議をされているというふうに理解しているところです。子育て教育関係については、具体的には次のような施策が示されているようです。

まず1点目が、高等教育への負担軽減。

2点目が、妊娠期から切れ目のない支援の拡充。

3点目が、幼児教育保育の質の向上。

4点目が、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充。仮称として、こども誰でも通園制度の創設と。

5点目が、新放課後子ども総合プランの着実な実施。

6点目が、多様な支援を必要とする子どもニーズへの対応。

そして、7点目が、学校給食費の無償化等々の調査などについて考えられているようでございます。

これらの見解ですが、これらの施策は来年度から3年間、令和8年度まで集中的に議論しながら実施する加速化プランとして、国のほうが年3.5兆円の規模の予算を確保する方針で、年末までに協議を続けて決定されるということでございます。これら示されている施策は、私はどれも子供たちの成長を支える重要な施策だという認識がありますけれども、こども・子育て政策の実

施に当たっては、現在人材や、それから財源の確保等々の課題を解決する必要があるのではないかなというふうに感じているところです。国のほうでは企業も含めた社会、経済全ての参加者が広く公平に支援するための支援金制度の構築といったようなものも提案されているようですが、いずれにせよ、まだ原案の段階ですので、今後国の動向を注視しながら効果や課題を考慮し、慎重に検討されていく必要があるのではないかなというふうに考えているところです。

次に、2点目の義務教育に係る年間の保護者負担額と、そのほかの保護者負担への町の見解と、今後の見通しについてですが、この義務教育に係る年間の保護者負担額については、町独自の調査を実施していませんが、文部科学省が2年ごとに実施しています子供の学習費調査というものがございます。令和3年度の結果では、義務教育に係る年間の保護者負担額は、学校教育費、公立小学校で1人当たり約6万6,000円、公立中学校で約13万2,000円、これは教科書や教材、制服や体操服、遠足や修学旅行などに使われる分でございます。そのほか学校給食費、また塾や習い事、通学費などの学校外活動費などが挙げられ、合計で公立小学校では約35万2,000円、公立中学校では約53万8,000円となっているようでございます。これらの負担額はあくまで平均的なものであります。地域や学校によって異なる場合がありますが、前回、平成30年度と比較すると、合計で小中とも約10%ほど増加しているというような増加でございます。今後の方針ですが、町としては、現在経済的理由により、就学が困難と認められる児童、生徒、保護者に対して、現在実施しています就学援助制度により、給食費や医療費、学校給食費などを援助してまいりたいというふうに思います。また学校給食費の補助についても、小中学校、学校給食費補助金を本年度増額していますので、今後も継続してまいりたいと考えているところです。

続いて、子育て、教育におけるそのほかの保護者負担については、次のようなものが指摘されており、懸念しているところでございます。

まず、出産や子育てに関わる当然経済的不安があります。これは少子化が進んでいることの理由の一つとされているのではないかと考えているところです。

また、発達障害や障害のある子供の子育てにおいて、まだ社会的な理解や支援が不十分であること、親の負担やストレスが大きく、子供の自尊感情や二次障害などの問題が起りやすくなっているのではないかということが、近年また保育教育施設において、事故や不適切な対応が相次いでいるということ。

最後に学校等教育に係る費用の負担が重く、教育の負担が、どうしても子供を持つ意思に影響している可能性があることなどが挙げられているのではないかというふうに思います。

いずれにせよ根本的に、この30年間で日本国内の給与所得が諸外国に比べ伸びていないことが、この負担が増えている一つの要因とも考えられるというふうに思います。

今後の方針について、町として子供の保育や教育に関わる相談拠点として、子供家庭センターの設置を進める予定です。町内に住む全ての妊産婦、子育て世代、子供、これは、発達障害、不登校も含め、対象を18歳までに拡大しながら一体的に相談支援を行ったり、関係機関への支援につないだり等のマネジメントを担っていきたいというふうに考えています。

また、発達障害や障害のある子への支援については、現在、特別支援教育総合推進事業を実施しております。早期発見、早期支援を推進するとともに、保育所、学校における特別支援教育の充実、そして医療、福祉、教育などとの連携を強化していきたいと考えているところです。

次に、3点目の部活動の保護者負担の今後の見通しについてです。中学校の部活動の保護者負担の現状、課題については、次のようなことが考えられます。

現状としては、以前も申しましたが、部活動は教員の献身的な働きによって支えられており、それに関わる指導料や共通に使用する備品等について、保護者の負担費用については現在ありません。ただし個別でやっぱり使います道具やユニフォーム等の購入、また保護者による遠征等の車代、これについては、各部費として徴収している部もあるようでございます。

また、中体連主催の全国あるいは九州・県大会出場等にかかる交通費は、町のほうで実費助成をしておりますが、先ほど言いましたように、休日に開催される練習試合等、あるいは遠征の際は、保護者による送迎等の協力を得ています。保護者会等にも参加させていただきながら、部活動によっては遠征する回数が多かったり、遠方になったりする負担の声も聞かれますので、そういったものも要因になっているというふうに懸念しているところです。

課題としては、生徒の活動機会や指導の質の向上を目指すとともに、教師の負担軽減を図るために部活動を学校から地域のスポーツクラブや民間団体などに移すことが考えられています。国によってはですね。しかし、地域移行を進める場合、指導の対価を支払わなければならない可能性もありますし、また生徒の健康や安全を誰がどう守るかという問題もあります。もちろん地域人材の確保といったような課題が大きくございます。今後の見通しとしましては、スポーツ庁の有識者会議が提言していますように、町において今年度中に地域部活動の移行、協議会等を設置いたしまして、今後協議していきたいというふうに思っているところです。内容につきましては、休日の部活動をこの段階的な地域移行をすることについて、地域移行した場合でも、生徒の心身や成長に配慮して現行の指針を定めておりますので、そういった活動時間を遵守しながら、土日の休業日や練習時間、あるいは練習時間への制限を設定すること、あるいは休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保等々について、人材バンクを整備、活用し、関係団体と連携しながら、人材の育成からマッチングまでの人材の活用の仕組みを町で独自に構築することも必要ではないかと思っています。地域移行した部活動における費用負担については、生徒の活動機会の保障や受益者負担の観点から、保護者が負担することや、町が減免措置等を講ずることも必要と考

えられますが、現在休日に教師が部活動に従事する場合における現行の特殊勤務手当がありますので、それを考慮しつつ、今後、国・県による支援策を含めてもう少し研究協議する必要性があるというふうに考えているところです。

最後に、4点目の高校及び高等教育への推移についてですが、これについては、現在、福岡県のほうでも、国のほうでも、高校及び高等教育に関わる奨学金等の支援について、福岡県高等学校奨学金が案内されていますので、町ではこれを中学校3年生に対して案内し、予約募集を受け付けております。高校の授業については、国の奨学支援金が拡充されまして、私立高校についても家庭の負担軽減なされております。また、生活保護世帯や住民税非課税世帯対象には、授業料以外の教育費を支援する高校生等就学金給付金制度等もございますので、このように、国・県による様々な支援がなされておりますので、現在は、これが福岡県では同時に併用できるということでございます。町独自の奨学金等の制度は現在行っておりません。

以上、答弁を終わりますが、御質問の4点につきましては、今後、国から徐々に詳細の施策内容が出されてくると思われまますので、委員会としましても、その内容を研究、協議するとともに、必要であれば国・県へ要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

かなり実情について、今踏み込んだかなり分析をなさっていただいたということで、ちょっと感謝をしております。かなりそういう所得、この30年間の日本社会の実質賃金というのが下がってきて、かつ保護者の負担というのは上昇してきたという中で、ますますこういった所得に占める子育ての負担というものがどんどんどんどん圧迫してきて、さらにこれで少子化が進んでいくというのが、先ほどのお答えの中でも明らかになってきたんじゃないかと思えます。以前の担当者の方は、議会の中でも子育てにお金がかかるのは当たり前のことだと思っているというような答弁をしておりました。仮に子育てにお金がかかるのであれば、それを支払えるだけの賃金なり労働法制なり、あるいは社会環境なりというものがあればまだ別であります。それすらも引き下がってくる中で、子育ての負担だけが上がってくるという、こういう中で子育てをしろというのは、本当に無理な話でありますから、そういうところからやっぱり共通認識にしていかなくてはいけないんだと思えます。ありがとうございます。

まず1点目なんです。政府が異次元の少子化対策とおっしゃっていますが、先ほどおっしゃったように、今からは具体化していくんだと、それから財源も考えていくんだということをおっしゃっておりますので、先ほど答弁にもありましたように、これから地方が、我々議会もそうなんです。政府に対して実効性のある少子化、異次元という、先生方にはこれは異次元というこ

ういう使い方をしていいのかと言ってほしいんですけど、こういう具体化を行政、地方自治体そして我々地方議会が強力にやっぱり求めていかななくてはいけない、今時期なんだろうと思います。

今のところ出てきている原案を見ておりますと、児童手当拡充をすると、その財源として医療保険料の引き上げを当てていくということを言っている。医療保険料を児童手当に当てていくというのは、全く筋違いであって目的外流用だと思います。政府の原案では、多子世帯の加算などが盛り込まれておりますが、その財源が医療保険料の引き上げであって、今回の対象外となる中学生以下の子供の御家庭には、負担増だけがのしかかってくると。これが一体どこが子育て支援なんだろうかというお話になってきますよね。だから非常に重大なのが財源問題なんです。政府は一貫して富裕層や巨大企業の税制にはメスを入れなく、一方で防衛費は5年間で43兆円の大盤振る舞いと。まるで逆立ちした税制が根底あると思います。児童手当の僅かな増額では砂漠に水をまくはごとしという方もいます。ほとんど効果はないのではないのでしょうか。しかも財源を給付と同じ階級から徴収するということは何をか言わんやであります。

先ほど答弁にもありましたが、こうした政府の政策については、住民の生活を守る立場からも、今後もしっかり物を言っていただきたいんですが、改めて町長の政治姿勢としてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

政府のほうで行われております異次元の少子化対策について、関連しての御質問でございます。財源の問題は議員御指摘のとおり、これはしっかり国会において、議論していただく必要があるものと思っております。また、そういう手当の拡充だけで、今の危機的な少子化の問題が解決できるのかというのは、おっしゃるとおりだと思いますし、むしろゼロ～3歳未満児の保育料を含め、あるいは大学等の授業料の問題も含めて、そこがもう少し現物給付含めて引き下げられるべきではないかというふうに思っております。

いずれにしても、これは本当にまったなしの喫緊の課題でございます。また少子化対策は、これは国のほうでも、あるいは議員も同じ認識ではないかと思っておりますけれども、必要な施策でありますし、未来への今一番求められている投資だというふうに認識しております。必要な政策については、町からも町村会、あるいはいろんな首長の横の連携を通じて、国に対しても言っていきたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） よろしくお願ひいたします。

では2点目です。さて、国に実効性ある子育て支援を求めつつ、地方自治体でもできるものは頑張ってお願ひしたいと思っております。

義務教育における保護者負担ですが、先ほど答弁にはありましたように、小学校で様々なものを入れると35万と、公立中学校で53万と、ここまで入れなくても学校給食費や制服、クラブ活動費、学用品等を入れると、公立中学校では20万円近くのやっぱり必要経費ということになってきます。おっしゃったように、こうした実質所得が減っている中で、教育に関する負担というのはどんどん上がってくるわけですね。この額について、まず、やはり妥当なのか、やはりいささか高いと考えるか、大変高いと考えるか、そこら辺の御見解をどちらにお伺いしたらよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど言いました文科省が実施しています子供学習費調査結果、これについて先ほどから平均的な結果であるというようなことを申し上げましたし、文科省が実施しています調査については、これはいわゆる悉皆調査ではございませんので、あくまで抽出の調査で、学校に聞いている調査ではもちろんございません。本年度はですね。昨年度、その前年度もそうですけれども、保護者を対象にして実施していますので、保護者の経済的な状況とか、それから在住しています市町村の状況によってでありますので、結果として、ただ、平成30年度から令和3年度にかけては、増加している傾向というのがありますので、若干高くなってきているのではないかなというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど就学援助に該当する場合は、様々な援助はあるとなっておりますが、就学援助に該当しない世帯でもやっぱり負担感というのは非常に大きなものがございまして、例えば辞書代とか、辞典代、国語辞典、英和辞典、漢字辞典、それからリコーダー代、様々なものがかかってまいります。せめて義務教育にかかる学用品費は就学援助を該当しない世帯であっても、軽減を図っていただきたい。そして、いつも申し上げておりますが、例えば第2子、これから多帯世帯というものに限っても、非常に人数分の支出が基本的に必要になってくるわけですから、そこに対する手当の検討というのは、公立小、公立中学校の自己負担についても検討が必要だと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員おっしゃるとおり、この30年間、国民の給与的なものは全然上がってなくて、逆に物価というのはもう上昇しているということでありまして、先ほどありましたとおり教育にかかる部分につきましても、約10%以上増額しているということでございます。先ほど言われましたとおり、辞書なりいろいろ学用品等につきまして、確かに必要なものでございますので、どうしても購入となってきます。どこまで補助すべきものなのかとかそういう

うものを含めまして、内部でもちょっと協議する場が必要かと思っております。ただこの場で、さあやりますよ、さあできませんよというわけではなくて、やはりお時間いただいてちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回の一般質問においては、他議員の質問に対してもしばらく調査させていただきたいという答弁がたくさんいただいておりますので、前向きに御検討いただければと思います。大体、志が同じくする質問も多かったように思います。

3点目です。部活動の位置づけなんですけど、学校教育の一環ということで認識させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今議員がおっしゃいましたように、部活動は学校教育の一環として定められているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） であれば、学校教育の一環として家庭の金銭環境等に左右されない制度設計が、今後さらに求められてくると思います。そういうふうにより地域移行によって指導に対する対価が、例えば必要になってくる可能性があるかと。それから、部活動が今回任意加入になったので、今までPTA会費等から出ていた備品費とか、自己負担分がこれは出なく多分なっていますよね。そうすると全部道具等が自己負担ということになってきますが、既にもう自己負担額が上がってきているわけでございます。これも政府が突然言い出したもので、非常に現場の自治体も混乱をしているというお話をこの前はいただいたんですが、ここがやはり非常に注意が必要なところだと思っております。ここに金銭的な条件が、制約がかかるようなことがあっては絶対にならないと思いますので、ここについては受益者負担というか、加入者負担というものが増えないように、それから今増えているけど、今後これどうしていくのかというところを、今後非常に注意して見ていただきたいけども、その辺について改めていかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 平山議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。

学校教育の一環として、先ほど議員が申されましたように、中学校の部活動につきましては、全員部活動制というのは、今ありません。任意になっておりますので、全ての子供たちが部活動に参加しているわけではありません。それに関わる費用等については、先ほど言いましたように、備品として定める道具については、町のほうで準備をしておりますので保護者負担はありませんでしたけども、それ以外に関わる練習試合等々、あるいは遠征に関わる費用とかそういった部分に

については、保護者負担が生じていたところですが、それに伴ってPTA等の会費等から徴収していたというのは現状としてありますが、今年からそれは、今中学校のほうに、やらなくしますのでというふうな検討をされています。それで、その部分に関わって、また必要な経費が出てくると思いますので、現在の中学校のほうにどういったものが今必要なのか、明確に示しながら必要なものがあれば、学校等も含めて要望を出して、それから検討を研究していくというふうにさせていただいているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 部活動については、先生方の負担の軽減を図るとともに適切な運用、それで何よりやっぱり子供の権利を第一に考えた運用を検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

4点目です。奨学金については、今のところ国が検討中、それから県が実施中ということで、町での実施は今のところないということですが、近隣調べておりますと結構でございます。それから大刀洗町も以前御寄附をいただいて実施していたことはあります。原資が1,000万円近くあったと思います。これを10年間行っていきました。近隣見てみますと、例えば大川市が給付型奨学金、年12万、10人程度。それから、嘉麻市が無利息貸与、久留米市が給付型奨学金、田川市も大学や高等学校の就学に給付型奨学金、その他、大野城市、北九州市など全国的にも400近くの自治体が奨学金制度を設けているようでございます。いずれも募集人数が多くはなかつたり、条件が厳しいなどの課題もありますが、多くの自治体が奨学金制度に踏み出している現状を鑑みれば、当町でも近隣の状況を研究する時期にもきていると考えますがいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほど議員がおっしゃったとおり、県内で幾つか実施している自治体もあるということでございます。ですので、先ほどの答弁とも重複しますが、そういう各自自治体の奨学金制度をちょっと勉強させていただいて、ちょっとお時間をいただいて、もし必要ならばそういうふうにご検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど町長もおっしゃったように、高等教育への公費支出が少ないということが、やはり社会全体の持続というか、経済力というかそういうものにも直結して表れて今きていると思います。日本の奨学金というのは、若者に総額9.5兆円の借金を背負わせ、その7割が利子つきという過酷な制度であります。大学卒業と同時に数百万の借金を背負って社

会に出ることになります。本来は一気に奨学金半額免除ぐらいの国策を検討する時期ではないかと思えます。当然これは国として、ここに大学の学費は多分総額1.2兆円ぐらいだったと思えます。年間ですね。1.2兆円は出せる額だと思うんです。こういったところに、やっぱり今後お金をだしていきということが政治の責任だと思えます。

1点目は以上であります。本来、子育て少子化対策が社会的な問題であって、子育ての負担軽減というのは生易しいものではなく、社会保障として実施すべきレベルであろうと思っております。大刀洗においても、これまで積み上げてきた支援に加え、国に意見することや、新たな支援の検討もくだんに行っていたきたいと思います。以上です。

次に、大きな2問目です。個人情報の取扱いについてです。これまでも一般質問や予算審議の中で申し上げてきました。特にマイナンバーの運用については、全国で様々な欠陥や問題が噴出をしています。もともと任意の制度として始まったはずのものが、いつの間にか健康保険証と一体化し、取得を事実上義務づけられるようになるなど、普及ありきで拙速な取得推進の結果、他人の情報取得や他人情報のひもづけ、他人の情報閲覧などが各地で報告されております。保険証の一体化以前に基本的な設計が全く確立されておらず、問題が噴出しているものとお見受けいたします。

そこで質問ですが、マイナンバーの運用について全国的に問題が噴出していますが、大刀洗町での実際の運用と対応はいかがでしょうか。

2つ目に、一方自衛隊に対しては、当町はかつてより住民名簿を提供しているとお聞きしています。住民情報保護の観点から一昨年の9月議会でも質問させていただきました。その後の対応で変化があればお聞かせください。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の個人情報の取扱いについて答弁をいたします。

まず、1点目のマイナンバー運用についてでございますが、大刀洗町の5月末時点のマイナンバーカードの申請件数は1万2,878件で、申請率81.16%、交付件数1万1,308件で、交付率71.27%となっております。大刀洗町ではマイナポイント関連サービスにつきましては、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方、利用できない方、マイナポータル、マイナポイントのアプリのダウンロードができない方など、御自身で操作ができない方を中心に住民課窓口にて操作の支援を行っております。その際、国や県からの通知を遵守し、操作手順マニュアルに沿った操作を徹底し、改正がされるごとに会計年度任用職員を含む操作に当たる職員に、改正点等を周知確認して業務に当たっているところでございます。

次に、2点目の自衛隊への住民名簿提供についてでございますが、自衛隊は地方公共団体と連

携して被災地支援などの公益性の高い重要な任務を担ってございまして、自衛官の募集に当たりましては大刀洗町も法定受託事務として、その年度に18歳になる人の氏名、生年月日、性別及び住所の情報を自衛隊に対し資料として提供しており、提供した情報は自衛隊からの募集案内の配付に限定して利用されてございます。自衛隊法施行例第120条には、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると定められておりまして、この法令を根拠に毎年防衛大臣から各市町村長に対し、募集対象者情報の提出について依頼があつてございます。また、住民基本台帳法との関係では、防衛省と総務省から都道府県に対し、自衛官等の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市町村の長の行う自衛官等の募集に関する事務として、自衛隊法施行例第120条の規定に基づき防衛大臣が市町村の長に対し、求めることができること。募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことが通知をされてございます。

また、個人情報保護に関する法律との関係では、自衛隊法施行例第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、同法第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が国の個人情報保護委員会から示されてございます。

このため、自衛隊等募集案内を配付するために、募集対象者情報を提供することは法令に基づく場合に該当し、本人の同意は必要とされていないところでございます。

このように、自衛隊への名簿の提供に関し、本人の同意は必要とされていないことは、今申し上げたとおりでございますが、今年度からは自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない人への配慮として、情報の提供をしてほしくない旨の意思表示を行った方については、御本人または保護者の方等から除外申請の手続きをしていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外するようにし、町のホームページで周知をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次、再質問させていただきます。

マイナンバー制度については、いろんな対応をされているのは分かりましたが、町内において実際にそういう誤ったひもづけや誤発行等の実際の問題というのは起きていないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えいたします。

町のほうにそういったひもづけ等の問題があつたかということでございますが、今のところ町のほうでは把握しておりませんし、住民窓口等でもそういった御相談等はあつてございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。それでそういう誤登録等があつて、本来はマイナンバーの一時停止や見直しを、立ち止まってやるべきところだと思うんですが、政府は逆に健康保険証の廃止などを定めた改正マイナンバー法を成立させました。しかし、毎日毎日原稿を書いている間にもマイナンバーをめぐるトラブルが次々に明らかになっています。特に保険証の誤登録というのは、本人の命に関わる問題なので、命を危うくしかねない重大な問題であり、医療現場でも既に大混乱が起きているというふう聞いております。また、別人の保険情報が登録されていると聞いております。そして政府はこれらのトラブルを把握しておりながら、改正まで公表しないという非常に不誠実な対応をやってきたと思うんですが、こうした現状を町民の情報を預かる立場からどうお考えになるのでしょうか。また、町として今できることが何かあるのか、これも国との関係になるのですが、こうしたものを押し付けさせられることによって、やっぱり町民の生命や財産、権利に対する大きな損害が発生するんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 保険証の誤登録に関する御質問かと思えます。町のほうでの保険証のひもづけについては、作業としましては町のほうではございませんで、各保険者のほうでの作業になっております。そういった誤登録があるということで住民の方々に御心配等をおかけしているところは承知しているところでございます。それに対する対応としましては、国のほうで相談窓口等をつくっておきまして、そちらのほうでの相談、それから自治体への御相談等もお受けするというようなところでございます。実際に窓口のほうに、ひもづけの内容の確認等も、この問題が起きました後、二、三件ございまして、御本人さんでの口座のひもづけですね、保険証のひもづけの内容等についても、本人さんのパスワードを使っての確認ではございますけれども、そういった支援もしているところでございます。いずれにつきましても、このような御心配等、住民の方におかけしないような策をしていくということで、国のほうにも意見等を述べていくような体制が取られればなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、こういう欠陥だらけというか、明らかに悪意を持ってひもづけしていくようなものを、市町村として住民の方に推進していかなくてはいけないというのは大変な問題だと思っています。やはり国に対して一旦中止や見直しを求める、ひもづけの停止を求めると、今までの2兆円ぐらい何かに使ったというのは、もう何かできるんですけ

ど、こういったことを、住民の生命や権利、個人情報を守る立場から、一旦中止等も含めた意見を国にも上げていただきたいと思います。

それから遮二無二なやっぱり推進を行わないこと、例えば資格証を活用した受信等もあり得ますから、そうした制度の説明等を住民の方にも丁寧にやっていただきたいと思います。これについては以上です。

2つ目の自衛隊への名簿申請なんですけど、法律上は提供して差し支えなくて、ただし、提供を望まない方に関しては除外申請をしていただいて、そうしますと、私は一步前進だと思うんですが、法律上問題ないのに除外申請の制度を新たにつけ加えたという経緯を、ちょっともう少し教えていただきたいと思いますけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） ほかの他市町村でもそういった配慮を行ってあるということが分かりましたので、今年度筑前町さんも行われるということもあり、うちのほうでも一旦ホームページ等で周知を行って、望まない方への名簿からの排除という形を取ったところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ので、法律上は何らの問題もない情報提供なんだけど、出たくない人は、やっていただきたいというのがちょっと玉虫色でよく分からない。なぜそこに、わざわざ除外申請を出したのか。私はもともと出すべきじゃないし、仮に出すのであれば、逆に承諾を得た人だけを提供するんだったらまだ分かるんですが、そうやって法律上問題ないんだけど、一応除外、出たくない人は手を挙げてねという、その制度設計は私はよく分かりません。我々は今後とも、そうした名簿提供をあくまで求めることができるだけであるから、これを閲覧にとどめている自治体もございますので、これは提供するという事自体は、やっぱり今後とも中止を求めていきたいと思っております。周知の方法ですが、ホームページだけなのか。本来、ホームページだけであるとすれば、いかにも広報しましたよという、長面消しのようにもお目受けするんですが、そのほかにいろんな方法があると思っております。一番はその当事者全員に対してはがき等をお出しして、必要であれば除外申請してくださいということが誠実な対応だろうと思っておりますがどうですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 現在では、ホームページで周知しているというところでございます。その他、他市町村のことも参考にしながら、ちょっと今後こういった形がいいのかを考えてまいりたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これこそプッシュ型で意向確認をすべきものだと思います。多くの

自治体が問題ないと言いながら、そうやって申請除外をやっているということに、やっぱりこの制度の根本的な問題があるかと思えますので、今後とも今までの慣例にこだわらずに、ちょっとゼロベースで考えていただきたいと思えます。大きな2問目は以上です。

3問目です。地域課題についてであります。これまで、当町では行政区の加入率が高く、行政区を柱とした地域活動が長年続けられてきたと理解しています。一方で、近年は、行政区に枠にとらわれない地域づくりや校区単位での地域活動など、様々な町補助金を支出しながら、多様な地域の在り方が模索されています。今回、もっぱら、行政区と地域活動の今後についてなんですが、これまでは行政区の加入率も高く、現役世代の活動参加も多かったため、地域の諸活動、あるいは美化活動や清掃活動も含めた活動は、行政区単位で維持できたものと思えます。

しかし、今後、大きく2つの点で、地域の在り方を再考すべき時期が来ていると思えます。一つは、他の議員もおっしゃっていましたが、既存の行政区の高齢化や人口減の問題、これにより重大な活動は維持できない地域が増加するのではないかと。もう一つは、転入者の皆さんとの関係です。転入などで人口が増えることは喜ばしいことですが、地域活動に関しては従来型の価値観だけでは対応できず、多様な価値観への対応が必要となってくるのではないのでしょうか。

そこで、今後の問題も含めて質問しますが、1つ目に、行政区及び行政区長の定義と今後の方針はいかがでしょうか。

2つ目に、町が行政区や地域に依頼する業務について、今後の方針はいかがでしょうか。特に公有地の管理等ですね。

3つ目に、広報物の配布や不燃物回収の今後については、行政区との関係を含めてどうでしょうか。

4つ目に、今後、地域の在り方や行政と地域の関係について、数年をかけて全町的に検討すべき時期と考えますがいかがでしょうか。

以上、4点につき答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の地域課題について答弁をいたします。

まず1点目の、行政区及び行政区長の定義と今後の方針についてでございますが、行政区及び区長の設置については、大刀洗町行政区の設置に関する規定において、第1条において大刀洗町における能立的な行政の確保を図るため、別表の行政区を設ける。第3条で区に区長を置くとして規定をしているところでございます。議員御質問の行政区の定義については、法律上の定義については定かではありませんが、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っているものと認識してございます。

この点、市町村によっては行政区長制度を廃止し、小学校区単位などの新たな地域コミュニティ制度に取り組んでいる自治体もございますが、現在のところ行政区制度を変更することは考えてはございません。

次に、2点目の町が行政区や地域に依頼する業務についてですが、先ほどの大刀洗町行政区の設置に関する規定の第6条では、区長の職務として、地域内居住者確認に関する事、官民協会に関する事、道路、河川に関する事をはじめ、13項目を規定してございまして、行政区や地域には道路愛護や河川愛護にも協力いただいているほか、農地や農業用施設の維持管理につきましても、多面的機能支払交付金事業などを通じて協力いただいているところでございまして、今後につきましても、住民、地域、行政がそれぞれの役割に応じた協働のまちづくりを推進していくことが必要と考えてございます。

次に3点目の、広報物の配布や不燃物回収の今後についてでございますが、広報物の配布については、昨年度から月2回の配布に減らしたほか、本年度からは電子回覧板と併用をいたしているところでございます。不燃物回収については、地域の協力の下、月1回日曜日に各行政区でのごみ集積場にて回収を行っていただいております。また、サン・ポートへの直接搬入や臨時収集に加え、平成30年度からは年4回、役場北側駐車場での臨時集積場等でも不燃物の回収を行っているところでございます。

さらに、昨年1月からは、社会実験として、いつでも資源を出せるMEGURU STATIONを本郷ふれあいセンターに設置し、本年2月までに全ての校区センターに設置をしたところでございます。

今後、7月頃、資源回収に関するアンケート調査を実施する予定でございまして、不燃物回収の今後につきましては、住民の皆様の御意見や各行政区とも協議しながら、住民のニーズに合った収集の方法を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、4点目の地域の在り方や行政と地域の関係についてでございますが、議員御指摘のように、高齢化や人口減により従来の活動が維持できない地域の増加や転入等も増え、多様な価値観への対応も必要になってくることが予想されるところでございまして、今後の大きな課題であると認識してございます。

一方で、第5次総合計画でもうたっておりますとおり、今後は少子高齢化の進展に伴う人口減少や財源の減少等の影響を受け、様々な課題に直面することが考えられます。そのような中、将来にわたって大刀洗町が住みよい町として自立し存続していくためには、行政の力だけでは解決できない課題が生じてまいります。町民一人一人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちがつくっていくことで、地域への愛着を深め10年後も大刀洗町に住み続けたい、住んでよかったと誇れる大刀洗町であり続けることを目指して、地域の皆様と対話を繰り返して

いくことが重要だと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問します。

答弁にもありましたように、一つは高齢化、少子化という地域、それから、あとは転入者の方が多くなって、今までの方とやっぱり価値が合わない。それについては議会報告会なんかでも必ず議題に出ますし、町としても双方の課題について、全町、地域によっていろんな課題が違ってくるけども、いろんな御意見が、既に現時点でも相当お寄せいただいているという現状ということとで認識してよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮ですけれども、今、議員御指摘があったところは、今後大きな課題になってくると思いますし、現状でもそういうふうな状況が生じているというのは認識してございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど行政だけではいろいろできないこともあるけども、今は逆に行政区の任務も多すぎるんじゃないかなと、それを今までは現役世代がどうにかこうにかやってきたけれども、それは担えないぐらいになってくるんで、逆に行政区が担ってきたものを、少しもうちょっと行政に戻すとか、あるいは委託していくとかいうことも含めて、少し、やっぱりすぐに何もかもというのはやっぱり無理ですから、何年かかけてそこら辺の移行というのを考えてみたらどうかというのが一つの考え方です。

あとやはり一つは行政区というのは任意の団体であって、加入を強制されるものはないということですよ。そういうところで、一方でどうしてもやっぱりかなり強めに入れてくれとおっしゃるとか、あるいはお宮の管理とか様々な規定もあるようですから、やっぱり一つは憲法とか法令に基づくガイドライン等を、少し行政が考えるべき時期に来ていると思いますがその辺はどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今の状況として、議員がおっしゃられたことってというのは認識をいたしております。一方で、行政だけでできることは限界があるということも事実でございますし、また行政区については、従前からそれぞれの地域のいろいろなこれまでの経緯に基づいて、自主的に運営をされてきた経緯がございます。それを、町のほうで一律にガイドラインをつくるのが好ましいのかというのは、そこは議論の余地があるんじゃないかと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 特に新しい人の関係では、ちょっと極端な話をすると、基本的人権の問題にもちょっと及んでいるような事例もお聞きするものですので、そこら辺がせつかく来ていただいた方の権利が損なわれたり、あるいは対外的な町の評価にもつながってきます。そういったものが損なわれないように、もう第一はお一人お一人のやっぱり権利なりというものが大事だと思いますから、何もかも原則とおりにするとともにすぐもできませんし、行政区も数年かけてお話をする時期に来ております。また、さらに付随すると消防団の在り方もどうするのかという話にもなってくると思います。

以上課題は認識されているようですし、様々な御意見もあるでしょうから、ここは何年かかけて、それから今やっている地域づくりとも絡めた再編というものが必要になってくると思います。この点については、今後とも随時やっていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後4時11分

議事日程 (第3号)

令和5年6月16日 午前9時30分開議

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 承認第2号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第22号 健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第23号 下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について
- 日程第9 議案第24号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第25号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について
- 日程第11 議案第26号 甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について
- 日程第12 議案第28号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 承認第2号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第22号 健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第23号 下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について
- 日程第9 議案第24号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第25号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について
- 日程第11 議案第26号 甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について
- 日程第12 議案第28号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
農政商工係長 ……………	宮原 英壽		

開議 午前9時30分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和5年第25回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

日程第2. 承認第2号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、承認第2号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

1日目に、これを専決するに至った経緯と申しますか、そういうことについて質問をさせていただきました。いろいろ事情はあったんでしょうけど、要は予算の執行のチェックというのうまくできていなかった。いわゆるシステムと申しますか、そういうチェック体制が整ってなかったというようなことで、それを気づくのが非常に遅くなったというような答弁だったかと思いますが、そういうことで3月31日に専決するに至りましたという答弁だったと思います。

そこで、もう一度、いつ大体そういう事案というか事件に気づかれたのかということの答弁がなかったものですから、それが分かればもう一回確認の意味で教えていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

どの時点で今回の事態が判明したかという御質問かと思っております。私の記憶では3月30日に総務課財政係のほうから、この件について前払金を支出していないようであれば、再度の補正が必

要であったという指摘を受けて判明したものでございます。その後、こちらのほうでも前払金を払っていないということを再度確認しまして、年度内に請求をしてもらって払うことができるかということも検討しましたが、前払金の請求については、保証事業会社との保証契約を結んでもらった上、その保証書を寄託して請求をするという必要がありますので、その日数がちょっと取れなかったところでございます。ですので、専決で処分をするしかほかにすべがなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） この前も申し上げましたように、4年度の最終補正が3月議会に上程されていまして、繰越しの一覧がついています。ただし、公民館については4月に繰り越してあるから、その一覧表にはついていないということで、多分変更がないのかなというふうにはしか見受けられない。

それで今、3月の30日にそういうことを知りましたということですが、私がちょっと不思議に思うのは、4月の最終補正のときに、やっぱりチェックすべきだなと思うんです。しかも、前払金の請求書すら出ていないということの答弁だったと思います。だから、そういうことを財政から連絡がありましたというんじゃないくて、やっぱりそういう繰越しの議案が今度上がると言ったときに、担当課はどこでもそうだと思うんですけど、大丈夫かということ。そして、その上で財政にこういう事情でこれだけぐらいは執行できるでしょうと。限度額を決めるだけですから。最大限頑張ってもここまでぐらいしかちょっと執行できませんという、それが通常だと思うんです。

だから、何か今、30日に分かったから専決をせざるを得なかったということでございますけど、専決をせざるを得なかった理由が、やっぱり何か外的な要因があって、それは仕方ないねというようなものでないと、何もかもできる話になるんです。そこはやっぱり専決する179条4項目、この前ちょっと私申し上げました4項目の中で一番多いのが、やっぱり議会を開催する余裕がないというそれが一番多いんです。全国的にそうになっています。そこはやっぱり首長さんはしっかり踏まえて判断していつてあると思うんです。できるだけ専決はしないほうがいいと、いわゆるその予算とか決算はいわゆる議会の本当専決事項みたいなもんですから、できるだけということはあると思うんですけど、そこに至る理由に、今おっしゃった課長が答弁されたような内容では、どうしても客観性がないわけです。それはちょっといかがなものかなというふうには感じております。

そういう面で、一番最初の4月の専決も、この前も話したように4月に専決して年度末に専決して繰り越す。全体の繰越額の7割8割を専決でやってしまったというその事実はあるわけです。

そこは、どうしてもなんか承服できない点があると思うんですけど、私が申し上げたことで、何かこう反論されるようなものがあれば、答弁お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えします。

これについては単純なチェックミス、それから全額を繰越しておけば、それである程度、再度補正という問題はなかったというふうに認識しておりますが、まず請求があっていない、前払金の請求があっていないという見落とし、それから、その分を4年度に支出を予定して、繰越しをしているということを失念してしまっているという二重のミスが重なったものというふうに、私としては認識をしております。

これについては、私の不徳とするところと反省しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私は、誰が悪いとかいうことを聞いているわけではなくて、やっぱり一番業務をやっている大事なものは、いろんな予算の執行管理をどういう執行管理をするのか、いわゆる原課でやって、そこを例えば総務でダブルチェックをかけて予算の執行はちゃんとチェックしていくんだと、あるいは事業の進行管理もそうだと思うんです。だから、そういう体制の問題があるのかなと思います。

だから、担当者の方が忘れとったというのものもあるのかも分かりませんが、そういう管理体制にちょっとエアポケットの部分があるのかなと。そういうのは、だから専決をしますということではなくて、本来はやっぱり自治法の中に書いてある理由を明確にして専決をしていただきたいかなと。

しかも、ちょっと不満を言えば、3月31日に専決されて我々が知ったのは5月の8日だったかな、全協で知ったんです。それまで1か月ちょっと以上時間があって、それまで何にも知らなかったわけです。だから、そこもちょっと議会に対する、配慮してくれとは言いませんけど、専決自体の考え方が非常に議회를、言葉は悪いんですけど議会軽視されているような感じを受けましたので。最後、答弁要りませんが、私はもうそういうふうに感じまして、なかなか納得しがたいなということで、質問を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

私は、本案を不承認とすべき立場から討論を行います。

他議員から指摘もありましたように、本件につきましては、昨年度の年度早々の専決処分に続き、繰越しに関しては2度目の専決処分となるものです。行政から反省が述べられましたが、専決処分は議会の審議を経ない、議会の議決権を損なう例外中の例外の規定と理解しております。また、議会としても、昨年度1回目の専決処分の際に、もう少し突っ込んで議論すべきであったとの反省を述べられております。

再発防止の取組や議会対応の在り方を考えていただく上でも、この際、本件は不承認とし、行政に対ししかるべき対応と今後の対策を求めるべきと考えます。

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、承認第2号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立2名]

○議長（安丸眞一郎） 起立9名中2名です。起立少数です。したがって、本件は不承認とすることに決定しました。

日程第3. 承認第3号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、承認第3号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

ページ数にして、まずは最初に歳出の6ページ、5款関係の子育て世帯生活支援特別給付金支援事業であります。

内容については、歳出と歳入の補正額の財源内訳について、再度説明を求めたいと思います。

歳出のほうからいった場合に、国県支出金が1,335万6,000円でございます。

歳入のほうで見ますと、総括のほうの3ページ、国庫支出金の補正額が1,203万5,000円、それと、繰入金1,32万1,000円という内訳になっていますが、歳入と歳出の整合性につ

いてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 東議員の御質問にお答えします。

こちらのほうの財源についてでございます。こちらのほうは、東議員御指摘の相互性がないということで大変申し訳ありません。ただこういった構造になりまして歳出のほうをご覧ください。

歳出のほうでございますが1,335万6,000円を国庫支出金という形にしております。こちらの事業は、担当課のほうから全額国庫補助という形でしていたので、一旦歳出のところに全額を国庫の補助という形で入力しておりました。その後、歳入の際のときに、そのままに同じように入力しておりましたが、内示額が来て全額ではないこちらにございます1,203万5,000円ということが分かりましたので、こちらのほうの訂正を行い、そのときに財政調整基金の繰入金を残額の132万1,000円を入れて、同じ額の1,335万6,000円といたしましたところで、差異が生じてしまい、こういった形になっております。

ただ、こちらのほうは5月1日に専決処分という形で、既にもう専決をしておりますので、この中での訂正というのはすることができません。これをまたこの資料にて5月8日の日に担当課長のほうから全員協議会のほうで御説明が、この内容についての御説明があったかと思えます。そのときにもこの資料を提出していたかと思えます。ですので、これの正しい補正という形は、今後額の確定等出てきた時点で修正するような形になるかと思えます。

こういった形で差異が出てしまったことを本当申し訳ありませんでした。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再度、再質問いたします。

先ほど野瀬議員のほうからも専決処分についての御指摘というか、そういったものがあったと思うんですけど、これは、提出者は専決された町長名でから議会の承認を得るという形になっているんです。そのところを担当課、担当課長、それと総務課長、それと財政課長、それと副町長のプロセスをとって、町長のほうの専決処分という形のプロセスだと思うんです。

だから、野瀬議員のほうも申されたんですけど、やはり緊張感は持っておられると思いますけど、やはり議会の承認を得ると、また補正予算でも議決を得るということであれば、緊張感は持っているかと思えますけど、こういったのがやはり、例えば承認とか不承認になると思えますけど、これを承認とか補正予算とか議決された場合は、ネット上で公開されると思うんです。そういったことも含めて、今後、野瀬議員も申されました、また、ほかの議員も同等な考え方と思えますけど、緊張感にさらに緊張感を持って、やはり議会に提出するというのであれば、そういった形の方法を取ってもらいたいと思えますし、再度チェック関係をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 議員9名中起立8名です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第4. 承認第4号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、承認第4号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 少し確認をさせていただきたいと思います。

5月8日の全員協議会での説明では、令和5年度に継続して2名の協力隊を採用するために募集をしたと。3名の応募があつて2名が居住要件が満たない不採用、残りの1名が応募基準を満たさなかつたため不採用になり、今回上程されたお2人が決まったという、先方企業、大学より応募があつてということなんですが、大刀洗町のホームページを見ますと、公開日が2022年の12月18日、終了日が2023年の2月5日、募集期間が令和5年1月4日から1月31日となっております。

3月議会予算の上程前のこの募集ですが、以前にも議決前にプレミアム商品券のチラシの問題があつたかと思ひます。先走りではないかと思うんですが。ちなみにほかの自治体では、ほぼ募集期間はいつからというのは載っていないところが多かつたんですけど、5月31日とか6月の頭とかいうのがほとんどでした。多分これは議決後の募集になっていると思うんですけども、そこら辺の考えをちょっと聞かせていただきたいのと。

それから、そのときの募集の中で、活動の概要として、移動式市場「かてて」のプロジェクト

リーダーを地域おこし協力隊として募集しますとあります。2名分の予算が計上されて、先ほどのお話では、御説明からすると2名を募集とありますが、実際には1名しか募集されておりません。これがどういう理由によるものか。

また、適当な人材の応募がないときは、他自治体では再募集をされておりますが、要望と違う2名が採用されているというこの経緯をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

慶應大学のホームページには、「大刀洗町では対話が生み出す暮らしの豊かさや創造性を共に実践できる地域おこし協力員を募集しています」とあります。以前からこういう企画があって今回の委託になったのではないか。だから1名しか募集しなかったんじゃないかというふうにも考えているんですが、そこら辺の経緯や御説明をもう少しいただけますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 補正専決の関連ということで、答弁を求めたいと思います。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 隠塚議員の御質問にお答えします。

まず、協力隊員任用の経緯でございまして、これは5月8日の全協の資料、全協をもちまして御説明差し上げていた部分に説明が足りなかったことをおわびいたします。

まず、令和5年度に継続して2名の協力隊を採用するために募集というふうに書いておりますが、ここ、説明がちょっと足りていなかったんだと思うんですけど、継続して2名分の予算を計上しまして、それが通ってから2名採用するんですけども、この事業に関しては1名を募集しているというところでございます。まずここが1点目でございます。

続いて、慶應大学との連携についてというところでございますけれども、町は慶應大学のほうとまちづくり連携協定を結んでおります。その連携協定の中に、地域おこしや社会イノベーションを担う人材育成に関する事とということで、人材育成のほうも同時に連携をして行っていく。また、地域おこしや地方創生に関する研究開発に関する事を連携協定の内容としております。

その中で、地域おこし協力隊として、お話戻りますけれども、1名を募集いたしました。これは1月に募集しておりますが、募集に関しましては、会計年度任用職員と同じようにさせていただいておまして、会計年度任用職員に準ずる募集をかけておったところでございます。ちなみに会計年度任用職員は1月の広報紙で広く町内に向けて募集をしているところですので、そちらと同様にしております。

そういうことで募集をかけましたけれども、ここからはちょっと説明が重複するんですけども、3名の応募が来ましたけれども、要件を満たさなかったものでございます。

時を同じくして、慶應義塾大学のほうより研究員が、慶應義塾大学のほうより適材な人材を1人大刀洗町のほうに応募がありましたもので、その研究内容もまた地域循環型経済を大刀洗町で研究していくということでございましたので、決裁を取りまして、そちらを採用するというこ

とになっております。

また時を同じくしまして、ルリーロ福岡さんのほうから、大刀洗町でぜひ健康づくりに寄与する人材を地域おこし協力隊として受け入れるということを検討してもらえないかという話が来ましたので、こちらは年度当初2名分予算を組んでおりましたので、これは通常の地域おこし協力隊として受け入れているものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 早めに公募をしたということですが、そのときに1名、ほかの1名はどのような予定をされていたんでしょう。このお2人の応募ですけど、当初の町の意図とは違うお2人の応募ですよね。通常だと、ここはこういう人を求めているんだということで応募があると思うんです。それが全然違う内容のことになってしまって、結局、町が意図していた「かてて」のプロジェクトリーダーは、今回はなしということになったわけですよ。そこら辺がちょっと理解し難い部分がありますし。

それから、慶應義塾との協定はもちろん知っております。だから御説明のときに、そういう協定を結んでいるから地域おこし協力隊という形で提案がありましたという御説明があるべきじゃなかったのかなと思うんです。名前だけの違いって言われたらそれまでなんですが、地域おこし協力隊ということではなくて研究員、これは委託ですというのは認められていることなので、それに関してはいいんですけど、そのままストレートに御説明をいただければ、私たちも理解しやすかったんだと思うんですけども、そこら辺の御説明というのをもう少し。何回も議会のたびに新規事業については丁寧な説明をと、毎回のように議会からの意見を出しておりますので、そういう意味でもちゃんと手順が分かるように、流れが分かるような形をお願いしたいんですけども、それはいいとして、それに対しての答弁は要りませんが。

1名を募集された、ほかの1名というのは、何かの心積もり、こういう人が欲しいなということがあって1名しか募集しなかったのか、もちろんプロジェクトリーダーのほうは1名しかいないだろうなと思いますので、あとの1名を何か予定というか考えられて1名しか募集をしなかった。何かをどなたかこういうことをやってほしいというようなことを検討中だったから1名しか募集しなかったのか、そこら辺をもう少しお答えいただけますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず、隠塚議員の説明が不足しているというところに関しましては、丁寧に説明を心がけているところではございますが、御理解いただけていないところに関しましてお詫び申し上げます。

続いて、2名の協力隊員の予定で1名しか募集をしていない。また、そのほかの1名に関して

はどうするのという御質問だったというふうに理解しております。

町では毎年2名の地域おこし協力隊を予定して予算計上しておるところでございます。議員の皆様方も御存じのとおり、地域づくりの醸成またDX醸成など、地方創生に関する業務また健康づくり等いろんな業務が、刻々と情勢が変わって、政治も変わりますので、例えば国が推進していた事業に彩りをつけるというか、充実させなければいけない事業というのが年度途中に出ることもございますし、町のほうで前年度に計画をしてそれが翌年度にということが、スピード感がついていかないときもございます。ということで、毎年継続して2名の協力隊の枠を抑えておりまして、何かあったときにすぐそういった人材が登用できるというところもこの2名分であるということでございます。

ですので、年度当初としましては、まずスタートで地域おこし協力隊は小さな商いづくり、ローカルで小さく始める商いづくりというテーマで1名をまず募集しておったところでございます。

全く目的に反する協力隊が来たのではないかとということもございますが、「かてて」のプロジェクトリーダーというふうにきちんと明確にして、協力隊の場合は、募集をかける場合は何するのというのがきちんと分からないといけないので、「かてて」というもののプロジェクトリーダーから派生して、いろいろな町に小さな商いを起こしたい、地域でイノベーションを起こしたいという人材を募集しますということで、具体的なテーマを設けておりました。

これ、「かてて」のほうに1名が来なくなったから、そこはどうするのかという話になってきますが、こちらは、ふるさと財団の事業のほうが採択されましたので、そちらで今プロデューサーを呼んで指導を受けながら、そちらのほうにもてこ入れをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そういうことであれば、例えば募集のときに、こういう人を募集しています、そのほかに御提案があるような応募をいただけると幸いですとかいう一言があって、今おっしゃるように刻々と変わる状況の中で、意外とやりたいと思っている方の中には、こういうことをやりたいけど募集がないから諦めるという場合もあると思うので、今回の場合も、そういうほかに御提案いただけるものがあつたら御応募くださいという一言があれば。何にもなかったわけですね。そこら辺を次回からの応募のときに、プロポーザルじゃないですけど、御提案できることがあれば応募をお待ちしていますとかいうような一言があると、より町の活性化につながるんじゃないかと思えますし。

それから、先ほど理解していなかったとおっしゃいましたが、説明がなかったものを理解するというのはできませんので、そこに関しては訂正をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 最後の件についての再度答弁ということですね。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 隠塚議員の御意見にお答えいたします。

5月8日の全員協議会の説明会において、説明が不足しておりましたことをおわび申し上げますというふうに申し上げておりますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） はい、よろしいですか。ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

関連なんですけども、この委託型地域おこし協力隊の委託契約は、町も初めてだと5月8日のときに説明をいただいたと思います。たしか、修士課程の修士論文を作るということを聞いていますけども、地域おこし協力隊2年3年、最長3年まで継続して行われるということなんですけども、1年たったときに、じゃあまた次2年目もって言ったときに、2年からまた3年目もって言ったときに、その成果の目安が何か分かりづらいんじゃないかなあと思うんです。

この委託契約の内容もちょっとよく分からなくて、修士論文を提出するのは多分、慶應義塾大学に論文は提出すると思うんで、その論文は大学が評価すると思うんです。また町が評価するのとまた見方が違うし、費用対効果の部分も町のほうは考えなくちゃいけないと思うんですけども、ちょっと分かりづらいんです。この方を雇用契約型で任用するというのが分からなくて。先ほど課長が言われましたように、慶應義塾大学とは何か協定を結んでいると。これは無料で協定結んでいるんですか。何かこう慶應義塾大学にノウハウをいただくのに何か幾らか払っているんでしょうか。ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域おこし研究員として来ているものが、修士課程であるので論文を書くことに関して、町が委託しているのではないかと、そういう議論だったと思いますけれども。まず、地域おこし協力隊として、慶應義塾大学の研究員、大学院生を受け入れることに関しては、地域の現場で実践的な研究開発を行うSFCの大学生を大刀洗町が地域おこし協力隊として任用する。イコールSFCからの大学からの遠隔と対面で研究の指導の支援を通じて、大刀洗町の地方創生の実学を推進するものであるということと理解をしているところなんです。

それで、派遣されてきた地域おこし協力隊の方は、慶應大学SFC研究所の担当教授であります玉村教授からの助言ですとか、自治体と組織との調整のもとに、地域に新しい軸を実現するテーマを設定して活動するということになっております。地域が抱える課題を多様な主体の共同や全国のほかの同じ研究をしている自治体の連携を実現することで、共に大刀洗町の課題が解決できることを目指すということで、協定を結んでいるところでございます。

このように、大刀洗町に役立つ新しいまちづくりの仕組みを慶應大学がバックアップをして進

めることが、この事業のいいところだというふうに思っております。大学がバックアップするということは、町の課題、その解決に係ることが新たな手法の研究のスペシャリストである慶應大学がバックアップするということが、このいいところでございますので、学費イコール委託費ではないというところでございます。

慶應大学との委託費用のところでございますが、この事業全般に関して幾らということではございませんで、大刀洗町で開設しております大刀洗町みらい研究所というものをサテライト会場で大刀洗町のほうに設置をしております、今そちらのほうで7名の職員がいろんな研究をしておりますが、そちらのほうの委託費用を組んでおるところでございます。これは地域ブランド推進費の委託料のところ組んでおります。まちづくり推進のほうですね。自治振興費のほうに組んで、委託料として組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということであれば、この慶應義塾大学と委託料を結んでいるんで、委託料で委託契約を結んでいるんで、その範囲内で慶應義塾大学から慶應義塾のノウハウを町に還元してもらえばいいと思うんです。何かこう二重に慶應義塾に払って教えてもらわないと、深いところまで教えてもらえないみたいに何か感じるんですけども、何かこの地域おこし協力隊の具体的な評価する町の基準というのはあるんですか、1年後に。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 現在、隊員とずっと、5月全員協議会後に専決させていただいて任命しておるところでございますが、現在、具体的なその隊員の動きというところでございますけれども、小さな企業支援というところに入っておりますけれども。これ、8日の日にも少し説明させていただいて、すみません、説明不足で申し訳なかったのですが、町の中で経済を循環させる、これ、地域経済の循環なんですけれども、を研究テーマとしておりまして、現在企業をずっと回っております。現在65件の企業訪問をしております、そこと大刀洗町の例えば一次産業である農業と企業何者もでございますので、そちらの企業をつなぎながら、町の経済を循環させていくということを研究しております。

先ほどの、委託費が、慶應大学の委託費のほうに二重になっているのではないかと御指摘でございますけれども、このまちづくり事業の委託費用としましては、予算書には389万円と計上されておりますが、こちらは、大刀洗町のみらい研究所の運営のほうで委託費を組んでおるところでございます、こちらの隊員のほうの指導料とかというところでは委託をしておりませんので、そこは二重にはなっていないというふうに認識をしております、逆に、地域おこし協力隊として受け入れた委託型のこの協力隊員の指導も一緒にしてもらえるとというふうに理解をしております。

ます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、ほかありませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回、非常に専決が多いということで、本来であれば今この議場の中で議論しているようなことを、議会としてはきちんと補正予算で定例会なり臨時会に上程していただきたいということが、今回の特に定例会の一貫したテーマになると思うんです。今回これが議会に諮るいとまがなかったという理由について、もう少し御説明いただきたいんですけど、臨時会も含めてです。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

専決処分というのは、先ほどから議員の皆様から御指摘をいただいているとおり、例外的なやり方でございます。執行部側としてはそれを避けるというのが基本だというふうに認識をいたしております。

一番最初の不承認になった事案については、これ、もう弁解の余地がございませんで、大変申し訳なく思っております。

また、その後の事案については、いろいろな事案が出てきたときに、原課のほうは専決処分でもやってくれというふうに上がってくるんですけども、私としては、いやそう簡単に専決処分というんじゃないということで、まずは、この補正予算等については臨時議会を開いていただかないか、どうしてもやっぱりそれが難しいということであれば、専決処分を認めていただかないかということ、まず、議長のほうに相談をしてくれということで、基本的に対応を原課のほうなり総務課長等をお願いをしているところでございます。

今回もちょっと時系列的というのは正確に覚えていないんですけども、ちょうど総務課長が不在にしていたというか、外していた時期と重なっていて、例外的に例えば財政の係長なりから御相談を申し上げていたのかもしれませんが、そういう中で今回の補正、臨時議会ということにならずに、専決処分というふうになったというふうに私自身は理解をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、その3日前に招集したこともありますよね。昨年度でしたか。だから、我々はもちろん日程を調整しないといけないけれども、臨時議会なり開いていただいていた方がいいと。

それから、6月この定例会の補正予算に計上して、その後に契約等を行うということも可能だと思うんですけど、それもやはりできないような急ぐものだったのか。

○議長（安丸眞一郎） 再度答弁求めます。承認第4号の件の質疑です。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 承認第4号の件についてお答えいたします。

6月議会、この議会で上程させていただくとすると7月採用ということになりまして、2か月の空白期間が出るということで、その人材自体もその2か月後だったらちょっとその話自体も流れてしまう可能性がございます。そういうことで、そういう人材でしたら、なるべくスムーズに、その人材を受け入れることができるよう、5月8日の全員協議会のほうに図らせていただきました後、5月8日の議会に説明後、専決をさせていただいて、その後、スムーズに登用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全員協議会での説明とかいうことは、法的に何の根拠もありません。全員協議会で、我々が、仮に誰かが分かったと言っても、それは何の効力もありませんので、そこはお含みおきください。

地域おこし協力隊というのは、制度設計上どうなのかということで、全国でいろいろな課題が出ておりますので、担当課ができる限り特別交付税等も活用しながら、人材の活用を図っていきたいというお考えは分かりますが、今回、特に全く何もないところから、現在、予算を払って委託している大学からの派遣を、向こうさんからの依頼で受けると。それから、もう一つの方も、先方さんからの依頼で受けるということを、突然、専決処分で行うということに関して、私は、大刀洗町の、今、行政の非常に大きな課題の一つは、公平性と透明性だと思います。いろんな地域ブランド等の業者選定もそうなんです、これが、いわゆる町側が金銭を払って委託しているところから、またさらに追い銭のようなものを払って受け入れるという、しかもこれを専決で行うということに関しては、私は非常に疑問を持たざるを得ません。

もう一つ、担当課長が先ほどからスピード感という言葉をおっしゃっております。スピード感というのは、前町政時代から何かにつけて言われてきた言葉ですが、ここで一つお答えいただきたいのは、議会の審議権を侵害するような、議会が審議ができない、議決ができないという、専決処分を行ってもいいぐらいの、これはスピード感が必要なものなのかどうか。我々が審議、議決ができないというほどのスピード感というものが、これに該当しているのかどうか。全体そうです。スピード感という口実で、議会が審議ができない、議決ができないということ、これまでも何か伝家の宝刀のようにおっしゃっていたけれども、これについては、私は反省していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 再度、今の件について答弁を求めたいと思いますが。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まずは、先ほどの説明とかぶるのですが、確かに1月に募集した後、募集して採用できなかったことがあります。先ほど隠塚議員の質問の中でも出まして、再募集という手もあるのではないかと御意見もいただきました。4月に、年度が変わってから、そういったお話のほうをいただきましたので、順序に沿って、その人材お二人を登用していったということでございます。その中で、地域おこし協力隊の登用に関して、議会の議決を受けねばならないというところまで私のほうも考慮しておりませんでした。それに伴って、福祉のほうに予算の組替えをする必要があったり、受け入れる隊員の働きぶりとか、契約の中で、それが雇用型よりも委託型のほうが適しているし、予算もかからないということで、そういうふうに時系列にさせていただいたところではございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に不承認の立場から討論を行います。

先ほど申し上げましたように、地域おこし協力隊については、様々な制度設計の問題もあり、全国的にもいろいろな課題が噴出しているということは承知しております。また、その中で、行政が特別地方交付税等を活用して、有効な人材活用を行う努力を行っていることについても理解はしているつもりでございます。

ただし、本案につきましては、まずもって、大きな変更等が発生しているにもかかわらず、専決の要件を満たしていないこと、また、新しい採用の方式が、町が委託している学校なりから直接オファーがあって、これを受託しているということ。この点では、町の公平性、透明性というものが非常に問われている問題だと思います。3つ目に、スピード感という問題ですが、スピード感ということが、議会軽視の、何か錦の御旗のようにになっているのではないだろうか。スピード感という言葉を経々しく使っていただきたいくないと思います。今後、非常に気をつけていただきたいと思います。我々の議会の議決権を侵害する重大な事案であると思います。

本案は不承認の上、当局においてしかるべき対応を取っていただきたいと考える次第です。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、承認第4号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求

めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は、起立願います。

〔議員 9 名中起立 6 名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員 9 名中起立 6 名。起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第 5. 承認第 5 号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第 5、承認第 5 号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第 5 号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 9 名中起立 9 名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第 6. 承認第 6 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第 6、承認第 6 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7 番、平山賢治議員。

○議員（7 番 平山 賢治） この改正に伴う、被保険者への影響額、影響世帯等を教えていただきたいのですけれども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 平山議員の質問にお答えいたします。

令和 5 年度の方がまだ出ておりませんので、令和 4 年度の方で推計をさせていただきます。令和 4 年度におきまして、超過世帯数では 29 世帯ございましたが、今回の限度額の改正によりま

して、25世帯になるかと思います。また、その課税額は年間55万円の増加が見込まれるものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本件につきまして、同じような引上げ等の条例案が出るたびに、昔からこれについては、専決処分の妥当性について申し上げているのですけれども、他自治体を見ておきますと、6月定例会なり、それ以前の臨時会できちんと、これもまた議決をして、その後で執行するという事例が見当たりますので、専決処分しなくてもきちんとしていくという事例が近隣にございます。とりわけ、これは上限額の引上げということつまり増税ですね。軽減はいとしても、増税を、これもまた議会の議決を経ずに専決処分をしてしまうということは妥当なのか。これは近隣の状況も含めて、我々、当町も再考すべき時期に来ていると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

まず、県南の昨年の状況でございます。昨年も同じように課税限度額の専決処分を行わせていただいておりますが、昨年6月議会において議決した県南の市町村が2市町です。専決処分をした市町村が大刀洗を含めまして12市町村、うち臨時議会でされたところが3市町だというふうに思っております。6月議会に議決した市町村におきましては、7月課税ということで、6月の議会でも十分間に合うところがございますが、当町におきましては6月で課税をするということで、法律の施行に伴いまして、4月1日の施行ということで専決処分をさせていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すなわち4月施行でなくてもいいわけですね。だから臨時会等で十分対応が可能だというふうにお聞きいたしました。

町長にお尋ねしたいのですが、今回、非常に専決に関する事例がございました。他自治体を見ておきますと、例えば、3月末なり4月に定例の臨時会といいますか、そういう地方税法等も含めた臨時会を議会と協議していただいて、設定して、そこで必要なものを上程していただく。できる限り、私どもの議論の俎上に乗せていただくという方法も今後考えられると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、専決処分というのは、先ほども答弁させていただきましたとおり、これは本当に例外的なものだというふうに考えておきまして、専決処分ではなく、補正予算で対応するというのが基本だというふうに認識をいたしております。

ただ、1点だけ、年度末の税条例に関しましては、これは行政実務上というか、特に私どものような小規模自治体におきまして、誤りなく、きちんと3月の前に条例案文を作れるかというところ、それは非常に難しい現実がございます。もちろん、税条例の改正の概要等は事前に来るものもあるのですが、細かな通知等は、3月31日に来るような通知もございまして、例えば、今、税務課長の田中課長、恐らくうちの役場の中で一番税法に詳しい職員ではございますけれども、田中課長をしても、恐らく3月中に臨時議会を開いて、税改正の条例を上げるというのは、実務上、ほとんど難しいと思っておりますし、恐らくチェックができないというのが現状でございまして、これについては、国と地方との関係の中で悩ましい部分はあるのですが、そこは恐らくこれから専決処分をお願いしないといけないんだろうと思っております。

それ以外については、専決処分を極力なくす方向で、これから事務処理に当たっていきたく思いますし、議会のほうにも御相談をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ臨時議会の開会について御理解をいただければと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、国との関係で、そもそも税法改正というのは、一番議会が時間をかけて議論しなくてはいけないことですよ。とりわけ住民負担増とか増税となれば、なおさらですから、市町村が間に合わないような時期に地方税法改正を下ろしてくるといふ国の姿勢については、厳しく問わないといけないと思っております。おっしゃるように、地方税法が3月30日に間に合わないとしても、4月の臨時議会等で速やかに報告をすとか、4月の臨時議会を開催して、国保税等の改正が間に合うのであれば、ぜひそこにいろいろなものを当てていってという制度設計は可能であろうと思っておりますので、そこについては、よく御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかにはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

あまり出てこないどころかと思っておりましたのですが、私は本案に不承認の立場から討論を行います。

1つ目に、国保税は他の健康保険や被保険者の所得比で比較しても、著しく税額が高いということです。この要因は、国民介護保険の責任者である国が、必要な国庫負担を減らし続けてきたことが大きな要因であります。税の上限額の設定により、極めて高い所得の世帯も、課税額が頭打ちになるという問題もありますが、一方で、中所得世帯でも、世帯人員が多ければ上限額に達するような税率の高さです。もちろん、低所得者の方の軽減を広げることは喜ばしいことではありますが、この上限額をいじるだけでは、国保問題の抜本的な解決にはならず、引上げには反対するものです。

もう一つは、この議案が専決処分の要件を満たしていないと考えることです。毎回、指摘申し上げているところですが、近隣の自治体では、6月定例会なり臨時議会で、きちんと議案として上程したり、審議している自治体もあります。住民の負担減の議案ならともかく、増税を強いる議案を議会の議決によらない専決処分で決裁することは、あってはならないことだと思います。他の議案でも指摘されておりますように、専決処分というのは、議会が不承認としても効力を失われないという議会性民主主義の中では例外中の例外の規定だと読まなければなりません。すなわち、突然の大災害によって緊急の支出が必要だとか、明日、何かの事業を行わなければならないという差し迫った事態が想定されると思います。

一方、本案は他自治体でも議決事項として審議されているように、議決するいとまがないわけでもないし、住民負担軽減の緊急やむを得ざる処分でもありません。この際、年度末の各種の専決処分も含め、議会との関係を抜本から見直し、専決処分が極力なされないような制度設計の検討をお願いしたいと思います。すなわち、3月末や4月上旬に定例の臨時議会等を毎年協議し、設定するようなことも可能であろうと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上の2点から、本案には承認しかねますので、不承認の討論とするものです。議員各位の御賛同よろしくお願いします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、承認第6号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（安丸眞一郎） 議員9名中起立7名です。起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第7. 議案第22号 健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第22号健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号健康管理センター大規模改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第23号 下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第23号下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

入札につきましては、行政はルールを定めて入札を執行する。入札の方法については、今回の結果や議会の指摘も踏まえ、今後も改善の余地はあろうかと思えます。

一方で、入札結果を認めるかどうかは、議会の責任であります。そう考えたときに、今回、1件を除く入札結果を、私は議員として住民の皆さんに合理的に説明できるかといいますと、私は説明しにくいと思えます。もちろん予定価格というのが、最も適正な価格と思えますので、何でも安く抑えるとか、経費を抑えればいいということでもありませんが、今年度の入札方式の中で、かかる結果は納得し難く、一旦否決し、再入札を図るべきと考えます。他2件についても同様であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第23号下高橋地区中島ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立7名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員9名中起立7名。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第24号本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

本郷長助塚ため池、1工区と2工区に分けていますけれども、他の議員も言われたと思うのですけれども、この1工区、2工区の浚渫工の立米数を足しても、先ほど承認された下高橋中島ため池の2工区の工事の浚渫工の立米数よりも少ないのですけれども、両方の入札金額を足すと、約2,000万円くらい高くなっているのですけれども、確か説明の中で、地場の業者を育成するという答弁をいただいたのですけれども、これは1工区をまとめて出したときの金額と、やはり2工区に分けているときの金額というのは、試算か何かされたのですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 高橋議員の質問にお答えいたします。

町としましては、議員がおっしゃいましたとおり、町で定めている公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、地域の建設業が持続的に発展できるように、地元の業者の受注機会の確保に努めることとなっているため、今回の工事を2工区に分割し、受注機会の確保に努めたところでございます。

また、今回の工事では、進入路を別に設置することが可能でございましたので、工事の効率を高めて、工期内に工事を完了させるためにも、分割入札したことが主な理由でございます。

1つの工区で行った場合と2つの工区で行った場合を比べたのかということですが、一応、町のほうとしても、2パターン分を積算して比較してみました。2工区で行った場合が約2.5%の金額の上昇しかございませんでしたので、ここは2工区に分けてやったほうがメリ

ットも多ございますので、2工区に分けて、今回工事をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 金額だけではなくて、進入口も2つに分けたと言いますけれども、いただいた資料、図面で見ますと、途中から2つに、右左に分かれているだけで、多分、主要道からの入り口は1か所だと思うのです。そういったものを踏まえて、かなりの大型車の出入りが多くなると思うのですけれども、その辺のことを考慮しても大丈夫ということで、効率的にも考えて2つに分けたのですか。もう地場育成のために2つに分けたのですか。効率的にもこっちのほうがいいという判断ですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えします。

効率にも、こちらのほうがいいということで、地場育成のことも両方でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号本郷地区長助塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（安丸眞一郎） 議員9名中起立7名、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第25号 本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第25号本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号本郷地区長助塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（安丸眞一郎） 議員9名中起立7名、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第26号 甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第26号甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号甲条地区屋敷付ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第28号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第28号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

9ページをお願いします。15款の価格高騰重点支援助地方交付金（低所得世帯支援枠）事業費の中の18節負担金補助及び交付金という形で、4,800万円の金額ですけれども、説明の欄が負担金補助及び交付金という形で出ているのです。こういったことも、先ほども申しましたように、総務課長のほうが説明されるわけなのですけれども、この部分だけ、当然、気づかれていますと思うのですけれども、その時点で、説明の欄の説明、そこをお願いしたいと思っておりますけれども。再度、負担金補助及び交付金の4,800万円の内訳の説明をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 知行） 東議員の質問にお答えいたします。

まず、説明が不足しておりましたこととお詫び申し上げます。こちらにつきましては、3万円の1,600世帯、価格高騰重点支援助金でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 同じことを申し上げますけれども、これは補正予算書なんですよ。当然、町長のほうの提案という形になりますので、説明される職員並びに起案される職員は、再度申し上げますけれども、緊張感を持って、議会のほうに議案として提出されることをお願いして終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 10ページです。6款1項5目緊急経済対策費、半額割引券交付金。これは交付する時期とか説明がありましたか。ちょっと記憶にないので、重複するようであれば申し訳ないのですけれども、時期とか、分かっていると思うので教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 質問にお答えいたします。

プレミアムクーポン事業の件でございますが、この事業につきましては、過去3年間に実施しましたプレミアムクーポン事業と同様の内容でございます。1,000円のクーポンを使うたびに自己負担を500円支払いまして、お買物が500円分お得になるという、例年と同様の内容でございます。

予算は、昨年度より人口増加を加味した分を増額しております。財源につきましては、主に地方創生臨時交付金と、ふるさと応援基金を活用いたします。時期が、この議決をいただいた後に、郵便局とか印刷業者と準備に入りまして、8月に住民の方にクーポンを郵送しようと考えております。クーポンの利用期間が9月から1月末までの期間としております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第25回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時02分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 6月16日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 平山 賢治

署名議員 東 義一